

令和5年度
保健業務運営指針



令和5年4月
印西市

目 次

I 総 論

第1章 基本的事項	3
第1節 基本理念	4
第2節 重点目標	1 2
第3節 予算事業概要	1 3
第2章 印西市の概要と現状	2 1
第1節 印西市の概要	2 2
第2節 人口及び構造	2 3
第3節 保健医療資源に関する現状	2 6

II 各論

第1章 健康	3 1
第1節 健康づくりの推進	3 1
1. 健康診査事業	3 2
2. がん検診事業	3 6
3. がん検診推進事業	4 0
4. 特定健康診査等事業に要する経費、健康診査に要する経費	4 2
5. 健康診査に要する経費	5 0
6. 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	5 2
7. 健康づくりの推進に要する経費	5 4
8. 健康支援事業（保健対策推進事業）	6 0
9. 健康づくりセンター等運営事業	6 2
10. 歯科保健事業（保健対策推進事業）	6 4
11. 食育推進事業	6 8
第2節 医療体制・健康危機管理対策の充実	7 3
1. 地域医療推進事業	7 5
2. 健康危機管理対策事業	7 6
3. 予防接種事業	7 8
4. 新型コロナ対策事業	8 4
第2章 子育て	8 7
第1節 子育て支援の充実	8 7
1. 乳幼児健診事業	8 8
2. 出産育児支援事業	9 2
3. 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	1 0 2
4. 特定不妊治療費助成事業	1 0 4
5. 不育症治療費助成事業	1 0 4

参考条例・規則等

健康子ども部行政組織図（抜粋）	108
健康子ども部健康増進課事務分掌（抜粋）	109
印西市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年3月26日条例第9号）	110
印西市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則 （平成6年3月30日規則第11号）	112
印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和57年3月30日条例第8号）	114
印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例施行規則 （昭和57年3月30日規則第7号）	116
印西市健康づくり推進協議会設置規則（平成3年3月30日規則第10号）	117
印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱 （平成24年12月18日告示第159号）	119
印西市健康生活コーディネート事業実施要綱（平成16年9月30日告示第140号）	121
印西市妊婦健康診査実施要綱（平成17年3月31日告示第67号）	124
印西市乳児健康診査実施要綱（平成17年3月31日告示第68号）	129
印西市新生児聴覚スクリーニング検査事業実施要綱 （令和3年3月31日告示第69号）	133
印西市産婦健康診査実施要綱（令和3年3月31日告示第70号）	135
印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱（令和4年3月31日告示第61号）	137
印西市高齢者インフルエンザ予防接種実施規則 （平成18年3月31日規則第45号）	138
印西市健康診査実施規則（平成20年3月31日規則第34号）	139
がん検診推進事業の実施に伴う印西市健康診査実施規則の特例に関する規則 （平成22年6月1日規則第112号）	142
印西市予防接種実施要綱（平成19年3月29日告示第56号）	144
印西市保健専門部会設置要綱（平成19年3月29日告示第57号）	146
印西市健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例 （平成22年3月17日条例第50号）	147
印西市健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 （平成22年3月17日規則第81号）	149
印西市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成25年4月1日条例第9号）	151
印西市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施規則 （平成26年9月30日規則第13号）	153
印西市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成27年3月31日告示第57号）	155
印西市公的病院等運営費補助金交付要綱（令和2年3月17日告示第39号）	157
印西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱（平成28年6月28日告示第121号）	159
印西市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱 （平成30年3月30日告示第64号）	161
印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱 （平成30年10月26日告示第175号）	162
印西市予防接種費用の償還払に関する要綱（平成31年4月25日告示第90号）	164
印西市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実施要綱 （令和4年6月24日告示第116号）	166

I 総論

第 1 章 基本的事項

第 1 節 基本理念

第 2 節 重点目標

第 3 節 予算事業概要

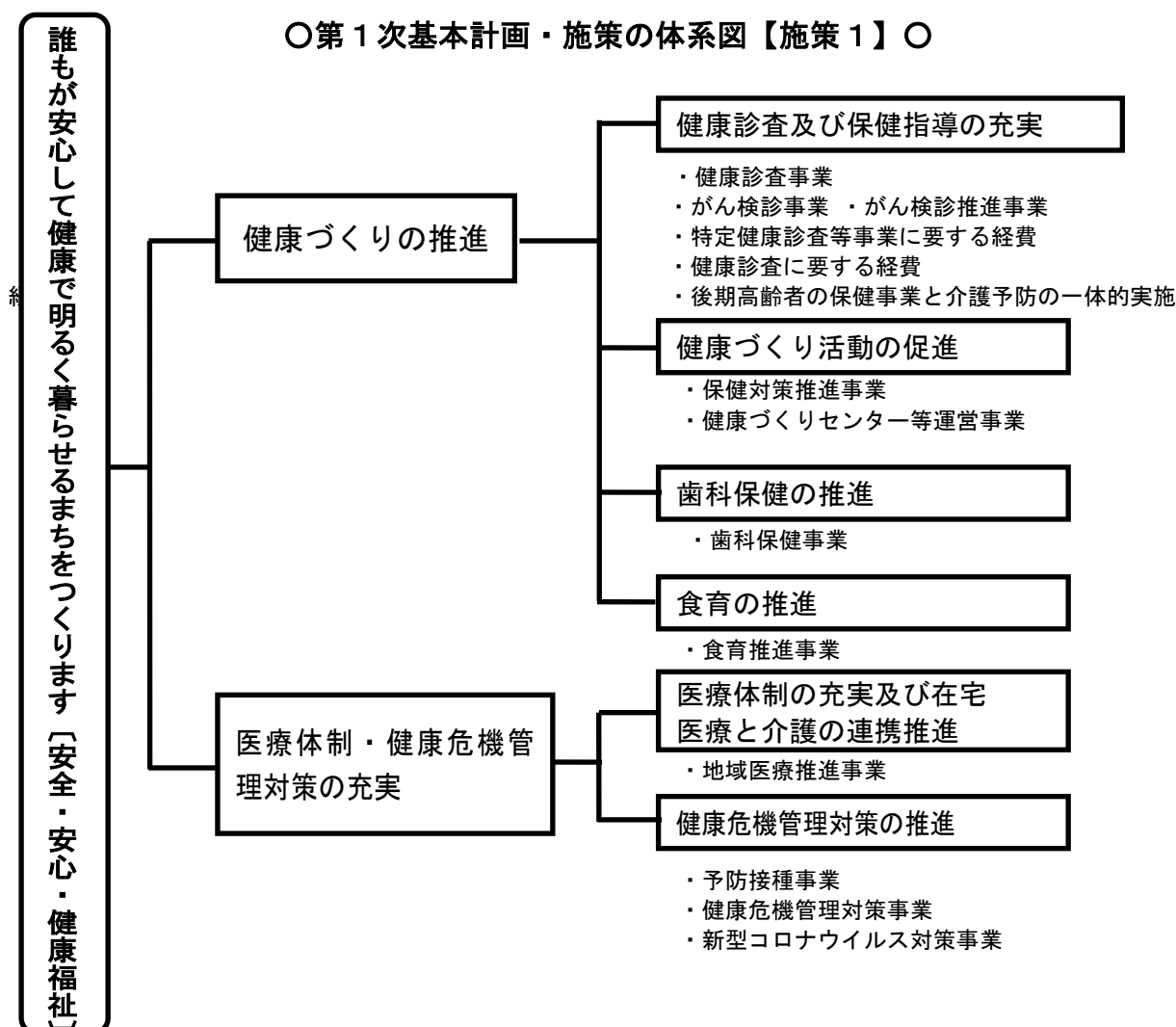
第1章 基本的事項

第1節 基本理念

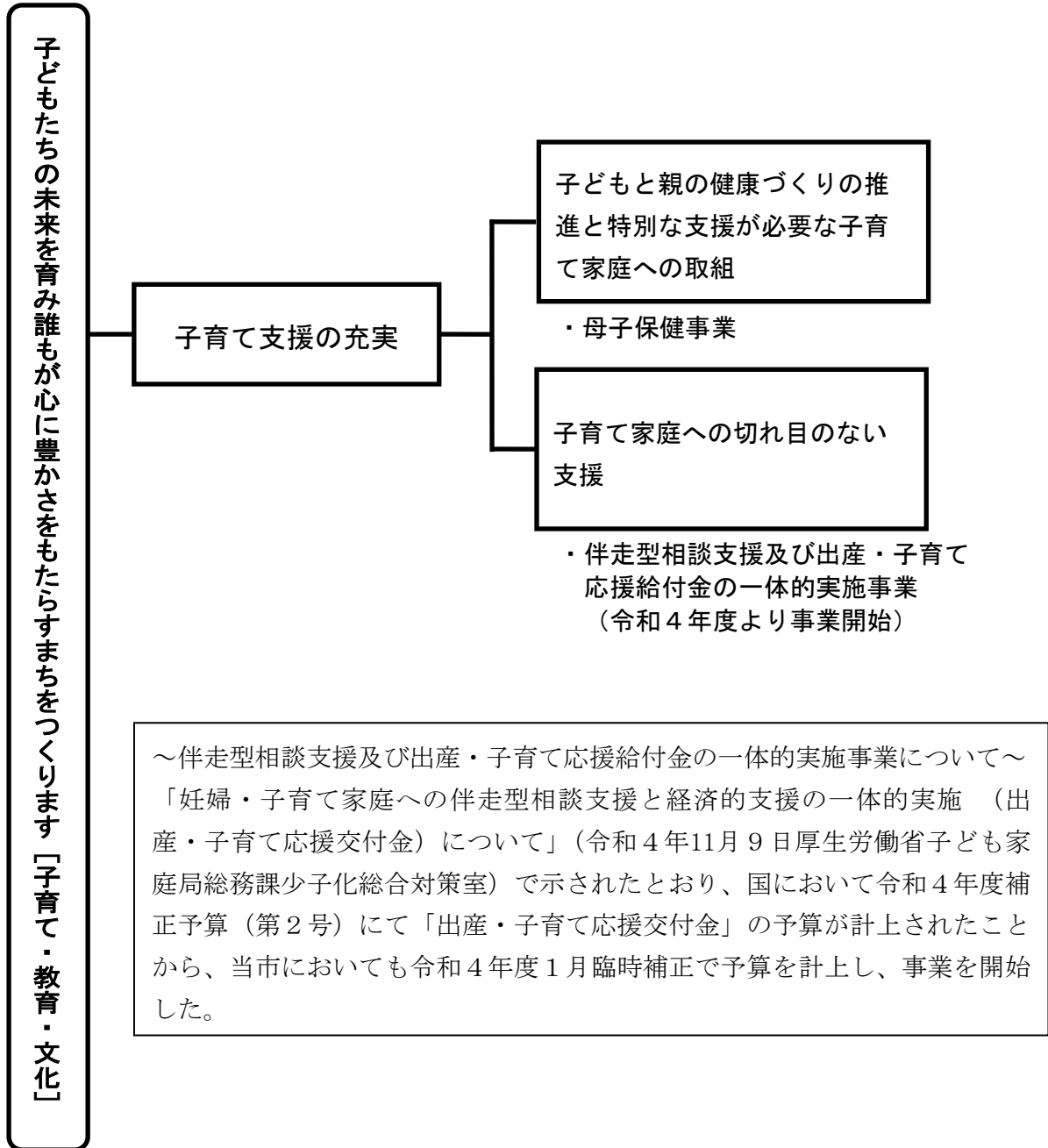
少子高齢化の進展、疾病構造の変化（生活習慣病の増加）、健康への関心の増大といった社会背景の中「市民一人ひとりが自発的な健康づくりに取り組み、生涯を健やかに暮らすことができるまち」を目指し、市民の健康の保持、増進を図るため各種事業を実施し、健康寿命の延伸や医療費等の抑制につなげることを目標とする。

また、医療においては、「安心して医療サービスが受けられるとともに、健康や生命を脅かす感染症の予防と拡大防止に対応できるまち」を目指し、誰もが必要に応じ、安心して受診できる医療体制を確立するため、地域医療体制の強化や在宅医療の推進に努めるとともに、感染症に関する知識の啓発に努め、感染症予防に向けた具体的手法を普及させ、感染の拡大防止を図ることを目標とする。

当市のまちづくりの長期的指針となっている「印西市基本構想」においては、将来都市像『住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで』の実現に向けた政策として「誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります【安全・安心・健康福祉】」及び「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります【子育て・教育・文化】」が掲げられており、令和3年度から5か年の「第1次基本計画」においては、下記のような体系で施策の展開を図り、各種事業を進めていきます。



○第1次基本計画・施策の体系図【施策2】○



1 健康・食育・歯

「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～（改定版）」 （計画の期間：平成31年度～令和6年度（※計画期間延長））

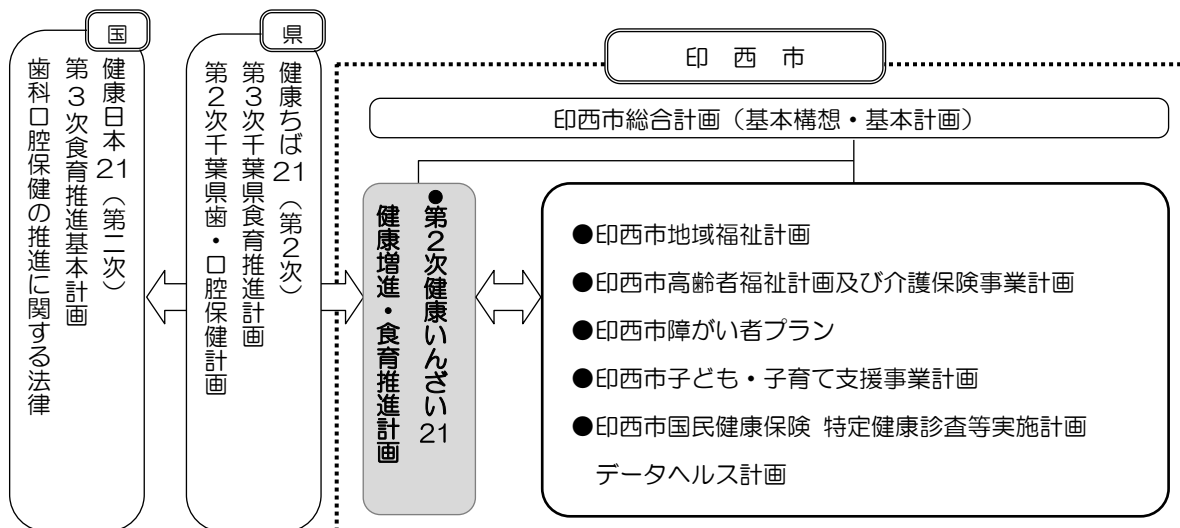
市では、平成26年度～令和6年度までの11年間を計画期間とする「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」において、健康増進、食育推進、母子保健、歯科口腔保健の分野を含め、市民、地域、行政が一体となった主体的な健康づくりを推進してきました。平成30年度が中間年度にあたることから、これまでの進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針等を踏まえるとともに、市民からの意見公募や健康づくり推進協議会において意見を頂き、「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～（改定版）」を平成31年3月に策定しました。

本計画の基本理念である『めざす健康 大切にする食 みんないきいき すこやか笑顔』を基に、健康づくりの方向性として、「豊かな自然を活かした 健康を支えるまちづくり」の推進を掲げ、市と市民が協働しながら市民とともに全庁的に取り組みを進めていきます。

●法令等の根拠●

『健康増進法』（第8条第2項）、『歯科口腔保健の推進に関する法律』（第3条第2項）に基づく「市町村健康増進計画」、及び『食育基本法』（第18条第1項）に基づく「市町村食育推進計画」に相当する計画です。

●他の主要計画との関係●



●計画の基本理念●

生涯いきいき元気で笑顔あふれる印西市をめざして、食の心と体を育む力を取り入れながら、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを実践・継続できるようにという願いを込めて、「めざす健康 大切にする食 みんないきいき すこやか笑顔」を第2次計画の基本理念として掲げ、市と市民が協働しながら本計画を進めていきます。

第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～の計画期間延長

「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」は、国の健康増進計画「健康日本21（第二次）（平成25年度から令和4年度）」及び県の健康増進計画「健康ちば21（第2次）（平成25年度から令和4年度）」を勘案して計画しており、平成26年度から令和5年度までの計画期間となっておりますが、「健康日本21（第二次）」「健康ちば21（第2次）」の計画期間が1年間延長され、令和5年度まで計画期間となりました。

このことから、「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」につきましても計画期間を1年間延長し、令和6年度までとします。

1. 国の「健康日本21（第二次）」の計画延長について

（1）計画期間の状況

- ・「健康日本21（第二次）」の当初計画期間
平成25年度から令和4年度までの10年間
- ・関連計画の計画期間医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、平成30年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直しの時期が一致させられており、令和6年度から次期計画期間が開始される。

（2）計画期間延長の趣旨

- ・自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、次期「健康日本21」を、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画との計画期間と一致させることを目的とし、健康日本21（第二次）の期間を1年間延長する。

（3）改正の内容

- ・「健康日本21（第二次）」の改正後の計画期間
平成25年度から令和5年度までの11年間
- ・「健康日本21（第二次）」に掲げる各目標に係る年及び年度については、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

（4）次期計画策定スケジュール

- ・令和3年6月頃から最終評価を行い、令和4年夏頃を目途に報告書を作成
- ・令和4年夏頃より次期「健康日本21」について議論を開始し、令和5年春を目途に次期「健康日本21」を公表
- ・令和5年度に都道府県計画策定期間を設け、令和6年度から次期計画を開始
- ・次期「健康日本21」の計画期間は、医療費適正化計画等、関連計画の計画期間を考慮のうえ設定

2. 県の「健康ちば21（第2次）」の計画延長について

（1）計画期間の状況

- ・「健康ちば21（第2次）」の当初計画期間
平成25年度から令和4年度までの10年間

（2）関連計画との状況

- ・国と同様に、平成30年度より県の保健医療計画や医療費適正化計画等の見直しの時期が一致させられており、令和6年度から次期計画が開始される。

（3）計画延長の趣旨

- ・「健康ちば21（第2次）」は、健康増進法第8条等により国の基本方針を勘案し、策定・

改定されるものであり、「健康日本21（第二次）」と同様に、関連計画期間と一致させることを目的とし、健康ちば21（第2次）の期間を1年間延長する。

（4）改正の内容

- ・「健康ちば21（第2次）」の改正後の計画期間
平成25年度から令和5年度までの11年間
- ・各目標に係る年及び年度については、「健康日本21（第二次）」に合わせ、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

（5）次期計画スケジュール

- ・令和5年度「健康ちば21（第2次）」の最終評価及び次期計画の策定

3. 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の計画延長について

（1）計画期間の状況

- ・「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の当初計画期間
平成26年度から令和5年度までの10年間

（2）計画延長の趣旨

- ・「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」は、健康増進法第8条等により国の基本方針及び県の健康増進計画を勘案し、策定・改定されるものであり、これらの計画を反映せることを目的とし、「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の期間を1年間延長する。

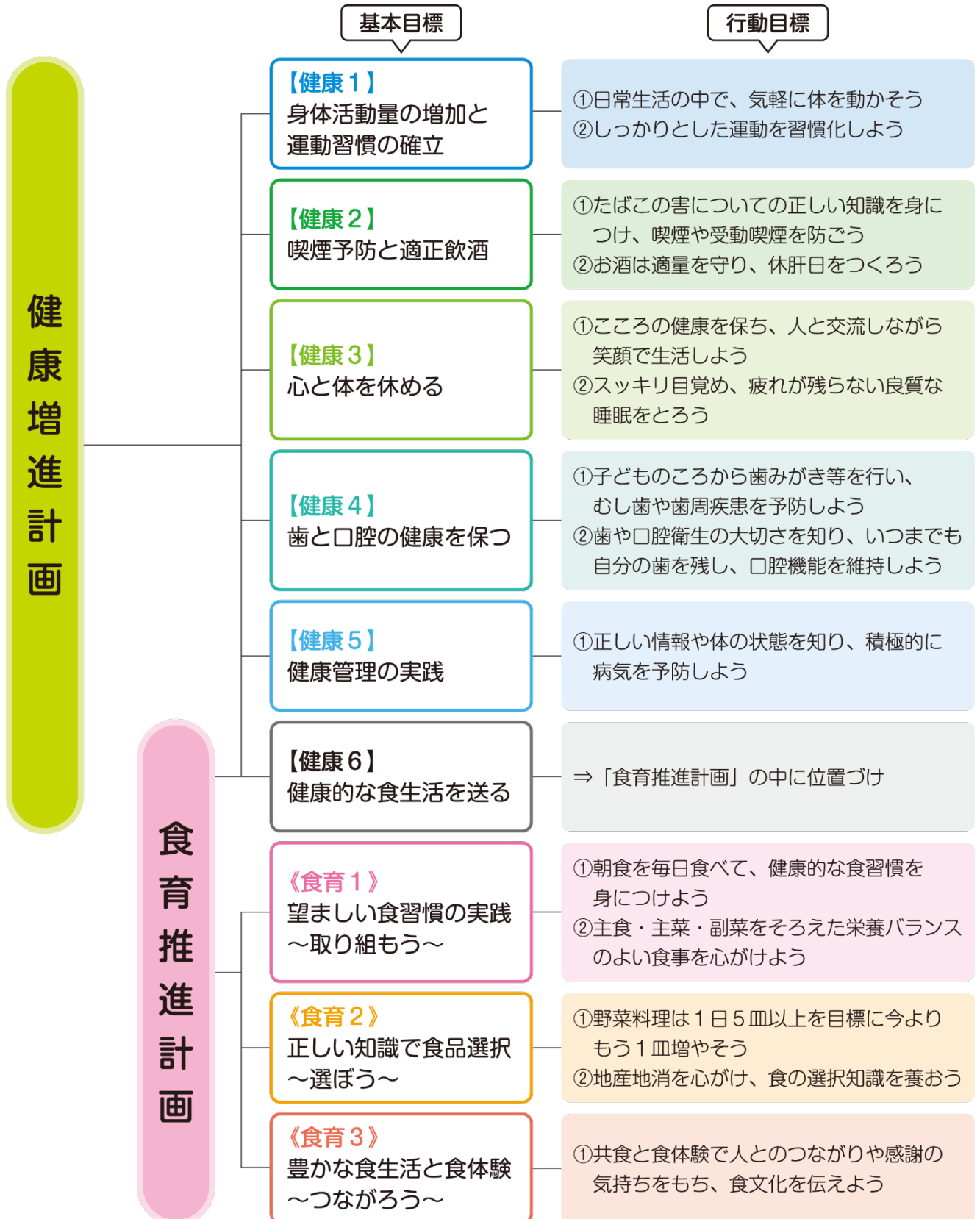
（3）改正の内容

- ・「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の改正後の計画期間
平成26年度から令和6年度までの11年間
- ・各目標に係る年及び年度については、「健康日本21（第二次）」および「健康ちば21（第2次）」に合わせ、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

（4）次期計画スケジュール

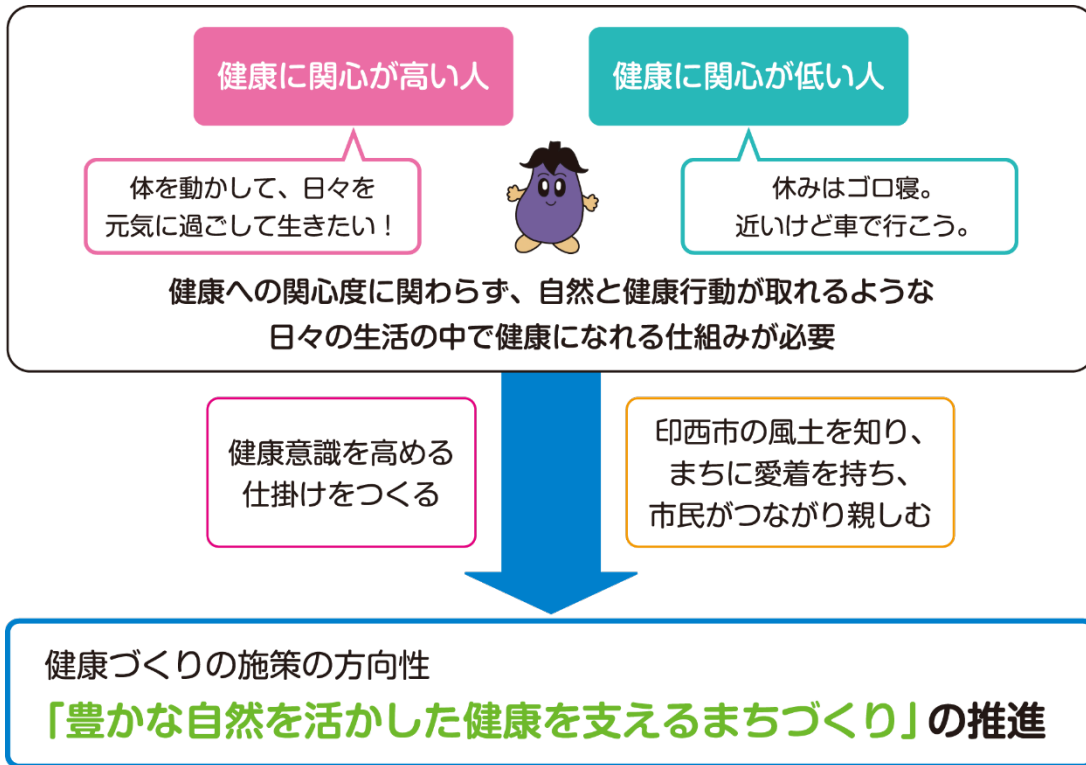
- ・令和6年度「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の最終評価及び次期計画の策定

基本理念 めざす健康 大切に作る食 みんないきいき すこやか笑顔



「豊かな自然を活かした健康を支えるまちづくり」の推進

健康への関心度に関わらず、自然と健康行動が取れるような日々の生活の中で健康になれる仕組みとして、本市の特徴を活かしたまちづくりをすることで、おのずと市民が健康でいられる仕組みが必要です。このことから、健康・食育分野にとらわれない、全市的な取り組みで、住んでいたら健康でいられるまちを目指します。



健康を支えるまちづくりとは…

健康づくりは自分の望む生活を、いつまでも続けていくためのものですが、実際に健康づくりを意識した行動を継続することは困難であるという課題があり、これからは健康への関心度にかかわらず、市民が健康でいられる仕組みが重要となっています。

そのためには、誰もが生き生きした生活をする中で、おのずと健康になれるようなまちをつくるよう、市民同士や行政と市民が一体的に取り組むことが大切です。

そこで、市民がまちに愛着を持ちながら日々の生活を送る中で、いつの間にか歩数などの活動量が増えていたり、人との交流を楽しんだりできるまちづくりを、全庁的に推進していくよう、各種健康づくり事業を実施していくとともに、市の総合計画にも反映させていく必要があることから、庁内関係部署から構成された作業部会において検討を行いました。

本市の特徴として「生活の便利さ」と「自然の豊かさ」が調和していることに着目し、特に自然の豊かさを活かした事業を各部署が行うことで、市民の主体的な健康行動を促せるよう、本市の特徴を活かした「豊かな自然を活かした健康を支えるまちづくり」の推進を健康づくり施策の方向性としていきます。

2 医療

市民の健康を支える医療体制の充実

病気や事故の際に適切に対応や処置が行えるよう、市民にはかかりつけ医などを持つよう啓発を行うとともに、医療機関相互の連携強化などにより、地域医療体制の強化や在宅医療の推進に努めていきます。

●一次医療及び救急医療体制の強化

印旛市郡小児初期急病診療所の円滑な運営や印旛医療圏の二次及び三次救急医療機関との連携による救急医療体制の整備、充実を促進するとともに、信頼関係に基づく総合的な健康管理に有効なかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを推奨している。

●医療体制の充実

市民が必要に応じて適切な医療を受けられるよう、医療体制の整備・充実を図るとともに、休日や夜間における救急医療をはじめ、多様な市民ニーズに対応できるよう、病院と診療所等の医療機関の連携体制を構築していく。

【参考資料】医療施設数及び薬局数・病床数・医師等数の推移

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
医療施設数	病院	3	3	3	3	3
	一般診療所	49	49	50	48	54
	歯科診療所	36	37	37	40	40
病床数	病院	1115	1115	1089	1089	1089

※医療施設数及び病床数は各年10月1日現在

(資料：千葉県衛生統計年報（医療）)

第2節 重点目標

令和5年度については、以下の点を重点目標として設定し、各種保健事業を実施する。

1. 「健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画～」の第2次評価及び第3次計画策定（令和5年度～令和6年度の2か年で策定）

令和6年度が第2次計画の最終年度になることから、第2次計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針等を踏まえて、令和7年度から令和18年度までの12年間を期間とした「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」を策定する。

- ・令和5年度については、市の健康課題を明らかにするための調査を行い、集計、分析をする。

2. 生活習慣病予防対策

医師会代表医師等との協議により、以下の事業について強化する。

- ・慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業：市、かかりつけ医、腎臓専門医が連携して事業を推進できるように、診察依頼書等の様式を整え実施する。
- ・早期受診勧奨基準値の見直しによる対象者変更：高血圧はⅢ度からⅡ度高血圧該当者（対象年齢区分、受診状況による）に、高血糖は、空腹時血糖350から180以上（受診中は除く）に対象者基準値を変更し、受診勧奨及び保健指導を実施する。
- ・後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組として、前年度の健康診査の結果においてⅡ度高血圧該当者（未受診者）に受診勧奨及び保健指導を実施する。

3. 母子保健事業の充実

- ・伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を通し、経済的支援とともに、妊娠中から支援の充実を図る。母子健康手帳発行のための妊娠届出時と希望者への妊娠後期面接で継続して寄り添い、安全な出産、子育てにつなぐ。子育て支援課内の子育て世代包括支援センターと連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図る。
- ・不育症のために治療等を受けた法律上の婚姻をしている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不育症に係る検査及び治療費の一部を助成する。HP等で周知する。
- ・産婦健康診査及び産後2週間前後での全数状況把握を実施する。
- ・育児に不安を持つ親へ、健やか親子21の質問項目を活用し健診や相談事業にて専門職種によるきめ細かい相談を行う。

4. 予防接種事業及び感染症予防の充実

- ・予防接種法に基づき、予防接種の知識の普及や意識の向上に努め、予防接種を全体的、計画的に接種することにより、感染症予防を図る。
- ・HPVワクチンの接種勧奨再開、9価ワクチン導入による定期・キャッチアップ接種対象者への適切な情報提供および予診票等の個別通知による接種機会の提供。
- ・骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する再接種の支援として助成事業を実施する。

5. 思春期保健への取り組み

- ・市内小中学校の児童生徒を対象に、医師及び助産師、保健師等による思春期講演会の実施。

第3節 予算事業概要

1 健康診査及び保健指導の充実

【健康診査事業】

生活習慣病対策として疾病を早期に発見し、生活習慣の改善指導および適切な治療へと結び付ける。また、39歳以下健康診査においては周知の機会を増やし、受診を促す。

【がん検診事業】

新型コロナウイルス感染症の流行下であっても、がん疾患などの予防を図るために検診の必要性を啓発し検診受診を促す。集団検診においては、WEBシステムによる事前日時予約を実施し、円滑に運用できるよう周知に努める。また、疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけられるよう、精密検査対象者に対し個別相談を実施する。

【がん検診推進事業】

子宮頸がん、乳がん検診については、特定年齢の方に無料クーポン券、がん検診手帳の配布及び検診実施の個別通知を行い、受診率の向上を図る。

【特定健康診査等事業に要する経費（国民健康保険特別会計・執行委任）】

国保データベース（KDB）システム等を活用し、市の健康課題に基づいた効果的な保健指導等の対策を実施し、対象者のQOLの維持、向上を支援するとともに、保険者努力支援制度上のポイント数の確保、交付金の上乗せを目指していく。

印西市国民健康保険、第3期特定健康診査等実施計画、第2期データヘルス計画の中間期評価を終え、さらにより評価が得られるよう、事業周知や生活習慣病の重症化予防対策を医療機関等との連携をもとに進めていく。

【健康診査に要する経費（後期高齢者医療特別会計・執行委任）】

健診受診率の向上を目指し、さらに、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と連携した保健指導を充実させていく。

【後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に要する経費

（一般会計（市民部国保年金課）・執行委任）】

KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析、対象者の把握をもとに、事業の計画を作成、実施する。医療機関等と連携して高齢者の特性を踏まえた支援を行うことで、フレイル対策及び生活習慣病等の重症化に取り組む。

2 健康づくり活動の推進

【健康づくり推進に要する経費（保健対策推進事業）】

健康づくりについての全庁的な検討を、30年度に健康増進計画・食育推進計画の作業部会で実施したが、今後も引き続き検討していく体制を整える。

また、各種講座や講演会などは新型コロナウイルス感染状況を鑑みながら、開催について検討していく。

自殺対策として、人材育成および啓発に努める。

受動喫煙防止対策として、2019年3月に作成した、「印西市受動喫煙防止対策ガイドライン」の周知に努め、市内の保育園や幼稚園などでたばこの害を教育するパネルシアターや絵本による禁煙教育を実施する。

【健康支援事業（保健対策推進事業）】

市民へ疾病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及をすることにより、生活習慣病

の予防を図る。

また、市民に疾病予防や医療に向けて適切な行動がとれるよう助言を行い、市民の健康の保持増進を図る。

さらに、市民を訪問し、具体的な生活習慣等の指導を行い、本人や家族の健康の保持増進および心身機能低下の予防を図る。

【健康づくりセンター等運営事業】

市民の健康の維持・増進を目的とし、運動をする機会の少ない方を対象に、生活習慣病や腰痛、下肢筋力低下の予防に重点を置いた指導を様々な角度から行う。

健康づくりセンターではトレーニングルームでの運動指導、利用者講習会、運動指導員による教室の実施を行う。

ヘルスアップ教室事業^{*}では、35歳以上の市民を対象に、個別生活改善プログラムを提示・実践指導を行う。

※3か月1クールとし月4回コースまたは月8回コースを選択し最大5クール（15か月）参加可能。卒業後は月1回システム利用ができるライフスタイルコースの参加可能。

3 歯科保健の推進

【歯科保健事業（保健対策推進事業）】

歯科保健啓発事業や広報いんざい、よい歯のコンクールなどを通じ、口腔衛生に関する知識の普及を図る。

4 食育の推進

【食育推進事業】

「第2次健康いんざい21改定版～印西市健康増進・食育推進計画～」を基に、重点目標に掲げられている内容の周知実践に向けた事業の充実を図る。学校栄養士、保育課栄養士、市内スーパー等との連携をとりながら、あらゆる年代へ働き掛けていく。

5 医療体制の充実

【地域医療推進事業】

安全安心な市民生活の推進に資するため、地域医療体制の充実を図る。また、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、印西市公的病院等運営費補助金の交付を実施する。

6 健康危機管理対策の推進

【健康危機管理推進事業】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律および関係法令に基づき、保健所の指導のもと感染症の蔓延を防ぐための方策を実施する。

食中毒、医薬品その他何らかの原因により市民の生命、健康を脅かす事態等に対する情報収集を行い、健康被害の発生予防、拡大防止を図る。

地震等による大規模災害の発生に備え、市では災害時における医療救護体制を地域防災計画で定めており、情報収集・提供機能の強化、要援護者等への支援、被災者の健康管理対策等の構築を図り、災害時保健医療体制の整備を行う。

AED（自動体外式除細動器）の公共施設及びコンビニエンスストア（ロードサイド店）への設置を行う。

【予防接種事業】

健診時や個別通知などにて接種勧奨を実施する他、契約外医療機関においても接種費用の助成が受けられるよう償還払い制度を活用し、接種率の向上に努める。

風しんの追加的対策においては、実施期間が延長となったため、引き続き対象者に無料クーポン券を個別通知し、該当年代の風しん抗体保有率の向上に努める。

また、HPVワクチンの接種勧奨が再開となったため、定期接種・キャッチアップ接種対象者に対し、接種に対する適切な情報提供と共に予診票等を個別通知し接種の機会が得られるようにする。

【新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナウイルス対策事業）】

新型コロナウイルスワクチンについて、市民等へ円滑な接種を実施するため、接種の実施体制、相談体制を継続的に確保する。

7 子どもと親の健康づくりの推進と特別な支援が必要な子育て家庭へ取組

【乳幼児健診事業（母子保健事業）】

幼児期に各健診や専門相談等を実施し、成長発達に支援が必要な児を早期発見し、適切な支援を行うことで、親子の健康の保持増進を図る。また、保護者の支援として健診票に設けた保護者用の質問項目を活用し、育児について相談しやすい環境を整備する。

【出産育児支援事業（母子保健事業）】

妊娠出産育児に向け母子共に健康な生活が送れるよう支援し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援また不安を解決できるよう相談や仲間づくりを支援する。さらに虐待予防、思春期保健対策について関係部署と連携を図り行う。

8 子育て家庭への切れ目のない支援

【伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業】

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が少なくないことから、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう身近で相談に応じ、多様なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援と一体として行う。

9 その他母子保健事業

【特定不妊治療費助成事業】

医療保険の対象外で高額な治療費がかかる特定不妊治療（配偶者間の体外受精・顕微授精）の費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。

【不育症治療費助成事業】

不育症治療等を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の不育症にかかる検査費及び治療費の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担の軽減を図る。

○健康増進課 事業一覧○

(令和5年4月1日現在)

政策	施策	取組方針	予算事業名	詳細事業名	
誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります「安全・安心・健康福祉」	健康づくりの推進	健康診査及び保健指導の充実	健康診査事業	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診
				肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検診
				歯周病疾患健診	口腔疾患健診
				健康診査	40歳以上健康診査
			39歳以下健康診査		
			がん検診事業	がん検診	肺がん・結核検診
					子宮頸がん検診
					乳がん検診
					胃がん検診
					大腸がん検診
			がん検診推進事業	がん検診推進事業	子宮頸がん検診・乳がん検診
			特定健康診査等事業に要する経費 (国民健康保険特別会計・執行委任)	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査
					特定保健指導
				保険者努力支援制度・国保ヘルスアップ事業	運動教室
					糖尿病性腎症重症化予防事業
					CKD重症化予防事業
					早期受診勧奨
特定健診継続受診対策					
早期介入保健指導事業					
特定健診40歳前勧奨					
生活習慣病重症化予防における保健指導					
健康診査に要する経費(後期高齢者医療特別会計・執行委任)	後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査			
後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(一般会計(市民部国保年金課)・執行委任)	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施			

○健康増進課 事業一覧○

(令和5年4月1日現在)

政策	施策	取組方針	予算事業名	詳細事業名	
誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくりまします「安全・安心・健康福祉」	健康づくりの推進	健康づくり活動の促進	健康づくり推進に要する経費 (保健対策推進事業)	健康づくりの実施体制	健康づくり推進協議会 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～(改定版)」の進行管理 「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の策定 健康づくりプロジェクト
				健康づくりの啓発普及	健康講演会
					受動喫煙防止対策
			自殺対策		
			印西市健康ポイント事業いんざいちょけん(貯健)ポイント		
			健康づくりサポーター		
			健康情報の提供及びイベント		
			献血事業	献血事業	
			骨髄移植ドナー支援事業	骨髄移植ドナー支援事業	
			健康支援事業(保健対策推進事業)	健康教育	集団健康教育
				健康相談	健康づくり相談
				訪問指導	訪問指導
			健康づくりセンター等運営事業	健康生活コーディネーター事業	ヘルスアップ教室
		健康づくりセンター運営事業		健康づくりセンター運営事業	
		歯科保健の推進	歯科保健事業(保健対策推進事業)	歯科保健啓発事業	8020運動の推進
				就学前児童歯科指導事業	就学時健康診断歯科健康教育
					保育園児等歯科健康教育
					学校歯科保健指導
					こども子育て歯科相談
		食育の推進	食育推進事業	食育推進の実施体制	栄養士調整会
					食育講演会
				食育の啓発・普及	野菜いっぱい食育レシピの配信
					広報「にこにこクッキング」の掲載
					就学時健康診断栄養健康教育
					親子食育教室(動画配信)
					食環境の整備
					大人の食育講座

○健康増進課 事業一覧○

(令和5年4月1日現在)

政策	施策	取組方針	予算事業名	詳細事業名			
誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります「安全・安心・健康福祉」	医療体制・健康危機管理対策の充実	医療体制の充実	地域医療推進事業	地域医療推進事業	かかりつけ医等の推奨		
					医療体制の充実		
					救急医療機関への財政支援		
		健康危機管理対策の推進	健康危機管理対策事業	健康危機管理対策事業	感染症予防対策	感染症予防対策	
					熱中症予防対策	熱中症警戒アラート	
					AED（自動体外式除細動器）の設置の促進	AED（自動体外式除細動器）の設置の促進	
					災害時保健医療体制の整備	災害時保健医療体制の整備	
			予防接種事業	予防接種事業	予防接種	ロタウイルスワクチン	ロタウイルスワクチン
						H i b ワクチン	H i b ワクチン
						小児用肺炎球菌ワクチン（13価）	小児用肺炎球菌ワクチン（13価）
						B型肝炎ワクチン	B型肝炎ワクチン
						4種混合ワクチン（DPT-I P V）	4種混合ワクチン（DPT-I P V）
						3種混合ワクチン（DPT）	3種混合ワクチン（DPT）
						不活化ポリオ（急性灰白髄炎）ワクチン	不活化ポリオ（急性灰白髄炎）ワクチン
						B C G ワクチン（結核）	B C G ワクチン（結核）
						MR（麻しん風しん混合）ワクチン	MR（麻しん風しん混合）ワクチン
						水痘ワクチン	水痘ワクチン
						日本脳炎ワクチン	日本脳炎ワクチン
						D T（ジフテリア・破傷風混合）ワクチン第2期	D T（ジフテリア・破傷風混合）ワクチン第2期
		ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン（子宮頸がん）	ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン（子宮頸がん）				
		予防接種要注意者予防接種	予防接種要注意者予防接種				
		高齢者インフルエンザワクチン	高齢者インフルエンザワクチン				
		高齢者用肺炎球菌ワクチン（23価）	高齢者用肺炎球菌ワクチン（23価）				
風しんの追加的対策	風しんの追加的対策	風しんの抗体検査及び第5期予防接種事業					
予防接種費用助成	予防接種費用助成	予防接種費用助成	予防接種費用の償還払い事業	予防接種費用の償還払い事業			
			風しん予防接種の費用助成事業	風しん予防接種の費用助成事業			
			ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い			
			骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用助成	骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用助成			
新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナウイルス対策事業）	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種事業			

○健康増進課 事業一覧○

(令和5年4月1日現在)

政策	施策	取組方針	予算事業名	詳細事業名	
子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくりまします「子育て・教育・文化」	子育て支援の充実	子どもと親の健康づくりの推進と特別な支援が必要な子育て家庭への取組	乳幼児健診事業 (母子保健事業)	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児健康診査(集団・個別)
				2歳児歯科健診	2歳児歯科健診(個別)
				3歳児健康診査	3歳児健康診査(集団・個別)
				幼児健診事後指導	はぐくみ指導 子育て・発達・ことば すくすく相談
			出産育児支援事業 (母子保健事業)	妊婦・乳児健康診査	妊婦・乳児健康診査
				産婦健康診査	産婦健康診査
				新生児聴覚スクリーニング検査	新生児聴覚スクリーニング検査
				多胎妊婦健康診査	多胎妊婦健康診査
				妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査
				妊娠届および母子健康手帳の交付	妊娠届および母子健康手帳の交付
				マタニティー教室	プレママクラス
					市民活動団体協働事業(まんぼ・ぼあ)
				訪問指導	妊婦訪問
					乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
					その他乳幼児訪問指導
				育児相談	ころころ相談
					その他健康相談
				離乳食学習会	離乳食相談
			オンライン離乳食教室		
			子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センター(母子保健型)	
			当事者グループ支援	ふたごの会	
				ミートの会	
			子どもガイドブックの発行	子どもガイドブックの発行	
思春期保健対策	思春期保健対策				
子育て家庭への切れ目のない支援	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	伴走型相談支援		
		伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	出産・子育て応援交付金(経済的支援)		
その他母子保健事業	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成		
	不育症治療費助成事業	不育症治療費助成事業	不育症治療費助成		

第2章 印西市の概要と現状

第1節 印西市の概要

第2節 人口及び構造

第3節 保健医療資源に関する現状

第2章 印西市の概要と現状

第1節 印西市の概要

平成22年3月23日に印西市、印旛村、本埜村の1市2村の合併により新しい印西市が誕生しました。

本地域は、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西は我孫子市・柏市・白井市に、南は八千代市・佐倉市・酒々井町に、東は成田市・栄町に、北は利根川を隔てて茨城県に接し、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20から30m程度の平坦な台地と、湖沼周辺の低地により構成されています。

また、台地と低地部の境には、低地部から台地に入り込む谷津と呼ばれる地形と斜面緑地によって、地域の特徴的な景観が形成され、地質は、台地は洪積層に属し関東ローム層からなっており、低地部は沖積層に属し一般に肥沃な土地が広がっています。

市の面積は、令和4年1月1日時点で総面積123.79km²となり、全体の土地利用は、田畑が約38.8%、山林が約14.5%、宅地が約14.1%となっており、自然に恵まれた美しいまちです。

人口は、令和5年4月1日時点で住民基本台帳人口の総計は110,208人、世帯数は44,883世帯で、人口に占める構成比が高い地区は中央駅地区^{※1}、牧の原地区^{※2}となっており、それぞれ34.2%、20.6%を占めています。また、人口の推移としては、中央駅地区の入居が始まった昭和59年以降、千葉県全体と比較しても、高い伸び率で人口が増加していましたが、近年は若干伸び率が鈍化し緩やかな増加傾向にあります。

産業構造は、令和2年の国勢調査による印西市の就業者数は、第3次産業が全体の約78.5%を占めております。

保健センターについては、昭和54年3月大森地区に保健センター（現中央保健センター）が設置され、その後、千葉ニュータウン等の開発による人口増に対応するため、平成5年6月に南部保健センター（現高花保健センター）がオープンし、1市2村の合併により印旛保健センターと本埜保健センターが増え、4か所の保健センターとなり、各種保健事業を展開しています。

出典：データいんざい2022

※1 中央駅地区：小倉台、大塚、牧の木戸、木刈、内野、武西学園台、原山、高花、戸神台、中央北、中央南

※2 牧の原地区：東の原、西の原、牧の原、原

第2節 人口及び構造

1 人口・世帯数の推移

人口は、千葉ニュータウン等の新興住宅地区への入居に伴い、平成8年の原地区のまち開き時までは増加傾向にあったが、その後は大きな変化がない状況が続いており、特に平成12年からは1%に満たない増減率で推移してきたが、平成20年には原地区、戸神台地区、中央南地区等の一部の入居が開始され、対前年比3%超の人口増加となった。

その後、平成22年3月23日の1市2村の合併に伴い、人口総数がおおよそ2万3千人、世帯数は7千世帯以上増加した。

近年は、中央駅地区や牧の原地区等への入居により継続的に人口が増加している。

人口・世帯数の推移		各年10月1日現在常住人口				
年	世帯数	人口			1世帯当たり 平均人員	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女		
昭和 60 (1985)	6,036	23,373	11,639	11,734	3.9	440.8
平成 2 (1990)	11,454	41,718	20,802	20,916	3.6	779.6
7 (1995)	16,589	57,667	28,782	28,885	3.5	1,077.7
17 (2005)	19,657	60,061	29,779	30,282	3.1	1,122.4
18 (2006)	20,001	60,106	29,717	30,389	3.0	1,123.3
19 (2007)	20,275	60,018	29,658	30,360	3.0	1,121.6
20 (2008)	21,454	62,191	30,699	31,492	2.9	1,162.2
21 (2009)	29,657	87,002	43,075	43,927	2.9	702.8
22 (2010)	30,562	88,415	43,730	44,685	2.9	714.2
23 (2011)	30,358	89,279	44,161	45,118	2.9	721.2
24 (2012)	31,113	90,309	44,680	45,629	2.9	729.5
25 (2013)	31,940	91,200	45,102	46,098	2.9	736.7
26 (2014)	32,530	91,755	45,389	46,366	2.8	741.2
27 (2015)	33,384	92,825	45,884	46,941	2.8	749.8
28 (2016)	33,748	94,686	46,761	47,925	2.8	764.8
29 (2017)	34,957	96,640	47,704	48,936	2.8	780.6
30 (2018)	36,075	98,511	48,602	49,909	2.7	795.7
31 (2019)	37,472	100,907	49,730	51,177	2.7	815.1
令和 2 (2020)	38,442	103,202	50,838	52,364	2.7	833.6
3 (2021)	39,071	104,340	51,404	52,936	2.7	842.8
4 (2022)	40,566	106,587	52,556	54,031	2.6	861.0

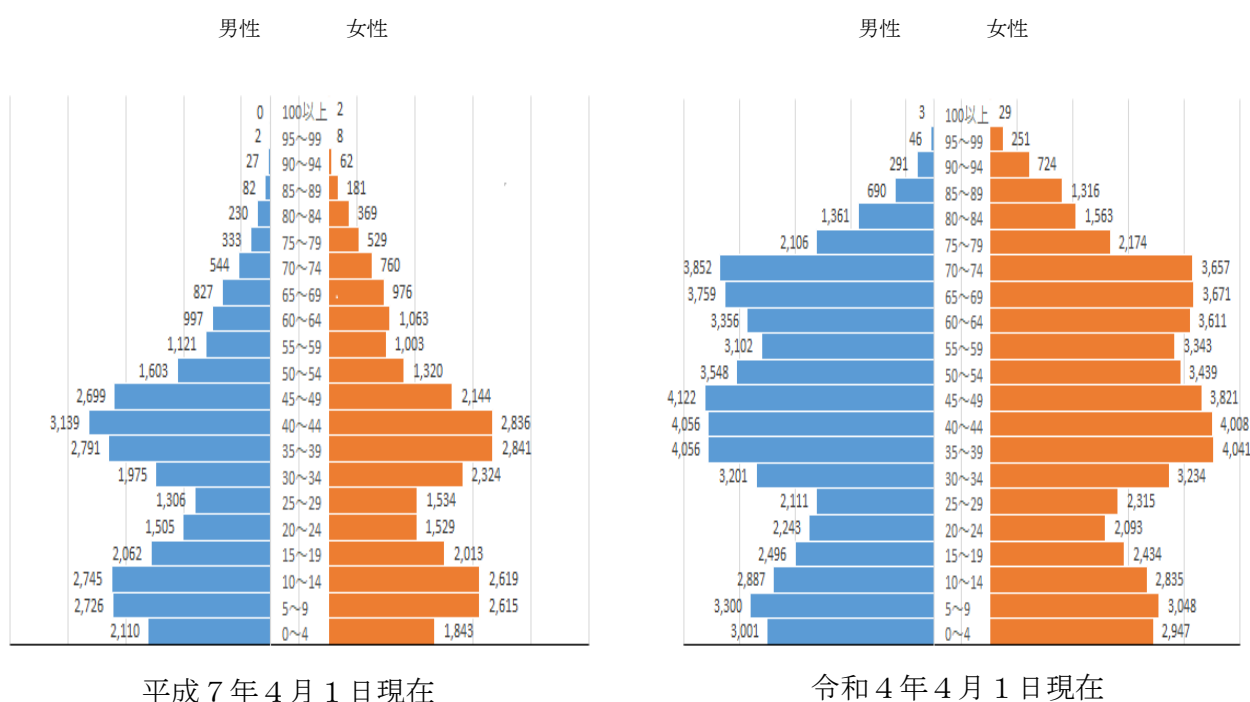
資料：企画政策課(千葉県毎月常住人口調査)

2 年齢別人口（人口ピラミッド）

千葉ニュータウン等の開発によって同時期に入居した同年代層が高齢期を迎えようとしており、これらの地区では高齢化が進んでいるが、現在入居中の中央駅地区の一部や牧の原地区等には子育て世代の流入が続いていることから、市全体でみた年齢構成は平準化が進んでいる状況となっている。

年齢（歳）	平成7年4月1日現在			令和4年4月1日現在		
	総数（人）	男（人）	女（人）	総数（人）	男（人）	女（人）
0～4	3,953	2,110	1,843	5,948	3,001	2,947
5～9	5,341	2,726	2,615	6,348	3,300	3,048
10～14	5,364	2,745	2,619	5,722	2,887	2,835
15～19	4,075	2,062	2,013	4,930	2,496	2,434
20～24	3,034	1,505	1,529	4,336	2,243	2,093
25～29	2,840	1,306	1,534	4,426	2,111	2,315
30～34	4,299	1,975	2,324	6,435	3,201	3,234
35～39	5,632	2,791	2,841	8,097	4,056	4,041
40～44	5,975	3,139	2,836	8,064	4,056	4,008
45～49	4,843	2,699	2,144	7,943	4,122	3,821
50～54	2,923	1,603	1,320	6,987	3,548	3,439
55～59	2,124	1,121	1,003	6,445	3,102	3,343
60～64	2,060	997	1,063	6,967	3,356	3,611
65～69	1,803	827	976	7,430	3,759	3,671
70～74	1,304	544	760	7,509	3,852	3,657
75～79	862	333	529	4,280	2,106	2,174
80～84	599	230	369	2,924	1,361	1,563
85～89	263	82	181	2,006	690	1,316
90～94	89	27	62	1,015	291	724
95～99	10	2	8	297	46	251
100以上	2	0	2	32	3	29

資料：企画政策課（千葉県年齢別・町丁字別人口調査）



3 年少・生産・老年3区分人口の推移

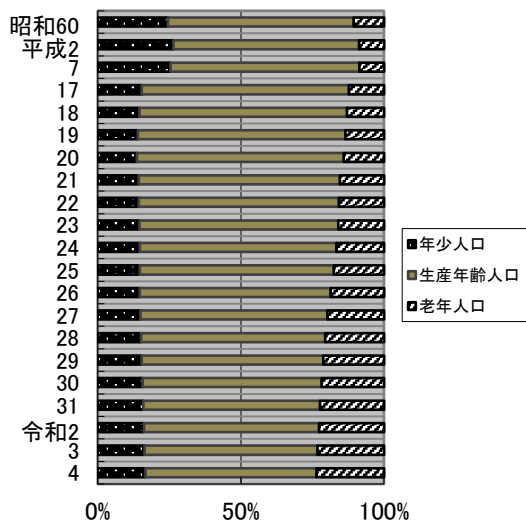
本市の年齢3区分人口は、減少傾向にあった生産年齢人口（15～64歳）が平成29年から増加傾向に転じ、年少人口（0～14歳）と老年人口（65歳以上）は継続して増加傾向にある。

また、人口割合では、年少人口と老年人口割合の増加が続いており、生産年齢人口の割合は減少している。県と比べ年少人口の割合が高く、老年人口割合が低いことに特徴がある。令和3年と比べると、本市が年少人口プラス0.3ポイント、生産年齢人口マイナス0.6ポイント、老年人口プラス0.4ポイント、千葉県が、それぞれマイナス0.1、マイナス0.1、プラス0.2ポイントである。

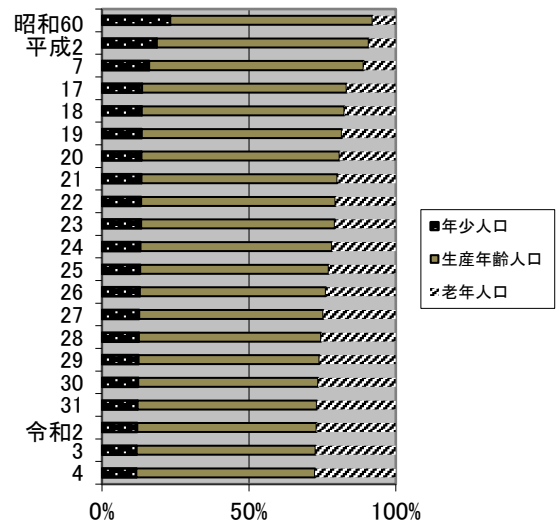
資料:企画政策課(千葉県年齢別・町丁字別人口調査)

人口・世帯数の推移

年	印西市							千葉県		
	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		年少人口 %	生産年齢人口 %	老年人口 %
		人数	%	人数	%	人数	%			
昭和60	23,373	5,727	24.5	15,165	64.9	2,481	10.6	23.2	68.9	7.9
平成2	40,138	10,585	26.4	26,060	64.9	3,493	8.7	18.6	71.9	9.2
7	57,708	14,704	25.5	38,063	66.0	4,941	8.6	16.0	73.1	10.9
17	61,458	9,447	15.4	44,436	72.3	7,575	12.3	13.6	69.6	16.7
18	61,734	9,022	14.6	44,758	72.5	7,954	12.9	13.6	69.0	17.5
19	61,621	8,620	14.0	44,707	72.6	8,294	13.5	13.5	68.2	18.3
20	62,933	8,615	13.7	45,524	72.3	8,794	14.0	13.4	67.5	19.1
21	87,050	12,577	14.4	61,051	70.1	13,422	15.4	13.4	66.7	19.9
22	88,998	12,842	14.4	62,155	69.8	14,001	15.7	13.3	66.2	20.5
23	90,529	13,206	14.6	62,941	69.5	14,382	15.9	13.3	65.9	20.8
24	91,505	13,327	14.6	63,033	68.9	15,145	16.6	13.1	65.2	21.7
25	92,489	13,563	14.7	62,707	67.8	16,219	17.5	13.0	64.2	22.8
26	93,085	13,717	14.7	62,062	66.7	17,306	18.6	12.9	63.3	23.8
27	93,494	13,897	14.9	61,181	65.4	18,416	19.7	12.7	62.5	24.7
28	95,185	14,424	15.2	61,172	64.3	19,589	20.5	12.6	62.0	25.4
29	97,321	14,962	15.4	61,752	63.5	20,607	21.2	12.4	61.6	26.0
30	99,133	15,551	15.7	61,949	62.5	21,633	21.8	12.3	61.3	26.4
31	101,406	16,115	15.9	62,651	61.8	22,640	22.3	12.1	61.1	26.8
令和2	103,794	16,805	16.2	63,419	61.1	23,570	22.7	12.0	61.0	27.0
令和3	106,080	17,401	16.4	64,046	60.4	24,633	23.2	11.8	60.9	27.3
令和4	108,141	18,018	16.7	64,630	59.8	25,493	23.6	11.7	60.8	27.5



印西市



千葉県

第3節 保健医療資源に関する現状

1 保健センターの状況

名称	中央保健センター	高花保健センター
所在地	印西市大森2356番地3	印西市高花二丁目1番地5
設置年月日	昭和54年 3月26日	平成 5年 6月 1日
敷地面積	1,330.87㎡	3,500.50㎡
建築面積	695.6351㎡ 629.171㎡ (S54.3 竣工時) 5.7141㎡ (S61~62年度 事務室拡張) 60.75㎡ (H5年度 増築)	1,384.27㎡
延床面積	640.5641㎡ 506.09㎡ (S54.3 竣工時) 12.9741㎡ (S61~62年度 事務室拡張) 121.5㎡ (H5年度 増築)	2,724.71㎡

名称	印旛保健センター	健康づくりセンター	本埜保健センター
所在地	印西市美瀬一丁目25番地 (ふれあいセンターいんば内)		印西市笠神2587番地
設置年月日	平成15年10月24日 (ふれあいセンターいんば) ※旧印旛村保健センターの設置 昭和55年3月18日		昭和59年9月18日
敷地面積	13,684.82㎡		—
建築面積	3,986.77㎡		581.53㎡
延床面積	601.51㎡	558.10㎡	581.53㎡
	2,985.05㎡ (ふれあいセンターいんば全体)		

*印旛保健センター及び健康づくりセンターは、ふれあいセンターいんば内にあり、敷地面積及び建築面積については、ふれあいセンターいんばの数値を記載しております。

*健康づくりセンター事業は令和4年度からスポーツ振興課へ移管されました。

2 職員等の状況

健康増進課における職員等の状況は、次のとおりである。

令和5年4月1日現在

職種区分	職員等数 (()内は、会計年度任用職員数)							※○内は兼務職員数		
	課長	庶務係	母子保健係	健康支援係	新型コロナウイルス感染症対策室	地域保健係		計		
	中央保健センター					印旛保健センター	高花保健センター			
保健師	1		5 (7)	5	2①	3	②	16	③	(7)
助産師			(4)			2		2		(4)
看護師			1 (11)		1			2		(11)
管理栄養士			1 (6)	4		3		8		(6)
栄養士			(4)							(4)
歯科衛生士			2 (5)	2		1		5		(5)
事務職		4	3(3)	2(8)	2④(2)			11	④	(13)
計	1	4	12(40)	13(8)	5⑤(2)	9	②	44	⑦	(50)

※新型コロナウイルス感染症対策室の兼務5名は課内兼務

※正職員数内に任期付職員を含む

※複数職種は別として集計

II 各論

第1章 健康

第1節 健康づくりの推進

1. 健康診査事業
2. がん検診事業
3. がん検診推進事業
4. 特定健康診査等事業に要する経費
5. 健康診査に要する経費
6. 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
7. 健康づくりの推進に要する経費（保健対策推進事業）
8. 健康支援事業（保健対策推進事業）
9. 健康づくりセンター等運営事業
10. 歯科保健事業（保健対策推進事業）
11. 食育推進事業

1. 健康診査事業

実施事業名	目的	内容
骨粗しょう症検診		
骨粗しょう症検診	健康増進法第19条の2及び印西市健康診査実施規則に基づき、若い世代から骨密度測定を実施することにより、骨粗しょう症予防への意識付けを行い、高齢期の骨折のリスクを減少させ介護予防に結び付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・検査方法はDXA法またはDIP法。要指導者及び要精密検査者に対しては、指導パンフレット・健康づくり相談ちらしの送付、電話相談により、生活改善の支援を行う。 ・自己負担金を徴収する。 個別:1,000円
肝炎ウイルス検診		
肝炎ウイルス検診	健康増進法第19条の2に基づき、肝炎による健康障害を回避し、症状の軽減、進行を遅延するため、肝炎ウイルス検査を実施する。また、早期発見し、適切な治療へと結び付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・問診、肝炎ウイルス検査 ・自己負担金を徴収する。 集団:300円 個別:600円
歯周病疾患検診		
口腔疾患健診	健康増進法第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業として、口腔疾患健診を実施することにより、歯周病に限らず口腔内の疾患に対し予防意識を持たせ、高齢期の歯の喪失を防ぎ、8020運動の達成を図る。また、健診後早期に受診勧奨をすることにより、口腔内疾患の進行を抑制することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・問診、口腔内診査(現在歯、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態、その他の所見、治療必要度の有無) ※健診後、必要者には受診勧奨。 ・自己負担金を徴収する。 個別:500円

対象者	方法	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
R6年4月1日現在の満年齢が20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性	市内医療機関に委託	市内14医療機関 市外1医療機関	6月～12月	1,000人	骨粗しょう症はロコモティブシンドロームの代表的なものとして、生活習慣病として位置付けられるので、検診後の生活指導に重点をおき、総合的な予防対策としてすすめる。引き続き、30・35・40・45・50・55歳へ受診勧奨ハガキを送付し、受診率の向上を目指す。
①市内在住の40歳の人 ②市内在住の41歳以上で過去に実施していない人	集団:検査機関に委託 個別:指定医療機関に委託	集団:9会場 総合福祉センター5回 松山下公園 総合体育館 1回 小林コミュニティプラザ1回 印旛公民館 2回 中央駅前 地域交流館 5回 本埜ファミリア館 2回 ふれあい文化館 2回 ふれあいセンター いんば 6回 高花保健センター4回 個別: 市内22指定医療機関 市外1医療機関	集団: 6月～12月 28日間 6月全9日 7月全13日 8月全1日 9月全2日 11月全2日 12月全1日 個別: 6月～12月	750人 集団: 250人 個別: 500人	令和3年度より、受診機会を確保する目的で新規に個別検診を開始している。個別検診の受診率は伸びているため令和5年度も継続して実施する。
R6年4月1日現在の満年齢が、30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人	市内歯科医院に委託	市内23歯科医院	6月～12月	250人	対象者全員に受診券を交付し、引き続き手続きの簡素化及び受診率の強化を図る。また、口腔疾患健診受診後、要精密検査であった者に対し、受診状況の把握を行い、未受診であれば適切な受診を促す。

実施事業名	目 的	内 容
健康診査		
40歳以上健康診査	健康増進法第19条の2及び印西市健康診査実施規則に基づき、40歳以上で、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第3項または同法第50条の被保険者に含まれない40歳以上の住民に対し健康診査を実施し、生活習慣病対策として疾病を早期に発見し、生活習慣の改善指導及び適切な治療へと結びつける。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査に準ずる。 ・自己負担金 なし
39歳以下健康診査	<p>印西市健康診査実施規則の規定に基づき、生活習慣病の発症や重症化を予防するために実施する。</p> <p>39歳以下で国保加入者の健康診査については保険者努力支援交付金事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業に該当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身長、体重、腹囲、BMI、尿検査(蛋白、糖)、理学的検査(視診、聴診、触診等)、問診、血圧測定、血液検査(GOT、GPT、γ-G T、中性脂肪、LDLコレステロール、HDLコレステロール、クレアチニン、eGFR、尿酸、血糖検査、ヘモグロビンA1c、女性は貧血検査)、選択検査(心電図・眼底検査・男性は貧血検査) ・自己負担金を徴収する。 集団:1,100円 個別:1,500円

対象者	方法	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
生活保護受給者等	<p>集団:検査機関に委託</p> <p>個別:指定医療機関に委託</p>	<p>集団:9会場 高花保健センター4回 総合福祉センター5回 松山下公園 総合体育館1回 小林コミュニティプラザ1回 印旛公民館2回 中央駅前 地域交流館5回 本埜ファミリア館2回 ふれあい文化館2回 ふれあいセンター いんば6回</p> <p>個別: 市内23指定医療機関 市外1医療機関</p>	<p>集団: 6月～12月 28日間</p> <p>6月全9日 7月全13日 8月全1日 9月全2日 11月全2日 12月全1日</p> <p>個別: 6月～12月</p>	<p>集団:20人 個別:20人</p>	<p>社会福祉課と連携し、個別勧奨を行う等引き続き積極的なPRに努め、健康診査後の保健指導についても連携をとって進める。</p>
市内在住19歳～39歳の人 職域健診などの対象者と学生を除く)	<p>集団:検査機関に委託</p> <p>個別:指定医療機関に委託</p>			<p>907人 集団: 327人 (一般190人、国保137人) 個別: 580人 (一般337人、国保243人)</p>	<p>令和4年度から、「保険者努力支援交付金 事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業」の交付条件が(B)として認められ、交付額が高額となったことから、39歳以下健康診査受診者の内、国保加入者分については「早期介入保健指導事業」実施のための対象者選定の健診として行う(交付条件は特定健康診査と同じ)。 35歳～39歳の国民健康保険被保険者全員に受診券及び問診票を発送することは引き続き実施し、他に健診の機会がない人に集中的に受診勧奨を行う。</p> <p>子育て世代に向けて健診をPRするため、子連れ受診可能な医療機関のリーフレットを乳幼児健診健診票送付に同封する。</p>

2. がん検診事業

実施事業名	目的	内容
がん検診		
肺がん・結核検診	<p>健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核予防および結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害をおよぼすことを防止する。</p>	<p>集団検診:問診、胸部レントゲンデジタル式撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診、大腸がん検診と同日実施。 ・自己負担金を徴収する。 <p>集団:300円 (結核検診の対象者は65歳以上であるが、肺がん検診を同時実施しているため、対象者を40歳以上とする。)</p>
子宮頸がん検診	<p>健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集団検診:問診、視診、頸部細胞診 (液状化検体法) 個別検診:問診、視診、頸部細胞診 ・自己負担金を徴収する。 <p>集団:1,000円 個別:1,500円</p>

対象者	方法	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
市内在住の40歳以上の人 (S59年4月1日以前に生まれた人で、検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検査機関に委託	7会場 総合福祉センター 6回 小林コミュニティプラザ 3回 本塾ファミリア館 1回 小倉台小学校 2回 印旛公民館 4回 高花保健センター 5回 ふれあいセンター いんば 3回	9月～11月 24日間 9月全5日 10月全12日 11月全7日	6,400人	令和3年度から検診予約システムを導入し、受診時の混雑緩和が図れ、待ち時間の短縮につながったことから予約制は継続していく。令和5年度からは検診履歴に関わらず希望者全員の申込制とし、検診終了まで予約可能な体制を整えていく。 精密検査対象者へは、指導助言を行いながら受診勧奨及び結果把握に努めていく。
市内在住の20歳以上の女性 (H16年4月1日以前に生まれた人で検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検査機関に委託 個別:市内・外医療機関に委託	(集団検診) 5会場 文化ホール 1回 高花保健センター2回 イオンホール 2回 本塾ファミリア館 1回 ふれあいセンター いんば1回 (個別検診) 市内5医療機関 市外5医療機関	集団 8～11月 7日間 8月全1日 9月全4日 10月全1日 11月全1日 個別 6月～12月 (クーポン対象者は1月末まで)	6,800人 (内訳) 集団 1,800人 個別 5,000人	集団検診実施の7日間の内2日間は乳がん検診と同日実施を行い、受診率の向上を目指す。 令和3年度から検診予約システムを導入し、受診時の混雑緩和が図れ、待ち時間の短縮につながったことから予約制は継続していく。また、予約制としたことで一日の受診予定者数の把握が可能となり、問診票発送後でも受診希望者が予約を入れられるため、検診終了まで予約可能な体制を整えていく。 精密検査対象者へは、指導助言を行いながら受診勧奨及び結果把握に努めていく。

実施事業名	目的	内容
乳がん検診	健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	<p>集団検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳代:問診、超音波検査 ・40,42,44,46,48歳:問診、超音波 ・41,43,45,47,49歳:問診、マンモグラフィ(2方向) ・50歳以上:問診、マンモグラフィ(1方向) <p>個別検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳代:問診、超音波検査 ・40,42,44,46,48歳:問診、超音波 ・41,43,45,47,49歳:問診、マンモグラフィ(2方向)または超音波 ・50歳以上:問診、マンモグラフィ(1方向)または超音波 <p>・自己負担金を徴収する。 集団:800円、個別:1,100円</p>
胃がん検診	健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	<p>集団検診:問診、胃部X線検査 個別検診:問診、胃部X線検査(食道も実施)</p> <p>・自己負担金を徴収する。 集団:1,000円 個別:2,000円</p> <p>・集団検診は肺がん、大腸がん検診と同日実施予定。</p>
大腸がん検診	健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	<p>集団検診:問診、便潜血反応検査(2日間採便法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺がん、胃がん検診と同日実施。 ・特定健康診査、肺がん検診と同日実施 2日間 <p>・自己負担金を徴収する。 集団:300円</p>
前立腺がん検診	がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	<p>個別検診:問診、PSA血液検査</p> <p>・自己負担金を徴収する。 個別:700円</p>

対象者	方法	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
市内在住の30歳以上の女性 (H6年4月1日以前に生まれた人で、検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検査機関に委託 個別:市内外医療機関に委託	(集団検診) 7会場 文化ホール 2回 本塾ファミリア館 1回 小林コミュニティプラザ 1回 イオンホール 2回 ふれあいセンター いんば 1回 高花保健センター 3回 印旛公民館 1回 (個別検診) マンモグラフィ: 市内4医療機関 市外4医療機関 超音波: 市内9医療機関 市外4医療機関	集団 10月～12月 11日間 10月全1日 11月全4日 12月全6日 個別 6月～12月 (クーポン対象者は1月末まで)	8,604人 (内訳) 集団 3,004人 個別 5,600人	集団検診実施の11日間の内2日間は子宮頸がん検診と同日実施を行い、受診率の向上を目指す。 令和3年度から、検診予約システムを導入し、受診時の混雑緩和が図れ、待ち時間の短縮につながったことから予約制は継続していく。また、予約制としたことで一日の受診予定者数の把握が可能となり、問診票発送後でも受診希望者が予約を入れられるため、検診終了まで予約可能な体制を整えていく。 過去2年間で集団検診を受けている人のうち未予約者に対してリマインド手紙を送付し、集団検診の受診を促していく。 精密検査対象者へは、指導助言を行いながら受診勧奨及び結果把握に努めていく。 乳がんの早期発見のために自己触診によるセルフケアが推奨されているため啓発に向けた取り組みを実施していく。
市内在住の40歳以上の人 (S59年4月1日以前に生まれた人で、検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検査機関に委託	7会場 総合福祉センター 6回 小林コミュニティプラザ 3回 本塾ファミリア館 1回 小倉台小学校 2回 印旛公民館 4回 高花保健センター 5回 ふれあいセンター いんば 3回 (個別検診) 市内8医療機関 市外2医療機関	9月～11月 24日間 9月全5日 10月全12日 11月全7日	4,500人 (内訳) 集団 3,000人 個別 1,500人	令和3年度から検診予約システムを導入し、受診時の混雑緩和が図れ、待ち時間の短縮につながったことから予約制は継続していく。また、予約制としたことで一日の受診予定者数の把握が可能となり、問診票発送後でも受診希望者が予約を入れられるため、検診終了まで予約可能な体制を整えていく。 精密検査対象者へは、指導助言を行いながら受診勧奨及び結果把握に努めていく。
市内在住の40歳以上の人 (S59年4月1日以前に生まれた人で、検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検査機関に委託	7会場 総合福祉センター 6回 小林コミュニティプラザ 3回 本塾ファミリア館 1回 小倉台小学校 2回 印旛公民館 4回 高花保健センター 5回 ふれあいセンター いんば 3回	9月～11月 24日間 9月全5日 10月全12日 11月全7日	7,100人	令和3年度から検診予約システムを導入し、受診時の混雑緩和が図れ、待ち時間の短縮につながったことから予約制は継続していく。令和5年度からは検診履歴に関わらず希望者全員の申込制とし、検診終了まで予約可能な体制を整えていく。 精密検査対象者へは、指導助言を行いながら受診勧奨及び結果把握に努めていく。
市内在住の50歳以上の人 (S49年4月1日以前に生まれた人)	市内医療機関に委託	市内26医療機関 市外2医療機関	個別 6月～12月	1,500人	精密検査対象者には、受診の有無を確認し、指導助言を行い、受診勧奨及び結果把握に努めていく。

3. がん検診推進事業

実施事業名	目 的	内 容
がん検診推進事業		
子宮頸がん検診・乳がん検診	子宮・乳がん:特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、働く世代の女性支援のためのがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。	≪子宮頸がん検診≫ ・集団検診:問診、視診、頸部細胞診（液状化検体法） ・個別検診:問診、視診、頸部細胞診 ≪乳がん検診≫ ・集団検診:問診 マンモグラフィ(2方向) ・個別検診:問診、マンモグラフィ(2方向)

対象者	方法	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
<p>市内在住のR6年4月1日現在の満年齢が下記の女性</p> <p>子宮頸がん検診(21歳・31歳)</p> <p>乳がん検診(41歳)</p>	<p>集団:検査機関に委託</p> <p>個別:市内・外医療機関に委託</p>	<p>(集団検診)</p> <p>子宮頸がん検診5会場</p> <p>文化ホール 1回</p> <p>高花保健センター2回</p> <p>イオンホール 2回</p> <p>本埜ファミリア館 1回</p> <p>ふれあいセンター いんば1回</p> <p>乳がん検診7会場</p> <p>文化ホール 2回</p> <p>本埜ファミリア館 1回</p> <p>小林コミュニティプラザ1回</p> <p>イオンホール 2回</p> <p>ふれあいセンター いんば 1回</p> <p>高花保健センター 3回</p> <p>印旛公民館 1回</p> <p>(個別検診)</p> <p>子宮頸がん 市内5医療機関 市外5医療機関</p> <p>乳がん 市内4医療機関 市外4医療機関</p>	<p>集団</p> <p>子宮: 8~11月 7日間</p> <p>乳: 10月~12月 11日間</p> <p>個別</p> <p>子宮・乳: 6月~1月</p>	<p>子宮頸がん検診 325人 (内訳) 集団・75人 個別・250人</p> <p>乳がん検診 430人 (内訳) 集団・80人 個別・350人</p>	<p>(乳がん・子宮がん)</p> <p>個別検診は、実施期間を6月~1月までの8か月間とし受診機会を確保する。個別検診終了2か月前には、未受診者に対する受診勧奨を実施していく。精密検査対象者についての受診勧奨及び結果把握に努め、必要な人への指導や助言を行う。</p>

4. 特定健康診査等事業に要する経費

実施事業名	目的	内容
特定健康診査・特定保健指導		
特定健康診査	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第19条に定める「特定健康診査」について、同法律第18条に定める「特定健康診査等基本指針」に基づき実施する。</p> <p>結果に基づき、要医療者を適切に医療につなげる。</p>	<p>・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲、尿検査(蛋白、糖)、理学的検査(視診、聴打診、触診等)、問診、血圧測定、血液検査(GOT、GPT、γ-GT、中性脂肪、LDLコレステロール、HDLコレステロール、血糖検査、ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン、eGFR)</p> <p>詳細項目(貧血検査・心電図・眼底検査)</p> <p>・自己負担金を徴収する</p> <p> 集団 1,100円</p> <p> 個別 1,500円</p>
特定保健指導	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第24条に定める「特定保健指導」について、同法律第19条に定める「特定健康診査等の実施に関する計画」に基づき実施する。特定保健指導対象者を生活指導の必要性(生活習慣病リスク)に応じて、階層化(積極的支援・動機付け支援・情報提供)に分け、自身が生活習慣を改善し、維持するための行動目標を設定し、実践できるよう保健指導を実施する。</p>	<p>①積極的支援:初回面接にて目標設定・積極的支援を実施する。3か月以上の継続的な支援(中間評価検査を含む)を提供し、支援3か月後以降に実績評価をする。</p> <p>②動機付け支援:初回面接にて目標設定・動機付け支援を実施する。継続的な支援を提供し、支援3か月後以降に実績評価をする。</p> <p>③情報提供:健診結果と同時に健康の保持増進に役立つ内容の情報を提供する。</p>

対象者	方法・スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
印西市国民健康保険に加入している40歳～74歳の人	<p>集団:検査機関に委託</p> <p>個別:指定医療機関に委託</p>	<p>集団:9会場 高花保健センター4回 総合福祉センター5回 松山下公園 総合体育館1回 小林コミュニティプラザ1回 印旛公民館2回 中央駅前 地域交流館5回 本埜ファミリア館2回 ふれあい文化館2回 ふれあいセンター いんば6回</p> <p>個別: 市内25指定医療機関 市外1医療機関</p>	<p>集団: 6月～12月 28日間</p> <p>6月全9日 7月全13日 8月全1日 9月全2日 11月全2日 12月全1日</p> <p>個別: 6月～12月</p>	<p>5,775人 集団: 1,815人 個別: 3,960人</p>	<p>個別健診の実績が伸びていることから、集団健診の日程は2日減少させ、個別健診結果表等の配布数を増やす。</p> <p>問診票送付の際、封筒に受診を新型コロナウイルス感染症が落ち着いてからの新たな習慣づけにつながるように、啓発のキャッチフレーズを入れて受診率向上を図る。</p> <p>感染症対策として始めた集団健診の予約は待ち時間が少ないと市民に好評であることから継続する。</p> <p>集団健診委託事業者からの依頼を受け、「不特定多数が集まること」「健診従事者と近接すること」から、受診者へマスク着用の協力を呼び掛ける。</p> <p>令和3年度、4年度に実施した肺がん・大腸がん検診との同時実施は市民ニーズがあまりなく、運営労力に見合わないため中止とする。</p>
<p>①②は特定健康診査受診者等で生活指導に必要性がある人 ③は特定健康診査受診者全員</p> <p>※①②には人間ドック等他の機関で同等の健康診断を受け結果を提出した人を含む</p>	<p>委託機関 保健師・看護師・管理栄養士による保健指導の実施</p> <p>個別、ドックの階層化のみ市で実施 (6.7月受診分:目視による 8月以降:CSVファイル作成後、エクセルにて抽出。点検、個別データ作成を管理栄養士が実施)</p>	<p>中央保健センター ふれあいセンター いんば 高花保健センター 駅前地域交流館</p>	<p>通年</p>	<p>①18人 ②159人</p>	<p>集団健診については初回面接の分割実施を行う。</p> <p>個別健診の階層化について、CSVファイル作成後、エクセルに抽出条件を設定し選定することを基本とするが、R4にはデータ化の進行が遅れ、特定保健指導の勧奨が遅れてしまったことから、データ化の不具合が発生しないか確認するまでの6,7月分については目視確認での抽出を行う。</p> <p>情報提供資料については、オリジナル資料を作成・配付することにし、さらに多くの情報が得られるようにYouTube動画に接続するようにする。</p>

実施事業名	目 的	内 容
保険者努力支援制度・国保ヘルスアップ事業		
運動教室	生活習慣病に関する相談事業等の利用者の中で、運動の継続支援が必要とされる人に運動を始めるきっかけとなる機会を提供する。参加によりその後運動習慣の継続ができるよう働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルチェック。 ・体組成計を用いた定期的なモニタリング。 ・有酸素運動、ストレッチ等の運動の実施。 運動に関連する事業の紹介等。
糖尿病性腎症重症化予防事業	国・県が示す糖尿病性腎症重症化予防プログラムに倣い、糖尿病性腎症の発症・重症化リスクを有する者に対して、受診・継続受診を勧奨し、適切かつ継続的な保健指導を行い、糖尿病腎症の重症化を予防し、新規透析への導入を阻止することで、医療費の適正化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査、後期高齢者健康診査、人間ドック等の結果に基づき、受診勧奨、受診継続確認及び医師の指示に基づき保健指導を行う。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
特定保健指導利用者 医師からの診察結果報告の内、運動支援が必要と依頼された人 健康相談利用者 糖尿病性腎症重症化予防事業参加者	健康運動指導士 保健師 管理栄養士	ふれあいセンターいんば	9月～3月 月1～2回 開催 全14回	25人	関係事業で必要者にチラシを配付し案内する。 運動のきっかけづくりとしての位置づけなので、参加者がその後何かの運動が継続していけるようにサポートする。
①特定健診等の結果、空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上又はHbA1c7.0%以上で、尿蛋白(±)以上またはeGFR60ml/分/1.73m ² 未満(70歳以上は50ml/分/1.73m ² 未満)。 ②過去に糖尿病診断にて服薬履歴があるが現在医療機関の受診状況が確認できない者。	管理栄養士 保健師	中央保健センター ふれあいセンター いんば	通年	①70人 ②20人	医療機関と連携した事業体制を維持する。 保健指導については、医療機関でできないものを補完する形とし、医師からの指示を受け行う。 対象者のHbA1c基準値については、昨年度の成人保健専門部会、同作業部会で7.0%で了承を得られたため、継続する。今後も6.5%以上7.0%未満の人については、「早期介入保健指導事業」や「生活習慣病予防における保健指導」で対応していく。 対象者①の選定については、個別健診、人間ドックの選定をCSVファイル作成後、エクセルに抽出条件を設定し選定することを基本とするが、R4にはデータ化の進行が遅れ、特定保健指導の勧奨が遅れてしまったことから、データ化の不具合が発生しないか確認するまでの6,7月分については目視確認での抽出を行う。 対象者②は、昨年度に引き続き、服薬治療をやめた可能性のある人に限定する。

実施事業名	目的	内容
CKD重症化予防事業	<p>県が示す糖尿病性腎症重症化予防プログラムにCKD重症化対策が追加されたことを受け、特定健診の結果、CKD重症化リスクの高い者について、腎専門医への受診勧奨を行い、対象者のQOLの維持、及び、医療費の伸長を防ぐ。</p> <p>保険者努力支援交付金 事業費分 対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当</p>	<p>・令和3年度に作成し、成人保健専門部会委員了承済のCKD抽出フロー図により、特定健康診査、39歳以下健康診査、40歳以上健康診査、人間ドックの健診結果をもとに対象者を選定する。</p> <p>対象者へは健康診査では腎臓専門医への受診相当の結果が出ていたため、主治医と相談するよう促す。同封する主治医宛通知には、CKD重症化分類による健康診査での重症度を示し、引き続き主治医のもとで管理するのがよいのか、または腎臓専門医への紹介をしていただくか判断し、報告をいただくようにする。</p>
早期受診勧奨	<p>特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の者について、医療機関への適切な受診勧奨を行う。早期の治療に結び付けることにより、生活習慣病の重症化を予防し、対象者のQOLの維持、及び、医療費の伸長を防ぐ。</p> <p>保険者努力支援交付金 事業費分 対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当</p>	<p>(至急連絡) 健診実施機関より至急連絡対象者の報告を受け、対象者には受診を促す。</p> <p>(早期受診勧奨) ・平成24年度作成、令和3年度及び令和4年度に一部改定し、成人保健部会委員了承済の早期連絡が必要な受診勧奨値に基づき、特定健康診査、39歳以下健康診査、40歳以上健康診査、人間ドックの健診結果をもとに対象者を選定し、対象者への受診を促す。</p> <p>①事前調整:医療機関に回り、医療機関から受診勧奨値がある人へ行う健診結果説明や受診勧奨を丁寧に受診者へ説明するよう依頼。 ②健診受診。健診結果に基づき、医療機関から治療の必要性の説明。 ③健診結果のデータから市の定める早期受診勧奨値該当者を抽出。該当者の内、過年度白衣性高血圧診断があった者を除外する。 ④電話による結果説明と受診勧奨(2回以上の電話かけ)。つながらない場合は手紙で対応。 ⑤受診状況の確認(5カ月程度後にレセプトや診察結果報告書にて確認)</p>

対象者	方法・スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
特定健康診査受診者、39歳以下健康診査受診者、40歳以上健康診査受診者、人間ドック受診者で、 eGFR45ml/分/1.73㎡未満もしくは、 eGFR45ml/分/1.73㎡以上60ml/分/1.73㎡未満かつ尿蛋白2+または3+。 但し、糖尿病性腎症重症化予防の事業対象者と重なった場合はそちらを優先する。	管理栄養士 保健師	-	随時	50人	千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにCKD重症化予防対策が追加されたことを受け、その一部分である、腎専門医へかかる必要がある人への受診勧奨の形として実施することを基調とするが、R4.12月に実施した成人保健専門部会作業部会出席の医師から、保健センターからの通知によって受診された患者をかかりつけ医にフィードバックする方法がないことやかかりつけ医で管理できているはずの患者を診ることでの医療機関間の問題を危惧する声があったため、方法を改め、かかりつけ医に腎臓専門医につなげる必要性がないか尋ね、必要時に医療機関から紹介してもらおう仕組みを作ることにし実施する。また、かかりつけ医からの報告書をもらい、必要に応じて保健指導を行っていく。
※下表のとおり	管理栄養士 保健師	-	随時	(至急連絡) 10人 (早期受診勧奨) 100人	対象者の選定については、個別健診、人間ドックの選定をCSVファイル作成後、エクセルに抽出条件を設定し選定することを基本とするが、R4にはデータ化の進行が遅れ、特定保健指導の勧奨が遅れてしまったことから、データ化の不具合が発生しないか確認するまでの6,7月分については目視確認での抽出を行う。

関係事業		集団健診にて委託先より至急報告のある者への受診勧奨	集団・個別健診にて受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
優先度		レベル3 至急連絡	レベル2 早期連絡
糖代謝	空腹時(99以下)	400以上	180以上(受診中除く)
	HbA1c(5.5以下)		9.4以上
血圧(129/84以下)			~39歳…160/100以上 40~64歳…160/100以上(受診中除く) 65~74歳…180/110以上
脂質代謝	中性脂肪(149以下)		800以上
	LDL(119以下)		250以上
肝機能	GOT(30以下)	300以上	200以上
	GPT(30以下)	300以上	200以上
	r-GTP(50以下)		1000以上
貧血	血色素 (男13.1以上 女12.1以上)	男8.0以下 女6.0以下	
腎機能	クレアチニン (男1.0以下 女0.7以下)	3.0以上	
尿酸代謝	尿酸(7.0以下)		9.0以上

実施事業名	目的	内容
特定健診継続受診対策	<p>特定健診継続受診者が継続して特定健診を受診する取組を行い、特定健診の実施率の向上を図る。</p> <p>保険者努力支援交付金 事業費分 対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当</p>	<p>①受診者が自身の健診結果を経年比較することで、早期からの生活習慣病の予防に役立てる。</p> <p>②検査値の変化に応じて生活改善に取り組みやすい状況を作るため、情報提供資料や個別結果相談チラシを結果に同封する。</p>
早期介入保健指導事業	<p>生活習慣病予備群や特定保健指導予備群に対し、内臓脂肪型肥満に着目した保健指導を実施し、生活習慣病の発症を予防する。</p> <p>保険者努力支援交付金 事業費分 対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当</p>	<p>・39歳以下健康診査、特定健康診査、人間ドック受診者の内、メタボリックシンドローム、高血糖に着目して、早期の生活改善意識を持たせるため、集団健診受診者には会場での健診結果の一部説明、生活改善指導、受診勧奨(血圧高値)を、その他、結果から抽出された全員には参考資料と健康相談の案内を発送する。</p> <p>・39歳以下健康診査の内、国民健康保険対象者については、この事業選定のために健診を行ったこととする。</p>
特定健診40歳前勧奨	<p>特定健診の対象前となる40歳未満の者に対して、健康意識の向上と健診の実施率の向上を目的とした周知啓発を行う。</p> <p>保険者努力支援交付金 事業費分 対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当</p>	<p>・39歳以下健康診査について周知の機会を増やし、必要な人が受診しやすくする。受診者に健康づくりに関する情報提供を実施し、取り組みを促す。</p>
生活習慣病重症化予防における保健指導	<p>特定健康診査の結果やレセプト情報等を活用して、受診者の生活や就労状況・生活習慣等を把握し、心身の特性の変化、ライフステージ等に応じた保健指導を行う。</p> <p>保険者努力支援交付金 事業費分 対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当</p>	<p>・主治医からの診察結果報告書や保健指導依頼書に基づき、栄養指導、運動の習慣づけの支援等の生活改善指導が必要な人を把握し、医療機関と連携した支援を行う。これにより、生活習慣病の重症化予防をすすめ、本人や家族のQOLの維持、改善につなげるとともに、医療費の伸長を緩やかにする。</p>

対象者	方法・スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
①各種集団健診の健康診査受診者 ②各種健康診査利用者全員	健診結果を3年間の経年比較データとして提供する。 (公財)ちば県民保健予防財団	-	-	10,700人	受診者本人の気づきや生活改善の取組につながるよう、情報提供資料、健診結果個別相談等のチラシを同封する。
①39歳以下健康診査受診者で、特定保健指導の動機づけ支援・積極的支援対象者と同等の者 ②特定健康診査、39歳以下健康診査受診者の内、HbA1c6.5%以上で糖尿病の既往歴がない者の内、①に該当しない者	管理栄養士 保健師 集団健診受診者の対象者①については、 (公財)ちば県民保健予防財団	中央保健センター ふれあいセンターいんば、他	随時	100人	市独自に39歳以下健康診査を実施している理由としては、早期からの生活改善への意識づけを重視しているためであることから、集団健診での該当者には、(公財)ちば県民保健予防財団の保健師、管理栄養士等による会場内での健康相談を行い、対象者全員には来所や電話による相談を実施する。国保ヘルスアップ事業が従前のA型から令和4年度にB型に変更となり、交付額が増えたことから、39歳以下健康診査検査料の内、印西市国民健康保険被保険者分については同交付金にて、事業対象者選定のための健診費用として積算することになった。
19歳以上39歳以下の市民	①35歳以上39歳以下の国保加入者への問診票の直接送付 ②乳幼児健診対象者への健診の周知チラシの配付 ③健診結果に情報提供資料を同封する	-	-	①800人 ②4500人 ③1500人	近い将来特定健診該当者になる人へ早期から啓発し、健診受診の意識づけを行う。39歳以下健康診査、乳がん検診、子宮がん検診に加え、骨粗しょう症検診についても啓発対象とする。
集団健診受診者で新規要治療項目があった者及び、医療機関患者(市民)	管理栄養士 保健師	中央保健センター、 ふれあいセンターいんば 他	随時	100人	「保健指導依頼書」の説明を医療機関に行い、患者の紹介をしてもらえるよう工夫する。 事業の評価として、来所相談実施者には相談1か月後に終了時アンケートを実施する。

5. 健康診査に要する経費

実施事業名	目 的	内 容
後期高齢者健康診査		
後期高齢者健康診査	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項に定める「保健事業」として、後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進と健康寿命の延伸を目的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査項目は特定健康診査と同様(腹囲はなし)。 問診項目はフレイル予防のための15項目及び印西市独自の2項目で実施。 ・自己負担金 なし

対象者	方法・スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
後期高齢者医療制度加入者	<p>集団: 検査機関に委託</p> <p>個別: 指定医療機関に委託</p>	<p>集団: 9会場 高花保健センター4回 総合福祉センター5回 松山下公園 総合体育館1回 小林コミュニティプラザ1回 印旛公民館2回 中央駅前 地域交流館5回 本荳ファミリア館2回 ふれあい文化館2回 ふれあいセンター いんば6回</p> <p>個別: 市内25指定医療機関 市外1医療機関</p>	<p>集団: 6月～12月 28日間</p> <p>6月全9日 7月全13日 8月全1日 9月全2日 11月全2日 12月全1日</p> <p>個別: 6月～12月</p>	<p>2,700人</p> <p>集団: 911人</p> <p>個別: 2,896人</p>	<p>個別健診の実績が伸びていることから、集団健診の日程は2日減少させ、個別健診結果表等の配布数を増やす。</p> <p>問診票送付の際、封筒に受診を新型コロナウイルス感染症が落ち着いてからの新たな習慣づけにつながるように、啓発のキャッチフレーズを入れて受診率向上を図る。</p> <p>感染症対策として始めた集団健診の予約は待ち時間が少ないと市民に好評であることから継続する。</p> <p>集団健診委託事業者からの依頼を受け、「不特定多数が集まること」「健診従事者と近接すること」から、受診者へマスク着用の協力を呼び掛ける。</p> <p>令和3年度、4年度に実施した肺がん・大腸がん検診との同時実施は市民ニーズがあまりなく、運営労力に見合わないため中止とする。</p>

6. 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

実施事業名	目的	内容
後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施		
後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」により実施が定められた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、「高齢者の医療の確保に関する法律」第125条の2第1項により後期高齢者医療広域連合から市が受託し実施する。</p> <p>心身に多様な問題を抱える後期高齢者に対して、保健事業と介護予防を一体的に行うことにより、効果的かつ効率的にきめ細かな対応を行い、健康寿命の延伸を目指す。</p>	<p>【企画・調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画・立案・調整等 ・KDBシステムを活用した地域の課題の分析・対象者の把握 ・関係者間やかかりつけ医等との連携・進捗状況等の共有 <p>【個別的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医等と連携しながら、低栄養防止及び生活習慣病等の重症化予防に係る相談・指導及び受診勧奨等を実施する。 ①糖尿病性腎症重症化予防 ②生活習慣病の重症化予防 <ul style="list-style-type: none"> a. 血糖高値者 b. 血圧高値者 c. 健診にて受診勧奨判定値となり、医療機関受診にて医師から市に保健指導の指示があった者 d. がん検診精密検査対象者 ③低栄養予防 <p>【通いの場等への積極的な関与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防に関する普及啓発及び健康教育・健康相談を実施。 ・フレイル状態の高齢者を把握し、低栄養や口腔機能低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援を行う。 ・取り組みにより把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨などを行う。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
医療機関 関係団体	保健師 管理栄養士	-	通年		市の課題分析を行い、関係団体等と検討・調整を行いながら、地域の実情に即した取り組みを実施する。 また、医療機関と連携した事業体制を維持する。
健康診査等の結果、下記基準該当者 ※①、②-a、b、③は前年度の結果 ※②-c,dは当年度の結果 ①HbA1c \geq 8.0%かつ尿蛋白 \geq (+) ②-a.HbA1c \geq 8.0% ②-b.血圧 \geq 160/100 ②-c.受診勧奨判定値にて、医師から市に保健指導の指示あり ②-d.がん検診精密検査対象 ③BMI<18.5かつ6か月間で2~3kg以上の体重減少	保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士	中央保健センター 対象者自宅等	通年	①3人 ②-a.10人 ②-b.80人 ②-c.10人 ②-d.200人 ③15人	個別的支援対象者に対して、かかりつけ医から指導を行う上での注意点等を伺う書式の活用及び、かかりつけ医に指導内容のフィードバックを行うことで、医療機関と連携した支援を実施する。 訪問・来所等による対面での相談実施に努め、対象者の生活状況に応じた支援を行う。 高血圧該当者(未治療者)に対する保健指導及び受診勧奨を新規に実施する。
地域で活動している高齢者等団体	保健師 管理栄養士 歯科衛生士 高齢者福祉課職員	-	通年	260人	いんざい健康ちょきん運動登録団体の継続支援講座にて、フレイル予防に関する教育・相談を全圏域で実施する。 また、その他の活動団体についても依頼に応じて実施する。 多くの団体に介入できるよう、関係団体への周知を図る。

7. 健康づくりの推進に要する経費(保健対策推進事業)

実施事業名	目的	内容
健康づくりの実施体制		
健康づくり推進協議会	地域住民に密着した総合的健康づくり対策等を積極的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進に関すること ・食育推進に関すること ・献血推進に関すること ・機関紙「いんざい健康づくり」の発行
「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～(改定版)」の進行管理	健康増進法に基づき、全ての市民が、健康で安心していつまでもいきいきと暮らせるまちづくりの実現を図る。 また、食育基本法に基づき、市民が生涯を通じて健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう取り組むための体制づくりを推進する。	「第2次健康いんざい21(改定版)」の策定に伴い関係各課の取組状況も含め進行管理を行う。また、健康づくり推進協議会にて、進捗状況の報告等を行う。
「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の策定	「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～(改定版)」の計画策定期間が令和6年度までとなることから、次期計画である「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の計画策定を行う。	令和5、6年度に「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の計画策定を行う。令和5年度は計画策定支援業者の選定及びアンケート集計・分析を行う。また、健康づくり推進協議会にて、策定方針、アンケート内容の報告等を行う。
健康づくりプロジェクト	印西市の住民が主体的に健康づくりに取り組むことができるまちづくりを含めた環境づくりを、健康増進課が中心となり、全庁的に取り組むことができる体制づくりを推進する。	「健康いんざい21」に掲げる目標を達成すべく環境づくりについて検討する。庁内各課とも必要に応じて連携を図る。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
—	—	—	全体会議 2回 編集会議 2～3回 機関紙 年1回発行	機関紙 11月(ホームページに掲載。健康情報コーナー等で配布)	健康いんざい21(改訂版)の進行管理について意見を聴取する。
—	—	—	—	—	平成30年度に「第2次健康いんざい21」の中間評価と第2次計画(改定版)の策定を行った。計画最終年度となる令和6年度まで、関係各課の取組状況についても継続して健康づくり推進協議会において計画の進行管理を行っていく。 計画本編・概要版を使用し、第2次計画(改定版)の周知実践に努める。
—	—	—	—	—	策定にあたっては、健康づくり推進協議会及び関係課等の意見を聴取し行い、また、アンケートによって市の健康課題等の把握に努める。 計画期間は国の健康日本21(第三次)が令和6年度から令和17年度までの12年間としていることから、それに合わせ、計画期間を令和7年度から令和18年度までの12年間とする。
—	健康増進課職員	—	—	—	健康づくりの取り組みがしやすい環境づくりのために、他課や民間事業者、健康づくりに対する関心が高い市民との協働を図っていけるよう施策について課内で検討していく。

実施事業名	目 的	内 容
健康づくりの啓発・普及		
健康講演会	自身の身体状況を把握する機会設け、自身にあった疾病予防・健康づくりに必要な知識を得て、具体的な行動変容につなげられるよう支援する。	糖尿病をテーマに医師による講演、管理栄養士によるミニ講話を実施する。
受動喫煙防止対策	望まない受動喫煙をなくし、次世代を担う子ども達をたばこの煙の害から守るために、市民一人ひとりが受動喫煙防止に取り組み、受動喫煙のないまちづくりを推進する。	2019年3月に作成した「印西市受動喫煙防止対策ガイドライン」をもとに受動喫煙の害、受動喫煙防止対策の必要性について啓発を行う。 また、将来の喫煙防止のため、市内保育園・幼稚園の年長児に向けオリジナル教材を使った教育を行う。 母子手帳バック、プレママ教室の教材に、受動喫煙防止に関する内容を盛り込んでいる。
自殺対策	すべての人が心の健康を保ち、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	関係課との連携を図り、自殺対策につながる情報発信を行っていく。 ①ゲートキーパー研修の開催 ②自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)の普及啓発、成人式を活用し新成人を対象に啓発を行う。 ③自殺対策推進庁内会議の開催
印西市健康ポイント事業 いんざい ちょけん (貯健)ポイント	印西市健康ポイント事業実施要領(R3.6.1施行)に基づき市民の健康の意識を高め、健康的な生活習慣を実践するきっかけとなることを目的とし、市民の主体的な健康づくりの取り組みを支援するため、千葉県元気ちば！健康チャレンジ事業と連携し実施する。	市民が健康づくりメニューに取り組み、一定以上のポイントを獲得し市に申請すると、県の承認を受けた協賛店で優待サービスを受けることのできる「ち～バリュ～カード」を交付する。
健康づくりサポーター	健康づくり全般に関する知識を、身近な人や地域の人に伝える役割としボランティアで行う市民の主体的な活動を促進する。	講演会、出前健康講座、依頼教育、運動教室等への参加者へ「健康づくりサポーターカード」を渡し、学んだ健康のヒントを身近な人や地域の人に伝える活動を展開する。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	医師など	ふれあいセンター いんば	1回	70名	健診事後の健康づくりに役立ててもらえるよう、健診結果に講演会のチラシを封入し周知を行う。
市民 (教育) 市内保育園 市内幼稚園	保健師 栄養士 歯科衛生士	市内全域	(教育) 回	(教育) 約200人	市民・事業所等の団体・市が一体となって受動喫煙防止対策に取り組めるよう、広報、ホームページ、SNS等で受動喫煙防止に関して情報を発信する。市内保育園、幼稚園の園児を対象に教育を実施する。
①民生委員等、職員 ②市民 ③職員	職員	市内全域	①1回 ②- ③1回	①100人 ②- ③	自殺対策計画に基づき、関係課と連携し、周知・啓発を実施していく。市職員と、民生委員等の相談対応に関わる市民を対象に、ゲートキーパー研修を開催し、悩みを抱える人のSOSに気づき支援につなげる人材を育成する。こころの相談先を周知する。
市民(18歳以上)	職員	市内全域	-	150	関係各課と連携を図りながら、市として一体的な健康づくりの取組みが出来るように調整する。事業参加者への積極的な周知に力を入れ、多くの市民に参加してもらえるように工夫する。
市民	保健師 栄養士 歯科衛生士	中央保健センター 他	随時	100	教育の場において積極的に周知、配布し、より多くの市民が健康づくりサポーターの役割を担えるようにしていく。

実施事業名	目的	内容
健康情報の提供及びイベント	健康についての知識や情報を提供し、多くの市民が健康づくりに関心が持てるように啓発する。	<p>【広報紙】 健康づくりに必要な知識や生活習慣病等の予防についてコラム形式で掲載する。</p> <p>【健康情報コーナー】 生活習慣病等についての情報や、ウォーキングマップ等の提供、保健センター事業のPR等を行なう。</p> <p>【いんざい保健センターだよりの発行】 年1回保健センターの年間予定を載せた「いんざい保健センターだより」を発行する。</p> <p>【その他】 スポーツフェス等の市で行うイベントや動画配信(市YouTube)等で、健康づくりのための知識の伝達、実践方法の普及を図る。</p>
献血事業		
献血事業	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、近年増大する血液需要に対して、血液供給の安定化と国内自給体制の確立を図るため、1人でも多くの人に献血に対しての理解をいただき協力が得られるよう、献血者に対しても輸血者に対しても安全であり、時代のニーズに合った献血の推進に努める。	<p>献血事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市主体実施会場:市役所・街頭(イオンモール) ・血液センター主体実施会場:学校・企業・事業所(イオンモール・BIGHOPガーデンモール) ・献血方法:全血(200ml・400ml) ・PR方法 広報いんざい及びHPへの掲載、ポスターの掲示及び配布、成人式においてリーフレット配布、献血実施時にPR景品を配布等
骨髄移植ドナー支援事業		
骨髄移植ドナー支援事業	造血幹細胞移植のために骨髄又は末梢血幹細胞を提供する者(ドナー)としての登録を促進し、造血幹細胞移植を受ける必要のある者がその機会を確保されるよう支援する。	ドナーについては、骨髄又は末梢血幹細胞の提供に必要な通院、入院及び面接に必要な日数、1日当たり2万円(上限は7日)。ドナーが従事している事業所については、1日当たり1万円(上限は7日)。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	—	健康情報コーナー (各保健センター 市役所ロビー、各 公民館、そうふけ ふれあいの里、小 倉台図書館、本埜 ファミリア館等 計 14か所)	コラムは 広報に 掲載 (月1回) いんざい 保健セン ターだより 年1回発 行	(広報) 毎月1日号 いんざい保 健センターだ より 35,000部	いんざい保健センターだよりでは各成人健(検)診前に健(検)診の大切さについて啓発を行い、受診率向上を図る。転入時、新生児訪問、健診時など折を見て市民に配布し、市のサービスや健康づくりに必要な知識、生活習慣病予防について周知していく。
・一般市民 ・学生 ・従業員等	・健康増進課 職員 ・千葉県赤十字血液センター	・市役所 ・イオンモール千葉ニュータウン店 ・BIGHOPガーデンモール印西 ・市内各企業、事業所、学校等	市主体年 4回	3,000人(印 西市全体)	少子高齢化等に伴う献血者の大幅な減少が危惧されており、特に若年層へ向け積極的にPRすることで、若年層の献血意識向上を図っていく。 また、採血後に送られてくる血液検査の結果が体調管理に役立てることができるなど、献血の健康面での活用をアピールし、定期的な献血協力をお願いしていく。
—	—	—	—	ドナー 2人 事業所 2件	

8. 健康支援事業(保健対策推進事業)

実施事業名	目的	内容
健康教育		
集団健康教育	(出前健康講座及び依頼健康教育) 疾病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣病を予防していく。	【出前健康講座】 8講座を設定 【依頼健康教育】 出前健康講座以外の内容で依頼があった団体に対し、集団健康教育を実施
	(女性のがん対策及び女性の健康) 乳がん・子宮がんについての知識を得ることによって、検診の必要性を認識し、受診を習慣化していけるよう支援する。	乳がん・子宮頸がん検診の待ち時間に、パンフレット配布などにより予防の意識付けを図る。乳幼児健診にて、女性が受けられる健(検)診(39歳以下健康診査、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診)について啓発ちらしを配布する。また、成人式にて子宮頸がん検診の啓発ちらしを配布する。
健康相談		
健康づくり相談	(全般) 健康全般に関する相談に対して、疾病予防や医療に向けて適切な行動が取れるように助言を行い、市民の健康の保持増進を図る。	必要に応じた内容で相談を実施していく。 ・随時(電話・来所など)の個別健康相談
	(栄養) 食生活に関する各種相談に対して、相談者の生活状況に合わせたアドバイスを行うことで、生活改善を促し、健康増進を図る。	病態・症状別食事のアドバイス、食生活等調査の実施、離乳食・幼児食についての相談。 ・随時(電話・来所など)の個別健康相談
	(歯科) 歯科に関する各種相談に対し、適切な助言を行い問題の解決に向けて支援するとともに、むし歯や歯周疾患の予防を図る。	必要に応じた内容で相談を実施していく。 ・随時(電話・来所など)の個別健康相談
	(禁煙相談) 禁煙相談に対し、適切な助言を行い支援をし、市民の健康増進を図る。	必要に応じた内容で相談を実施していく。 ・随時(電話・来所など)の個別健康相談
訪問指導		
訪問指導	訪問により、対象者の生活の場で、具体的な生活習慣等の指導を行い、本人や家族の健康の保持増進及び心身機能低下の予防を図る。	・生活習慣病、食生活、歯科等の健康に関する指導、情報提供、他機関との連絡調整 ・健(検)診結果等についての相談及びアドバイス。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士	市内各会場	—	80人	依頼健康教育については、対象者や依頼内容に柔軟に対応する。
乳がん検診・子宮頸がん検診受診者及び対象者	保健師	市内各会場	—	400人	女性特有の乳がんや子宮頸がんについて、より多くの市民に理解してもらうために、パンフレット等による啓発を行う。 また、若い世代にもがんに関心を持ってもらうため、成人式にて子宮頸がん検診の啓発ちらしを配布していく。
全市民	保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士	各保健センター	随時	300人	来所や電話での相談が随時行える体制をとり、全市民が健康について気軽に相談できるようにする。 各種健(検)診の事後指導の方法として、個別相談を充実させていく。
全市民	管理栄養士	各保健センター	随時	100人	個々に合わせた支援を行う。 他職種や医療機関等と連携を取りながら進めていく。
全市民	歯科衛生士	各保健センター	随時	10人	健診後の個別相談を今後も実施し、また積極的なPRに努める。
全市民	保健師 看護師	各保健センター	随時	5人	禁煙外来のある医療機関を把握し、適切な情報提供ができるようにする。
全市民	保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士	—	随時	—	今後も引き続き健(検)診後のフォローに力をいれ、個々に応じた支援を行っていく。至急精密検査を受ける必要のある健(検)診受診者には速やかに訪問を行い、対象者本人に受診勧奨を実施していく。

9. 健康づくりセンター等運営事業

実施事業名	目的	内容
健康生活コーディネート事業		
ヘルスアップ教室	一人ひとりにあつた個別プログラムを提示することで、健康の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・メディカルチェック及び生活習慣調査に基づく、個人の状況に応じた運動プログラム等の提供
健康づくりセンター運営事業		
健康づくりセンター運営事業	<p>個人の目的に適した運動プログラムを作成し、実践につなげる。</p> <p>運動を習慣化することで、生活習慣病の予防を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングマシンを使用し、効果的な運動を実践する。 ・運動指導員を講師とした「健康づくり教室」を毎日開催し、グループで運動を実践することでさらなる運動継続につなげる。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
35歳以上の市民	運動指導員を委託	そうふけふれあいの里 ※施設改修工事のため令和5年7月～令和7年3月は松山下公園総合体育館内にて実施する。	週5回	実170人	教室卒業後も運動が継続できるように、運動グループへの参加やライフスタイル型の利用を推進し、ライフスタイル型利用者に対して定期的な運動イベントを開催する等、健康づくりへの取り組みが継続できるよう支援していく。
15歳以上(中学生を除く)の市民(市外の利用可能)	運動指導員を委託 健康づくりセンター職員	健康づくりセンター	週6日 火曜日から日曜日	延べ6000人	利用人数の制限等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて実施する。

10. 歯科保健事業(保健対策推進事業)

実施事業名	目的	内容
歯科保健啓発事業		
8020運動の推進	生涯を通じて歯や歯肉の健康づくりに取り組み、歯の喪失を予防することにより、健康な生活が送れるようにする。	<p>【標語の募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査 ・推薦者の選出 <p>※優秀者は印旛郡市の大会に推薦</p> <hr/> <p>【親と子のよい歯のコンクール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内審査 ・推薦者の選出 ・表彰式 <p>※優秀者は印旛郡市の大会に推薦</p> <hr/> <p>【高齢者のよい歯のコンクール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔内審査 ・推薦者の選出 ・表彰式 <p>※優秀者は印旛郡市の大会に推薦</p> <hr/> <p>【歯科保健啓発事業】 印旛郡市歯科医師会と調整を図りながら、市民の歯と口腔に対する意識の向上を図る。</p>

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
(標語) 市内に在住・在勤・在学している人	歯科医師 歯科衛生士	未定	—	—	県の動向を注視し、印旛郡市歯科医師会と調整し、実施を検討していく。
市の3歳児健診でむし歯のなかった児とその保護者(新型コロナウイルス感染症のため対象児の変更あり)	歯科医師 歯科衛生士	未定	—	—	県の動向を注視し、印旛郡市歯科医師会と調整し、実施を検討していく。
印西市在住で令和3年4月1日現在80歳で自分の歯が20本以上ある人	歯科医師 歯科衛生士	未定	—	—	県の動向を注視し、印旛郡市歯科医師会と調整し、実施を検討していく。
市民	歯科医師 歯科衛生士 その他保健センター職員	未定	—	—	口腔に対する意識の向上を図り「8020運動」の推進に努める。

実施事業名	目 的	内 容
就学前児童歯科指導事業		
就学時健康診断 歯科健康教育	市内小学校入学予定の保護者に対し、就学時健診の機会において、第一大臼歯のむし歯を防ぎ、健全な永久歯列を守ることを重点とした歯科健康教育を実施し、より具体的な意識付けを行う。	歯科健康教育 ・歯科講話 ・ブラッシング指導他
保育園児等歯科 健康教育	各保育園及び幼稚園等で実施される歯科健診時に合わせ衛生教育を実施することにより、園児及び保護者への口腔衛生の意識付けを図る。	・歯科健診 ・歯科講話(むし歯の話) ・ブラッシング指導
学校歯科保健指 導	8020運動の推進及び口腔内疾患についての正しい知識の啓発、普及を図り、小・中学校における歯科保健の充実に努める。	・歯科講話 ・ブラッシング指導
こども子育て歯科 相談	児童館や子育て支援センターに来所した保護者が気軽に歯科相談ができる体制を整え、保護者の不安軽減や子どもの口腔の健全な育成を支援する。	歯科相談

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
6歳児の保護者	歯科衛生士	市内小学校	18校	1,300人	保護者の関心も高いため、家族全員が口腔内に対し共通した意識をもてるように更に充実した内容にしていく。
市内保育園及び幼稚園等に通園している児等	(歯科医師) 歯科衛生士	保育園 幼稚園 児童館 子育て支援センター等	26回		子どもたちが楽しみながらブラッシングを行えるように媒体や講話の内容を工夫していく。また、各年代に応じた指導ができるよう、保育士や幼稚園教諭と連携を図っていく。
市内小・中学校	歯科衛生士	市内小・中学校	27校 (小:18校、中:9校)	1,800人	指導課と調整を図りながら、充実した指導が実施できるよう、授業時間の確保を行う。 また、養護教諭と協力しながら、保健委員会など、児童生徒の活動などを通じ、日ごろの学校生活の中で口腔への興味関心を養っていく。
幼児とその保護者	歯科衛生士	児童館 子育て支援センター	各施設5～6回		児童館や子育て支援センターに来所した保護者が気軽に歯科相談ができる体制を整え、保護者の不安軽減や子どもの口腔の健全な育成を支援する。

11. 食育推進事業

実施事業名	目的	内容
食育推進の実施体制		
栄養士調整会	印西市栄養士調整会規約に基づき、食育や健康づくり等、市民全体に関わる幅広い問題に対応するため、関係各課の栄養士が現状や課題を共有するとともに、栄養士の視点から全市的に取り組んでいくために、また、相互間の業務への理解を深めることを目的に、学校及び保育園の栄養士との連携を図る。	調整会を通して、食育推進のための情報交換や横断的に取り組む必要のある問題の検討を実施する。
食育講演会	市民が健康づくりに主体的に取り組めるように、関係機関等で食に関する課題を共有し、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域などがそれぞれの役割を果たし、市全体で一体となり総合的な食育の推進を図る機会とする。	食育に関する講演会及び情報交換
食育の啓発・普及		
野菜いっぱい食育レシピの配信	「食」に関する知識と「食」を選択する能力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう支援するため、「野菜いっぱい食育レシピ」を作成し、野菜摂取量の増加を促す。	主に市ホームページ、市Twitterにより毎月配信する。市役所、印旛支所、ヘルスアップ教室、スーパー(3店舗)、産地直売所(2店舗)はチラシを配布する。内容は、市内でとれる旬の野菜を中心としたレシピと、食育にまつわる情報等を掲載する。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
-	学校栄養職員・栄養教諭 給食センター 栄養士 保育課栄養士 健康増進課栄養士	-	年3回程度	-	食育の実践者として情報交換や調査研究に努める。 栄養士に県職員が多い特徴の中で、印西市の食に関する課題を共有し、市民が継続的に食育に取り組んでいけるよう調整を行う。また、食育推進計画の推進のため、印西市の現状を踏まえ重点項目および、ライフステージに応じた継続的な指導計画と目標の共有を行う。 広報掲載レシピ「にこにこクッキング」のメニューについても検討する。
市内幼稚園、保育園・認定こども園、食育担当者、企業、地域で食育に携わる人、関係課職員	栄養士	市役所大会議室	1回	50人	市内認可保育所、認定こども園が近年増加していることや、幼少期からの食生活の習慣作りが大切であることを踏まえ、テーマは「子ども・食育・地域・連携」をキーワードにし、対象者は子どもに関係する機関に絞る。
全市民	栄養士	市ホームページ 市Twitter チラシ	年12回	-	令和5年度は、食育情報として「生活習慣病予防」を年間テーマとして掲載する。 食育推進計画の《食育1》②主食・主菜・副菜をそろえた栄養バランスのよい食事を心がけよう、《食育2》①野菜料理は1日5皿以上を目標に今よりもう1皿増やそうを中心に啓発する。 紙媒体の需要のある施設、スーパー等にはチラシを配布する。

実施事業名	目 的	内 容
広報「ここにコックキング」の掲載	「食」に関する知識と「食」を選択する能力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう支援するため、市の栄養士のメニューを掲載し周知、啓発を行い、食に関する意識向上に努める。	栄養士調整会で計画し、施設ごとの野菜をたくさん使用した人気メニューを毎月1品ずつ掲載する。
就学時健康診断 栄養健康教育	市内小学校の就学時健診時に、第2次健康いんざい21(改定版)の食育推進分野の行動計画の内容を踏まえて調査結果や計画の周知、また望ましい食習慣や食品選択についての健康教育を通じて実践に結び付ける。	栄養健康教育 ・第2次健康いんざい21(改定版)について(食育) ・子どもの食生活について ・印西市の健康状況について
親子食育教室(動画配信)	「食」に関する知識と「食」を選択する能力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう支援するため、学童期から調理の機会を提供し、食への関心を向上させる。	感染症対策の一環で調理実習・試食を中止とする。長期休暇時期を利用して調理をしてもらえるよう動画の配信をする。
食環境の整備	「住んでいたら健康でいられるまち」を目指して、意識することなく、自然と健康に取り組めるような方法や、健康に関する情報を身近な場で得られる機会を広げられるよう市内スーパーで食育の啓発を行う。	市内協力スーパーにて食育に関する啓発を実施する。
大人の食育講座	第2次健康いんざい21(改定版)の重点課題の周知実践のため、大人を対象とした講座を実施する。	感染症対策の一環で調理実習・試食を中止とする。その代わりに動画配信等を行う。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	栄養士	広報いんざい 市Twitter	年12品	－	保育園、学校給食センター、保健センター提供の人気メニューを広報紙と市Twitterに毎月掲載する。 広報紙では、バランスの良い食事の啓発のため、紹介レシピが「主食」「主菜」「副菜」のうち、どのお皿に該当するか、他に何をそろえたら栄養バランスが良くなるのかイラストを入れ分かりやすくする。
6歳児の保護者	栄養士	市内小学校	18校	1,300人	小学校入学の児を持つ保護者に対し、この時期に身につけたい食習慣や毎日の食生活について知識の普及啓発を行う。 また、第2次健康いんざい21(改定版)における食育推進分野の重点目標や市の現状、また、成人健診(検診)や予防接種などについても周知する。
小学生とその保護者	栄養士	市ホームページ 市Twitter 市YouTube	年2回	－	旬の野菜を用いて、小学校低学年を対象に、料理に興味を持ってもらえるよう親子で簡単に作れるメニューを考案し動画を配信する。
全市民	栄養士	市内スーパー20カ所	通年	－	より充実した食育の啓発ができるよう協力店の新規開拓も行っていく。
市民	栄養士	市ホームページ 市Twitter 市YouTube	年2回	－	手軽に買える野菜を取り入れる。電子レンジを使用した時短クッキングのメニューを考案し動画等を配信する。また、生活習慣病を防ぐ食に関する情報を視覚的に伝える資料を作成する。

第2節 医療体制・健康危機管理対策の充実

1. 地域医療推進事業
2. 健康危機管理対策事業
3. 予防接種事業
4. 新型コロナウイルスワクチン接種事業
(新型コロナウイルス対策事業)

《 医療体制の充実 》

病気や事故の際に適切に対応や処置が行えるよう、救急医療体制の確保を図っていくとともに、市民一人ひとりがかかりつけ医等を持つよう啓発していく。また、医療施設の誘致や医療機関相互の連携の促進などにより医療体制の強化に努めていく。

1 地域医療推進事業

(1) かかりつけ医等の推奨

信頼関係に基づく総合的な健康管理に有効な「かかりつけ医、歯科医、薬局（薬剤師）」の推奨と重要性の啓発について、広報紙やホームページに掲載するとともに、育児相談・乳幼児健診等で啓発する。

さらには、「保健センターだより」において市内医療機関一覧及び「印旛市郡小児初期急病診療所」を掲載し、かかりつけ医等の推奨に努める。

(2) 医療体制の充実

市内には、日本医科大学千葉北総病院をはじめとした3病院並びに多くの診療所及び歯科診療所があり、相互連携を図っているところである。

印旛市郡小児初期急病診療所の円滑な運営や印旛保健医療圏の二次及び三次救急医療機関との連携による救急医療体制の整備、充実を促進するとともに、関係諸機関と協議して医療施設や診療科目の整備・充実に努める。

(3) 救急医療機関への財政支援

印旛市郡医師会等の協力の下、佐倉市で運営されている「印旛市郡小児初期急病診療所」に対し、協定に基づき管理運営に要する経費の一部を負担し、小児の初期救急医療体制の安定を図る。

また、安全で安心な市民生活を確保するため、二次救急医療の運営に関する事業に対し補助金を交付する。

- *1 初期救急医療とは、救急患者のうち、入院の必要がない軽症者に対し休日や夜間の外来診療を行うことを指す。具体的には「休日夜間急患センター」や「在宅当番医」がその役割を担う。
- *2 二次救急医療とは、初期救急医療機関で入院や手術を必要とすると判断された救急患者や重傷患者に対応する医療のことを指す。各地区において病院等が当番制で夜間・休日に対応する「病院群輪番制」により実施している。
- *3 三次救急医療とは、救急車により直接、又は初期・二次救急医療機関から転送されてくる心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤急患患者に対する救命救急を行うことを指し、高度な診療機能を持つ「救急救命センター」により実施されている。（用語説明「印西市医療整備基本構想」より）

2. 健康危機管理対策事業

事業名	目的	内容
感染症予防対策		
感染症予防対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、正しい知識の普及と予防啓発を図る。	保健所の指導のもと感染症のまん延を防ぐため消毒・清潔の指示等必要に応じ実施する。
熱中症予防対策		
熱中症警戒アラート	環境省・気象庁が提供する熱中症の危険が極めて高い暑熱環境が予測される際に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、市民の熱中症予防行動を効果的に促すため情報提供する。	佐倉観測所及び我孫子観測所の暑さ指数(WBGT)が33℃を超えると予想された時、当日9時頃に「印西市防災メール」及び「防災行政無線」で市民へ周知する。
AED(自動体外式除細動器)の設置の促進		
AED(自動体外式除細動器)の設置の促進	心停止の人の救命に使う「AED(自動体外式除細動器)」を市内各施設に設置するとともに、ホームページ等で設置個所を周知し、万一の際の救急救命活動に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・既設AEDの更新(消耗品含む) ・貸出用AEDの設置・管理及びPR ・コンビニエンスストアへのAED設置の促進
災害時保健医療体制の整備		
災害時保健医療体制の整備	地震等による大規模な災害の発生に備え、市では地域防災計画に基づく災害時における医療救護体制を定めていますが、情報収集・提供機能の強化、要援護者等への支援、被災者の健康管理対策等の構築を図る。	<p>災害時における救護所の見直し、検討を進める。印旛保健所との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議及び研修会への参加 ・被災者の健康管理対策 ・被災者の心のケア対策 ・要援護者等への支援 情報収集・提供機能の強化

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	—	—	—	—	発生時広報等による啓発活動を行い、自己防衛に対する意識向上を図る。市内公共施設の入口に手指消毒剤を設置し感染症の拡大防止を図る。
全市民	—	市内公共施設 市内全域	—	—	防災無線、防災メールのほか市内公共施設ではポスター掲示を行い広く周知を図る。 自身が適切な熱中症予防対策をとれるように働きかける。
全市民	—	—	—	—	イベント等へのAEDの貸し出しを実施する。 「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」の施行に伴い、県や関係機関との連携を図る。 コンビニエンスストアのAED設置について周知し、救護体制の強化を図る。
全市民	—	—	—	—	地域防災計画に伴い、医療救護体制の整備に向け、医師会、歯科医師会等関係機関との連携、調整を図ってゆく。

3. 予防接種事業

事業名	目的	内容
予防接種		
ロタウイルスワクチン	予防接種法(昭和23年法律第68号)及びこれに基づく政省令並びに印西市予防接種実施要綱に基づき、予防接種の普及促進を図り疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種に関する正しい知識の啓発普及を行うとともに、予防接種の積極的な推進を図り接種率の維持、向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ロタリックス(1価)2回接種
		<ul style="list-style-type: none"> ・ロタテック (5価)3回接種
Hibワクチン		<ul style="list-style-type: none"> ・最大4回の接種
小児用肺炎球菌ワクチン(13価)		<ul style="list-style-type: none"> ・最大4回の接種
B型肝炎ワクチン		<ul style="list-style-type: none"> ・3回接種
4種混合ワクチン(DPT-IPV)		<ul style="list-style-type: none"> ・初回接種は20日以上の間隔で3回接種する ・追加接種は1期初回(3回)接種終了後、6月以上経過してから1回接種する
3種混合ワクチン(DPT)		<ul style="list-style-type: none"> ・初回接種は20日以上の間隔で3回接種する ・追加接種は1期初回(3回)接種終了後、6月以上経過してから1回接種する
不活化ポリオ(急性灰白髄炎)ワクチン		<ul style="list-style-type: none"> ・初回接種は20日以上の間隔で3回接種する ・追加接種は1期初回(3回)接種終了後、6月以上経過してから1回接種する
BCGワクチン(結核)	<ul style="list-style-type: none"> ・1回接種する 生後5月から8月の間の接種が望ましい	

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
出生6週0日後～ 出生24週0日後 まで	県内医療機関 に委託	県内委託医療機関	4月～3月 (通年)	延べ 約1,250回	こんにちは赤ちゃん訪問の際に、周知 徹底を引き続き行う。
出生6週0日後～ 出生32週0日後 まで				延べ1,150回	
生後2月～60月 に至るまで	県内医療機関 に委託	県内委託医療機関	4月～3月 (通年)	延べ 約4,000回	こんにちは赤ちゃん訪問の際に、周知 徹底を引き続き行う。 未接種者に対しては、こころ相談利 用時に接種勧奨を行う。 乳児期以降は、各種健診において接 種勧奨を実施する。
生後2月～60月 に至るまで				延べ 約4,000回	
1歳に至るまで	県内委託医療 機関	県内委託医療機関	4月～3月 (通年)	延べ 約3,000回	
生後2月～90月 に至るまで	県内医療機関 に委託	県内委託医療機関		延べ 約4,000回	
生後2月～90月 に至るまで	県内医療機関 に委託	県内医療機関		四種混合で 対応できな い人	
生後2月～90月 に至るまで	県内医療機関 に委託	県内委託医療機関		延べ 約5回	
1歳に至るまで	県内医療機関 に委託	県内委託医療機関		約1,100人	

事業名	目的	内容
MR(麻しん風しん混合)ワクチン	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及びこれに基づく政省令並びに印西市予防接種実施要綱に基づき、予防接種の普及促進を図り疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種に関する正しい知識の啓発普及を行うとともに、予防接種の積極的な推進を図り接種率の維持、向上に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期、第2期(各1回接種)
水痘ワクチン		<ul style="list-style-type: none"> ・初回接種後3月以上の間隔において2回目を接種する
日本脳炎ワクチン		<ul style="list-style-type: none"> ・1期初回は6日以上の間隔で2回接種する ・追加は1期初回(2回)接種終了後、6月以上経過してから1回接種する
DT(ジフテリア・破傷風混合)ワクチン第2期		<ul style="list-style-type: none"> ・追加接種(2期)として1回接種する
ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン(子宮頸がん)		<p><ワクチン商品名:サーバリックス(2価)> 1月の間隔において2回接種後、1回目の接種から6月の間隔において1回接種</p> <p><ワクチン商品名:ガーダシル(4価)> 2月の間隔において2回接種を行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回接種</p> <p><ワクチン商品名:シルガード9(9価)> ①15歳未満で1回目接種の場合 6月の間隔において2回目接種 ② ①以外 2月の間隔において2回接種を行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回接種</p>
予防接種要注意者予防接種	<p>千葉県予防接種センター事業実施要綱に基づき、千葉県が千葉県子ども病院感染症科診療室に予防接種要注意者の接種を委託し、予防接種法第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要注意者の予防接種を、安全かつ有効に実施する

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
・第1期(生後12～24月に至るまで) ・第2期(就学前1年間)	県内医療機関に委託	県内委託医療機関	4月～3月(通年)	延べ約2,400回	第1期の対象者は、1歳6か月児健診利用時に確認し、接種勧奨する。 第2期の対象者へ3月末に接種勧奨ハガキを通知。年2回程度未接種者に対し、ハガキにて接種勧奨する。
生後12～36月に至るまで	県内委託医療機関	県内委託医療機関	4月～3月(通年)	延べ約2,200回	1歳6か月児健診時に接種状況を確認し、未接種の者に勧奨する。
【通常接種年齢】 ・生後6月～90月に至るまで 【特例措置対象者】 ・平成14年4月2日～平成19年4月1日生 ・平成21年4月2日～平成21年10月1日生	県内医療機関に委託	県内委託医療機関	4月～3月(通年)	延べ約5,200回	各種健診において、未接種者への接種勧奨を実施する。
【通常接種年齢】 ・9歳～13歳未満 【特例措置対象者】 ・平成14年4月2日～平成19年4月1日生	県内医療機関に委託	県内委託医療機関	4月～3月(通年)	約1,100人	9歳誕生日の前月末に個別通知する。 接種間違い防止のため、予診票に対象年齢をわかりやすく表示する。 特例措置対象者に対し、期間内において未接種分の接種が可能であることを広報等で周知する。
11歳～13歳未満	県内医療機関に委託	県内委託医療機関	4月～3月(通年)	約1,200人	11歳誕生日の前月末に個別通知する。 年2回程度未接種者に対し、ハガキにて接種勧奨する。
定期接種【小学6年～高校1年生】 平成18年4月2日～平成23年4月1日生 キャッチアップ接種【平成9年4月2日～平成19年4月1日生の内、接種が未完了の者】	県内医療機関に委託	県内委託医療機関	4月～3月(通年)	延べ約8,200回	定期接種、キャッチアップ接種共に9価ワクチンが公費で接種可能となる。対象者へ順次、接種に関する適切な情報提供。 新小学校6年生には、順次発送。
予防接種要注意者(心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者等)	千葉県こども病院に委託	千葉県こども病院	4月～3月(通年)	事前申請のあった予防接種要注意者	相談がしやすいよう、ホームページ等にて周知を図っていく。

事業名	目的	内容
高齢者インフルエンザワクチン	予防接種法(昭和23年法律第68号)及びこれに基づく政省令並びに印西市高齢者インフルエンザ予防接種実施規則、印西市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施規則及び印西市予防接種実施要綱に基づき、予防接種の普及促進を図り疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種に関する正しい知識の啓発普及を行うとともに、予防接種の積極的な推進を図り接種率の維持、向上に努める。	・接種期間内に1回接種する
高齢者用肺炎球菌ワクチン(23価)		・接種期間内に1回接種する ・公費助成は、生涯1回のみ

風しんの追加的対策

風しんの抗体検査及び第5期予防接種事業	風しんの発生及びまん延を予防するため、実施期間を令和6年度まで延長し、風しんの予防接種を実施する。	無料クーポン券を使用し、抗体検査を実施。 MR接種が必要な場合には、無料クーポン券を使用し予防接種を実施。
---------------------	---	--

予防接種費用助成

予防接種費用の償還払い事業	保護者の里帰り出産等に伴い長期にわたり市外に居住、病気等により委託外医療機関の管理の下で予防接種を行う必要がある等 やむを得ない事由により委託医療機関以外の医療機関又は施設において予防接種を受けた者に対する予防接種費用の償還払いを実施する。	対象者が受けた定期の予防接種について、限度額以内で償還払いを行う。
風しん予防接種の費用助成事業	風しんワクチン又は麻疹風しん混合ワクチンの接種に係る経済的負担を軽減することにより、風しん予防接種の実施を促進し、先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しん予防接種に要する費用の一部を助成する。	対象者が受けた風しんの予防接種について、限度額以内で償還払いを行う。
ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い	HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、予防接種法に基づく定期の予防接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成を行う。	対象者が受けたヒトパピローマウイルス予防接種について、実費に相当する額と16,588円のいずれか低い額を償還払いを行う。(償還額の支給は、最大で3回分までとする。)
骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用助成	骨髄移植手術等を受けたことにより免疫が消失又は低下し、既に接種済みの予防接種法に基づく定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者が、再度の予防接種をする際に要した費用を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防するとともに保護者の経済的負担を軽減する。	予防接種法に基づき実施された定期の予防接種の免疫が、骨髄移植手術等を受けたことにより消失又は低下したため、予防効果が期待できないと医師に判断された者が、再度の予防接種をする際に要した費用を助成を行う。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
満65歳以上の人及び60歳～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	県内医療機関に委託	県内委託医療機関	10月1日～12月31日	約18,700人	9月下旬に予診票を個別通知。県外転送不可を廃止し、居住先や転送先の家族のもとへ届くようにし、必要に応じて県外接種の手続き等の対応をする。
令和5年4月1日現在で65.70.75.80.85.90.95歳、100歳に至る者で過去に23価ワクチンを接種したことのない者及び60歳～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	県内委託医療機関に委託	県内委託医療機関	4月～3月(通年)	約2,100人	接種時期の間違い防止のため封筒や予診票への表記方法を工夫し、注意喚起に努める。県外転送不可を廃止し、居住先や転送先の家族のもとへ届くようにし、必要に応じて県外接種の手続き等の対応をする。
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性	本事業に参加している全国の医療機関等	本事業に参加している全国の医療機関等	4月～3月(通年)	風しんの抗体検査:約1,069人 風しんの予防接種:約205人	実施期間が令和6年度まで延長された。4月末に対象者(過去3年間で未実施者)に無料クーポン券を発送。また、過去に発送したクーポン券も使用可能とする。
やむを得ない事由により、委託医療機関において予防接種を受けることが困難な者				高齢者3人 子ども15人	広報、市ホームページにて周知し、予防接種実施の基本は委託契約によるものであるが、契約できない場合に限り、接種機会を確保するため対応する。
妊婦又は妊娠を希望する女性もしくはそのパートナー【昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は除く】				72人	母子健康手帳交付面接時に、風しん予防接種の有効性を伝えつつ、併せて本制度について説明する。広報、市ホームページにて引き続き周知していく。
平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けた者				36人	広報、市ホームページにて周知していく。
骨髄移植手術を受けた等の特別の理由により免疫が消失又は低下したため、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。				2人	広報、市ホームページにて周知していく。

4. 新型コロナウイルスワクチン接種事業(新型コロナウイルス対策事業)

事業名	目的	内容
新型コロナウイルスワクチン接種事業		
<p>新型コロナウイルスワクチン接種事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクを減らすことを目的に、市民への円滑な接種ができるよう体制の確保を行う。</p> <p>春・秋開始接種では、重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患を有する者等へ接種を行う。また、秋開始接種では重症化リスクが高くない者に対しても接種を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特例臨時接種延長に伴い、春開始接種及び秋開始接種を実施する。対象となる市民が、接種できる機会を確保できるよう医療機関と連絡調整を図り体制を整える。 ・市民へ接種券の配布や実施医療機関へ、新型コロナウイルスワクチンの移送を実施する。新型コロナウイルスワクチンの有効性や安全性等の情報提供をする。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
<ul style="list-style-type: none"> ・春開始接種 65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高い市民へ1回接種。 ・秋開始接種 初回接種を終了した5歳以上すべての市民へ1回接種。 ・5歳～11歳の市民へ初回・追加・オミクロン2価の接種 ・6ヶ月～4歳の市民へ初回接種 	市内医療機関へ委託	医療機関	4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 春開始接種 約3万人 秋開始接種 約10万人 	市のホームページを活用し、ワクチン接種に関する情報の迅速な提供を図る。

第2章 子育て

第1節 子育て支援の充実

1. 乳幼児健診事業（母子保健事業）
2. 出産育児支援事業（母子保健事業）
3. 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業
4. 特定不妊治療費助成事業
5. 不育症治療費助成事業

1. 乳幼児健診事業(母子保健事業)

実施事業名	目 的	内 容
1歳6か月児健康診査		
1歳6か月児健康診査(集団・個別)	<p>母子保健法第12条の規定により、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対し健康診査を実施し、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を持った幼児を早期に発見し、適切な指導を行う。</p> <p>また、生活習慣の確立、う蝕の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>また、乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資することを目的とする。</p>	<p>(集団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測(身長、体重、頭囲) ・内科健診 ・生活相談 ・栄養相談 ・歯科相談 <p style="text-align: center;">※必要に応じて</p> <p>(個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診
2歳児歯科健診		
2歳児歯科健診(個別)	<p>母子保健法第13条の規定により歯科健診を実施し、子どもだけでなく保護者に対しても口腔に関する意識の向上、むし歯予防と進行の抑制を図る。また、第二乳臼歯が萌出する時期に合わせ希望者にはフッ素を塗布し、歯に対する意識を高める。</p> <p>また、乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資することを目的とする。</p>	<p>(個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診 ・フッ素塗布(希望者のみ)

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
新型コロナウイルス感染症予防対策の対応として2歳を超えても対象とする。	(集団) 医師 保健師(助産師) 看護師 栄養士 歯科衛生士 事務職 (個別) 歯科医師 歯科衛生士	(集団) 文化ホール 保健福祉センター 中央駅前地域交流館2号館 ふれあいセンター いんば (個別) 市内23歯科医院	(集団) 年間 42回 文化 5回 保福 4回 駅前 24回 印旛 9回 (個別) 4月～3月	(集団) 最大34人/ 回	1歳6か月児健康診査の午前実施を継続する。 1歳6か月児健診では、心身の発達及び生活リズムや育児状況などを保護者と共に確認する機会とする。 健やか親子21(第2次)による乳幼児健康診査必須問診項目を活用し、保護者の育児不安の把握・軽減に努めていく。 集団健診は、新型コロナウイルスの感染症分類が移行するため、時間内に保護者の主訴に対応に努める。健診内で対応しきれない内容については、事後フォロー(はぐくみ相談)を活用し適切な時期に相談できるようにする。 また、歯科健診は、歯科医院にて行う個別方式とする。未受診者に対し、定期的に受診勧奨を行い、適切な時期での歯科健診受診を促す。
2歳5～7か月児	歯科医師 歯科衛生士	市内24歯科医院	4月～3月		歯科医院にて行う個別方式とする。未受診者に対し、定期的に受診勧奨を行い、適切な時期での歯科健診受診を促す。

実施事業名	目 的	内 容
3歳児健康診査		
3歳児健康診査 (集団・個別)	母子保健法第12条の規定により、満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対し総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び措置を行う。 また、乳幼児の虐待の予防及び早期発見に資することを目的とする。	(集団) ・身体計測(身長、体重) ・眼科(屈折・眼位)検査 ・尿検査 ・内科健診 ・歯科相談 ・栄養相談 ・生活相談 (個別) ・歯科健診 ※必要に応じて (集団健診とは別日程で実施) ・視力検査二次検査
幼児健診事後指導		
はぐくみ相談	各種幼児健診時における児の不安等に対し、アドバイスをを行い、保護者の不安軽減や子どもの健全な育成を支援する。	生活・育児相談 栄養相談 歯科相談
子育て相談 (子育て・発達・ことば)	子育てや発達に関する相談、アドバイスをを行い、保護者の不安軽減や子どもの発達を促す。 また、聴力や言語発達に関する相談を実施し、必要なアドバイスをを行う。	・子育てや発達に関する相談 ◆言語聴覚士の資格のある心理士にて以下の相談を実施 ・聴力の相談 ・言語発達に関する相談
すくすく相談	運動発達を評価し、相談、助言をして発達を促す。	・運動発達や歩き方に関する相談

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
新型コロナウイルス感染症予防対策の対応として4歳を超えても対象とする。	(集団) 医師 保健師(助産師) 看護師 栄養士 歯科衛生士 事務職 (個別) 歯科医師 歯科衛生士 (視力検査二次) 視能訓練士	(集団) 文化ホール 保健福祉センター 中央駅前地域交流館2号館 ふれあいセンター いんば (個別) 市内23歯科医院 (視力検査) 中央保健センター	(集団) 年間 51回 文化 5回 保福 5回 駅前 24回 印旛 17回 (個別) 4月～3月 (視力検査二次) 年間28回	(集団) 最大36人/回	健やか親子21(第二次)による乳幼児健康診査必須問診項目を活用し、保護者の育児不安の把握・軽減に努めていく。 集団健診は、新型コロナウイルスの感染症分類が移行するため、時間内に保護者の主訴に対応に努める。健診内で対応しきれない内容については、事後フォロー(はぐくみ相談)を活用し適切な時期に相談できるようにする。 また、歯科健診は、歯科医院にて行う個別方式とする。未受診者に対し、定期的に受診勧奨を行い、適切な時期での歯科健診受診を促す。 視力検査は、屈折検査機器にて、眼科(屈折・眼位)検査を全員に実施し、弱視の可能性を早期に発見し、適切な治療へつなげていく。眼科検査で異常のなかった児で、自宅での視力検査が十分にできなかった場合等に視能訓練士の二次検査を案内していく。 ・聴力検査の二次検査は、耳鼻科への受診勧奨をしていく。
幼児とその保護者(幼児健診受診後)	保健師 栄養士 歯科衛生士	中央保健センター	年間120回程度		各健診時に実施していた各種相談を別日程で行う。
幼児とその保護者	臨床心理士	中央保健センター ふれあいセンター いんば	年間45回		親や家族が抱えている育児不安・育児困難感へ早期介入や予防的支援を行う。 今まで実施していた「ことばの相談」を言語聴覚士の資格を持つ心理士が実施し、言語面の遅れ、構音障害、難聴の早期発見、治療につなげるために、具体的な指導を行う。 各健診事後の個別相談とし、保護者の主訴に対して時間をかけて相談できるようにした。
乳幼児等とその保護者	理学療法士	保健福祉センター	年間24回程度		運動発達等に心配のある児に家庭でできる関わり方などのアドバイスを行う。 必要に応じて保育園訪問での支援や補装具の作成を支援する。

2. 出産育児支援事業(母子保健事業)

実施事業名	目的	内容
妊婦・乳児健康診査		
妊婦・乳児健康診査	妊婦に対し、母子保健法第13条の規定により実施される妊婦健康診査に要する費用を負担し母子保健の向上を図る。同法同規定により実施される乳児健康診査に要する費用を負担し、乳児の保健管理の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・受診票(母子健康手帳別冊)の発行 ・妊婦健康診査(14回分) ・乳児健康診査(2回分)
産婦健康診査		
産婦健康診査	母子保健法第13条の規定に基づき、産後うつ病の予防や新生児への虐待予防を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・受診票の発行 ・産婦健康診査(最大2回分)
新生児聴覚スクリーニング検査		
新生児聴覚スクリーニング検査	聴覚検査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・受診票(母子健康手帳別冊)の発行 ・新生児聴覚スクリーニング検査(初回分)
多胎妊婦健康診査		
多胎妊婦健康診査	多胎児を妊娠した者が妊婦健康診査に追加して受診した妊婦健康診査に要した費用の一部を助成する。	対象者が受けた追加の妊婦健康診査について、限度額以内で償還払いを行う。
妊婦歯科健康診査		
妊婦歯科健康診査	母子保健法第13条の規定により妊婦に対して歯科健診を実施し、母体や胎児に影響のあるむし歯や歯周疾患を含む口腔疾患の予防及び早期発見し、妊娠期の健康の保持及び増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市妊婦歯科健康診査受診券の発行 ・問診、口腔内診査(現在歯、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態、その他の所見、治療必要度の有無)

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
妊婦 乳児 3～6か月 9～11か月		県内委託医療機関 県外委託医療機関	/	妊婦 (実)824人 乳児 (延)944人	妊娠届出時に妊婦健康診査の受診勧奨を引き続き行っていく。
産婦		県内委託医療機関 県外委託医療機関	/	産婦 (実)1,047人	妊娠届出書の提出時に産婦健康診査の受診勧奨を行っていく。
生後50日以内の児		県内委託医療機関 県外委託医療機関	/	生後50日以内の児 (実)944人	妊娠届出書の提出時に新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行っていく。
多胎妊婦		/	/	多胎妊婦 (実)11人	妊娠届出書の提出時に多胎妊婦健康診査の償還払いの方法について周知を行っていく。
妊婦		市内委託医療機関 (24機関)	/	産婦 (実)220人	妊娠届出書の提出時に妊婦歯科健康診査の受診勧奨を行っていく。

実施事業名	目 的	内 容
妊娠届および母子健康手帳の交付		
妊娠届および母子健康手帳の交付	母子保健法第15条の規定により、妊娠を届け出たものを的確に把握する。第16条の規定により母子健康手帳を交付し、必要な保健指導や健康診査を行い、母子保健の正しい知識の周知を徹底させる。 母子健康手帳を交付し妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態の一貫した記録を行い、保健指導の基礎資料とする。	母子健康手帳交付時に保健師・看護師・助産師が面接を実施し、出産までの不安や心配ごとの軽減を図るとともに、母子ともに健康な状況が維持できるよう支援していく。
マタニティー教室		
プレママクラス	出産を迎える妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の習得と不安の軽減を図る。教室を利用し、母子ともに健やかな生活が送れるよう支援する。	① 歯科衛生士による講話 栄養士による講話 ② プレ子育て体験 ・ 沐浴体験 ・ オムツの替え方 ・ おっぱいのあげ方 ・ お産の進み方・呼吸法
市民活動団体協働事業(体力回復のための産前産後ケア教室事業:まんぼ・ぼあ)	妊娠期から出産後の支援として、バランスボールを活用したエクササイズを通じたコミュニケーション・仲間づくりの場をつくり、産後の体力回復及び心身のケアにつなげていく。	・ バランスボールを用いた適度な有酸素運動、筋トレ、ストレッチ ・ セルフケア ・ コミュニケーション

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
妊婦およびその家族	保健師 看護師 助産師	中央保健センター 印旛保健センター 中央駅前地域交流館 本笠支所 計4か所	随時	年間1050人 (実)	保健師・看護師・助産師による全件面接を実施する。 市内4か所での母子手帳交付面接を完全予約制とし、専門職による交付を実施する。 産科を標榜する近隣の医療機関にポスターおよびチラシを配布し、対象者への周知徹底を図る。
初妊婦およびその家族	保健師 栄養士 歯科衛生士 助産師	ふれあいセンター いんば	①は年6回 ②は年12回	年間組144 (各コース24組)	妊娠届出で把握したハイリスク妊婦は、積極的に教室への参加を促し、妊娠期からの継続的な支援を行っていく。 歯科・栄養編では歯科衛生士より妊娠中の赤ちゃん和妈妈の歯についての講話、栄養士より妊娠中に必要な栄養の講話を行う。 プレ育児体験では、沐浴実習を中心とした実技体験を行うことにより、育児のイメージを体感してもらう。また、父親としての意識の向上や育児参加の重要性を認識してもらう。 また、参加できない方への資料郵送やホームページでの情報提供、電話相談等を行う。
妊婦および産婦	バランスボール インストラクター 産後指導士他	そうふけ公民館 ふれあいセンター いんば	16回	160組	令和5年度から協働事業としてを開始する。準備期間を考慮し、期間を限定した対象者(9月～12月生)において実施する。

実施事業名	目 的	内 容
訪問指導		
妊婦訪問	妊産婦保健対策の一環として、母子保健法第13条の規定による健康診査の結果、母子保健法第17条の規定により、ハイリスク等の保健指導が必要と認められる妊婦について、助産師または保健師が家庭訪問により、必要な助言や相談を行い、母子共に健康な状態で出産が迎えられるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康状態の確認 ・その他相談、保健指導 ・訪問指導を希望しない妊婦には、電話相談、プレマクラス等で対応する
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	母子保健法第11条の規定及び児童福祉法の乳児家庭全戸訪問事業により、外界に対する抵抗力の極めて弱い新生児を中心に全戸の家庭訪問を行い、異常を早期発見し、治療に結びつけ、新生児及び産婦の健康の保持増進を図る。新生児(または乳児)の発育、栄養、生活環境、疾病予防などの育児上必要な事項についての相談に応じ、よりよい育児が出来るようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・児の身体計測や発育、発達の確認 ・産婦の健康状態及び産後うつの確認 ・その他育児相談、保健指導 ・未熟児訪問指導を含む(県からの権限委譲による)
その他乳幼児訪問指導	児の発育・発達や保護者の育児不安に対し、生活の場での状況を観察しながら、より適切な相談・指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・児の身体計測や発育、発達の確認 ・保護者の健康状態の確認 ・各相談、各健診の事後指導及び未来所者のフォロー ・各関係機関との連携
育児相談		
ころころ相談	概ね4か月児を対象に、保護者の主訴にそった育児相談を行うことにより、保護者の育児不安の軽減に努める。児の発育・発達の確認、離乳食の進め方などの保健指導を行うことにより、乳児の健康の保持及び増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測(希望者) ・発育・発達の確認 ・育児・生活相談 ・ブックスタート事業(子育て支援課)
その他健康相談	乳幼児の発育・発達および育児、保護者(妊婦含む)の健康に対する相談を行い、次の健康の保持増進を図るとともに、保護者の健康の増進および育児不安の解消を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ①随時相談 ②電話相談

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
妊婦	助産師 (委託9人) 保健師	—	—	実10人	母子健康手帳の交付を保健師または助産師が行うことにより、訪問等が必要なハイリスク妊婦を早急に把握する。また、市内及び近隣の産婦人科と連携を図るとともに、毎月1回、子育て支援課と特定妊婦選定会議を開催することにより、早期に対応を行っていく。
未熟児、新生児 または乳児 産婦	助産師 (委託9人) 保健師	—	—	実970人	引き続き全戸に訪問することにより、親子関係や家庭状況を把握し、各家庭に応じた適切な助言を行うことで子育てサポートができるようにしていく。また、訪問後フォローが必要なケースは、アセスメントシートの活用により養育支援訪問事業につなげるなど、早期に適切な支援が行えるように努める。
乳幼児と 保護者	保健師 歯科衛生士 栄養士	—	—	—	こんにちは赤ちゃん訪問で把握したケースや、健診後に事後指導が必要な児に対しては、保健師等が訪問する。
4～6か月児	保健師 助産師 看護師 子育て支援課 職員	総合福祉センター そうふけ児童館 いんば児童館 中央駅前地域交流館1号館子育て ルーム 滝野子育て支援センター	年間78回 総合6回 そうふけ 24回 いんば 12回 駅前24回 滝野12回	12組～15組 ／回	会場を子育て支援センターや児童館とし、地域の関係機関と連携を強化することで、保護者の孤立化予防に努める。育児支援・虐待防止の観点より、赤ちゃん訪問の未実施者、相談未来所者の全数把握に努める。健やか親子21(第2次)による乳幼児健康診査必須問診項目を活用し、保護者の育児不安の把握・軽減に努めていく。 新型コロナウイルス感染予防のため、予約制での実施とする。
乳幼児とその保 護者	保健師 栄養士 歯科衛生士 助産師	中央保健センター 印旛保健センター	随時	—	多職種が連携をはかり、速やかに適切な助言が行えるように体制を整える。身近な相談場所として保健センターが活用されるよう周知を行う。

実施事業名	目 的	内 容
離乳食学習会		
離乳食相談	母子保健法第9条及び第14条の規定により、乳児を持つ保護者に対し、段階に応じた離乳食や歯に対する知識の普及、不安の軽減、問題の解決に努める。	申込制 ・栄養士、歯科衛生士との個別相談 ・フードモデルの展示 ・身体計測(希望者)
オンライン離乳食教室	母子保健法第14条の規定により、乳児を持つ保護者に対し、離乳食に対する知識の普及、不安の軽減、問題の解決に努める。	申込制 開催前～1回食、2回食の2コースに分けて開催 ・栄養士による講話(離乳食の進め方など) ・調理デモンストレーション ・栄養士、歯科衛生士による質疑応答
子育て世代包括支援センター		
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	母子保健法第22条の規定により、主に妊産婦及び乳幼児の実状を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。	1.妊産婦・乳幼児等の実状を把握する 2.妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う 3.支援プランを策定する 4.保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
おおむね5～18 か月児と保護者	栄養士 歯科衛生士	保健福祉センター ふれあいセンター いんば	年間12回	216組 (各回定員18 組)	保護者一人ひとりの悩みや困りごとに 対応するため、個別相談を継続する。 離乳食完了期までを対象とし、離乳期 全体を通じた支援を行う。
おおむね5～8 か月児と保護者	栄養士 歯科衛生士	オンライン開催	年間12回 (各コース 年間6回)	180組	自宅で気軽に離乳食について学習で きるよう、オンラインにて教室を開催す る。調理デモンストレーションを実施す ることで、レシピを知りたいという要望に 応え、調理方法やレシピについて普及 啓発を図る。
妊産婦、乳幼児 とその保護者	保健師 助産師 栄養士	印旛保健センター	/		子育て支援課に設置されている、子育 て世代包括支援センター(基本型)と連 携する。 随時の相談窓口として機能する他、妊 娠届出時の面接、出産後の電話相談、 乳児相談事業の案内等を行う。

実施事業名	目 的	内 容
当事者グループ支援		
ふたごの会	多胎児妊娠や育児は、母親の負担が大きくハイリスクとなる。同じ境遇にある母同士の交流の場を設けることで、出産や育児のイメージ形成を促し、安心して育児に取り組めるよう支援する。	多胎児の母交流会、情報交換
ミートの会	口唇口蓋裂の児は、成長に合わせた治療や支援が必要であるため、同じ境遇にある保護者同士が交流することで、情報交換や相談の機会を持つことができ、安心して育児及び治療を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・口唇口蓋裂児の保護者同士での情報交換 ・専門職による発達相談及び育児相談
子どもガイドブック		
子どもガイドブックの発行	保護者が主体的かつ計画的に利用できるよう乳幼児健診情報と予防接種予診票及び接種の注意事項等を綴った母子保健のガイドブックを発行する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健診・相談(受け方) 2. 予防接種(受け方・予診票)
思春期保健対策		
思春期保健対策	思春期を迎えた子どもたちが健やかに成長するよう、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの生活習慣病予防、禁煙教育、性感染症予防を主体的にサポートすることを目的とし、展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校へ講師の派遣 ・性教育等の授業への協力 ・保護者からの思春期における相談への対応 ・各小中学校へ、沐浴人形、妊婦疑似体験ジャケットの貸し出し

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
多胎児妊婦、多胎児を出産した母および転入の多胎児家族	保健師	ふれあいセンター いんば	年12回程度	4～7月・9～11月・1～3月は、0歳乳児親子1回10組 8月・12月は、1歳以上の乳児親子1回12組	母子健康手帳配布時や広報・ホームページで周知を行う。多胎児を育てる先輩ママとの交流を深める。相談がある場合、随時保健師等が対応していく。 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため完全予約制で行う。
口唇口蓋裂児及びその家族	保健師	高花保健センター	年2回程(不定期)	1回あたり10組の親子	当事者のニーズの把握に努める。当事者同士の関係を活性化させる支援を行い、保護者間の交流を深める。 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止とし、安全が確保されてからの再開を予定している。
	—	<出生時> 市民課 各出張所 各支所 <転入時> 中央保健センター 印旛保健センター	—	年間1,800冊 (出生1,000冊) (転入800冊)	出生時や転入時に市の乳幼児健診と予防接種がわかりやすいようにまとめる。 子育て支援課、健康増進課、保育課の3課を中心に、子育て情報を一括したWEBサイト「子育てサイト」を発信できるよう協議を進めていく。 幼児健診の健診票控えや発達に関する記録(コスモスファイル)など、子育て中の成長の記録をまとめていくファイルとしても活用していくよう促す。
・児童生徒 ・教育委員会 ・養護教諭 ・子どもを持つ保護者	保健師 医師・助産師 等講師	小学校18校 中学校9校 思春期の子を持つ保護者	随時	3000人	新生児科医師による講話を中学校3校で実施する。 教育委員会、養護教諭部会と連携を図りながら、小学6年生、中学3年生に対し助産師等による性に関する講話を実施する。 引き続き、依頼健康教育等及び、沐浴人形・妊婦疑似体験用ジャケットを小中学校に貸し出し、必要に応じて助言等を行う。 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、学校と連携し、安全が確保されてからの実施を予定している。

3. 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業

実施事業名	目的	内容
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業		
伴走型相談支援	<p>国の令和4年度補正予算成立により、「妊娠期から出産・子育てまで一貫して必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体化として実施する事業」が創設された。</p> <p>事業趣旨としては、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことから、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援と一体として行うこととした。</p>	<p>妊娠期から子育て期にかけて、安心して出産、子育てができるよう環境整備に努める。妊娠届出時(面談)、妊娠7か月頃(ぽこあぽこアンケート・面談)、こんにちは助産師電話、こんにちは赤ちゃん訪問(面談)等を通して妊産婦、子育て家庭に寄り添い、一貫した相談支援を行う。</p>
<p>出産・子育て応援 交付金 (経済的支援)</p>		<p>出産応援給付金 (妊娠届出時:妊婦一人につき5万円)を給付する。</p> <p>子育て応援給付金 (こんにちは赤ちゃん訪問時:子ども一人につき5万円)を給付する。</p>

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
妊産婦、乳幼児 と児の養育者	保健師 助産師 看護師 栄養士 保育士	印旛保健センター 中央保健センター 中央駅前地域交流館 本笠保健センター 子育て支援課 各児童館 子育て支援センター等		950人	妊娠7か月頃ぽこあぽこアンケート送付時に妊娠期及び産後の情報提供として資料(産前産後のエクササイズ、生活リズムの改善他)を同時に郵送する。
		中央保健センター		出産応援給付金及び子育て応援給付金 各950人	令和5年2月から事業開始した。国の方針により、令和4年4月1日生～令和5年1月31日生まれにおいても支給した。(遡及対象者)

4. 特定不妊治療費助成事業

実施事業名	目的	内容
特定不妊治療費助成事業		
特定不妊治療費助成	医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。	高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微授精に要する経費である特定不妊治療費の一部を助成するもの 助成金として1回あたり上限75,000円

5. 不育症治療費助成事業

実施事業名	目的	内容
不育症治療費助成事業		
不育症治療費助成	不育症のために不育症治療等を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的支援の軽減を図る。	保険給付の対象とならない不育症治療等に要する経費の一部を助成するもの 助成金として1回あたり上限30万円

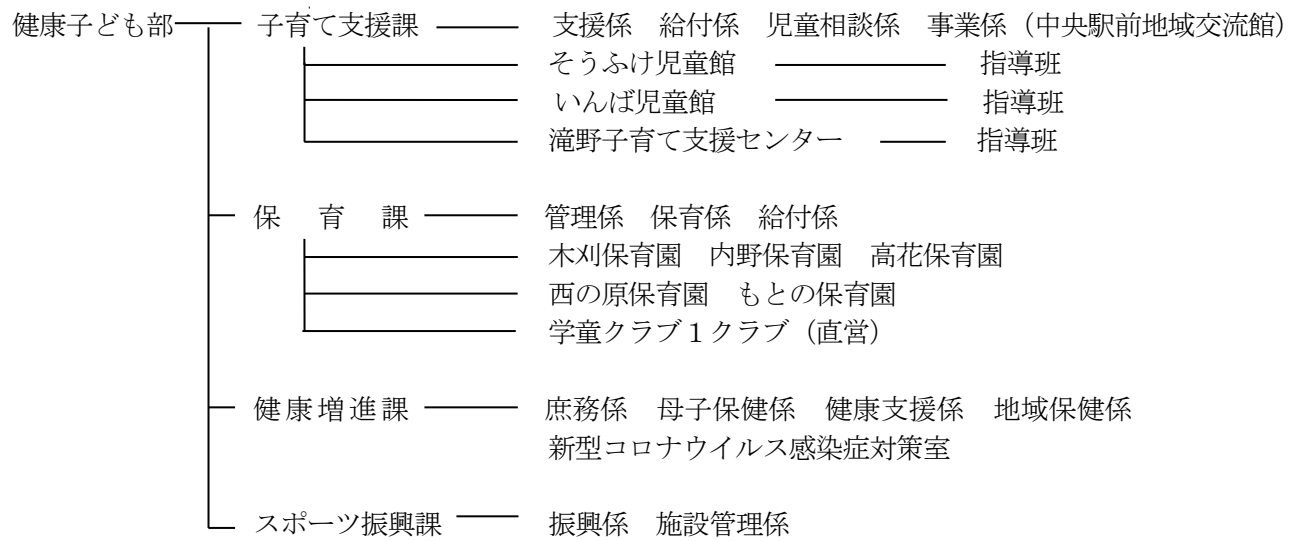
対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
次の要件を全て満たしている方 ①法律上の婚姻をしている夫婦で、共に申請日において印西市の住民基本台帳に1年以上記録されていること ②千葉県特定不妊治療費助成実施要綱による助成の決定を1年以内に受けていること ③申請日において、夫婦が共に市税の滞納がないこと				317件	市広報及びホームページに掲載する。

対象者	スタッフ	会場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
次の要件を全て満たしている方 ①婚姻している夫婦(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)であること ②夫婦の双方又はいずれか一方が、申請日において印西市の住民基本台帳に1年以上記録されている ③医師から妊娠を継続する上で不育症治療等が必要と認められている ④不育症治療等に要した経費について、他の市区町村が実施する不育症治療等に係る類似の助成を受けていない				3件	市広報及びホームページに掲載する。

参考条例・規則等

令和5年度 印西市行政組織図（抜粋）

令和5年4月1日現在



令和5年度 健康子ども部健康増進課事務分掌 (印西市行政組織規則より抜粋)

区 分		事務分掌	
健康子ども部	健康増進課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康いんざい21の推進に関する事。 2 健康づくり推進協議会に関する事。 3 健康危機管理に関する事。 4 献血の推進に関する事。 5 保健センターの管理に関する事。 6 課の庶務に関する事。
		母子保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊婦及び乳幼児の健康診査並びに健康相談に関する事。 2 母子の保健指導、教育に関する事。 3 感染症予防に関する事。 4 予防接種の総括に関する事。 5 地区活動に関する事。 6 その他母子保健に関する事。
		健康支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進に関する事。 2 各種健康診査及びがん検診に関する事。 3 成人の保健指導及び教育並びに相談に関する事。 4 食育推進に関する事。 5 地区活動に関する事。 6 自殺対策に関する事。 7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事。 8 その他成人保健に関する事。
		地域保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくり推進事業に関する事。 2 子育て世代包括支援センター（母子保健型）に関する事。 3 母子保健に関する事。 4 成人保健に関する事。 5 予防接種に関する事。 6 地区活動に関する事。 7 健康づくりセンターの運営及び管理に関する事。
		新型コロナウイルス感染症対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症に関する事。

○印西市保健センターの設置及び管理に関する条例

昭和54年3月26日条例第9号
改正

昭和55年12月25日条例第31号
昭和63年12月26日条例第26号
平成5年3月26日条例第10号
平成6年3月30日条例第17号
平成8年3月26日条例第79号
平成22年3月17日条例第66号

印西市保健センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、印西市保健センター(以下「保健センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康の保持及び増進を図ることを目的として、保健センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市中央保健センター	印西市大森2356番地3
印西市高花保健センター	印西市高花二丁目1番地5
印西市印旛保健センター	印西市美瀬一丁目25番地
印西市本埜保健センター	印西市笠神2587番地

(業務)

第4条 保健センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康診査、各種検診及び予防接種に関すること。
- (2) 健康相談、健康教育その他保健指導に関すること。
- (3) その他保健センターの設置の目的を達成するため必要な業務に関すること。

(使用の承認)

第5条 保健センターの施設及びその付属設備を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第6条 市長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を承認しないことができる。

(使用)

第7条 使用者は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

2 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の承認を取り消し、使用を停止させ、又は退所を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日からから施行する。
(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)
- 2 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村保健センターの設置及び管理に関する条例(昭和55年印旛村条例第15号)又は本埜村保健センターの設置及び管理に関する

る条例（昭和60年本埜村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和55年12月25日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年12月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第10号）

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第17号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第79号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第66号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

○印西市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成6年3月30日規則第11号

改正

平成7年3月31日規則第22号	平成8年3月29日規則第81号
平成9年3月28日規則第10号	平成10年3月27日規則第17号
平成13年3月29日規則第12号	平成17年3月31日規則第43号
平成19年3月29日規則第30号	平成19年3月30日規則第41号
平成20年3月31日規則第31号	平成22年3月17日規則第82号
平成28年3月31日規則第36号	

印西市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第9号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務協力)

第2条 保健センターは、常に相互の連絡調整を密にし業務遂行に当たっては、必要に応じて相互協力を行うものとする。

(開所時間)

第3条 保健センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休所日)

第4条 保健センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第22号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第81号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第10号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日規則第17号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第12号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第43号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第30号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第41号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第31号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規則第82号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第36号）

この規則は、平成28年3月31日から施行する。

○印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例

昭和57年3月30日条例第8号
改正

平成3年12月20日条例第24号
平成4年3月9日条例第13号
平成8年3月26日条例第5号
平成9年3月28日条例第24号
平成11年5月19日条例第18号
平成16年3月26日条例第7号
平成18年12月15日条例第25号
平成19年3月2日条例第3号
平成19年7月5日条例第18号

印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例

(設置及び所掌事務)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市長の行う予防接種による健康被害の発生を予防するために定期的に協議を行うとともに、被害が発生した場合において、当該事例について医学的見地から調査及び審議を行い、当該健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、市長の諮問機関として印西市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織及び委員)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 印旛保健所長
- (2) 印旛市郡医師会代表 1人
- (3) 印西市市医代表 3人
- (4) 予防接種に関する専門知識を有する者 3人以内

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月20日条例第24号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月9日条例第13号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第24号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月19日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第7号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第25号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月5日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例の規定に基づいて委嘱された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

○印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例施行規則

昭和57年3月30日規則第7号
改正
平成8年3月29日規則第83号

印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例(昭和57年条例第8号)第6条の規定に基づき、印西市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(付議事項等の通知)

第2条 委員会を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。

(説明又は資料の提出等)

第3条 委員会は、関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者又は専門家の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第83号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

○印西市健康づくり推進協議会設置規則

平成3年3月30日規則第10号
改正
平成4年2月28日規則第3号
平成8年3月29日規則第80号
平成9年3月28日規則第6号
平成16年3月29日規則第26号
平成19年2月16日規則第26号
平成20年3月31日規則第32号
平成21年3月31日規則第16号
平成31年3月12日規則第3号

(設置)

第1条 市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、印西市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、健康づくりに関する次の事項について審議する。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 食育推進に関すること。
- (3) 健康診査及び健康相談事業に関すること。
- (4) 保健栄養指導に関すること。
- (5) 健康づくりに関する知識の普及に関すること。
- (6) 献血の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民 2人
- (2) 保健所の職員 1人
- (3) 市医代表 2人
- (4) 市歯科医代表 1人
- (5) 市薬剤師代表 1人
- (6) 市学校関係者 1人
- (7) 知識経験を有する者 12人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会において必要と認めるときは、市職員その他の関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康子ども部健康増進課に置く。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月28日規則第3号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第80号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第6号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日規則第26号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月16日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の印西市健康づくり推進協議会設置規則第3条第1項の規定により、新たに委員となる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月31日規則第32号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(印西市献血推進協議会設置規則の廃止)

2 印西市献血推進協議会設置規則(平成4年規則第6号)は、廃止する。

附 則 (平成31年3月12日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱

平成 24 年 12 月 18 日告示第 159 号
改正

平成 27 年 3 月 31 日告示第 58 号

平成 30 年 7 月 12 日告示第 145 号

平成 31 年 3 月 20 日告示第 34 号

印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 健康増進計画及び食育推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関係各部局の職員で組織する印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(付議事項)

第 2 条 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康増進計画及び食育推進計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項
- (2) 計画の進行管理に関する事項
- (3) 計画に基づく事業の実施、評価及び見直しに関する事項
- (4) 市の基本構想及び基本計画との調整に関する事項
- (5) 関係機関との連絡調整に関する事項

(構成)

第 3 条 会議は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、健康子ども部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる役職にある者をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会議の事務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、健康子ども部子育て支援課長である委員がその職務を代理する。

(作業部会)

第 5 条 計画の策定に関し、会議に作業部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、委員長の指示する事項について調査研究し、報告するものとする。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会員は、委員長が指名する者とし、部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。

5 部会長は、必要に応じ部会の会議を招集し、会議の議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故あるときは、

そ

の職務を代理する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 会議及び部会の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 58 号）
この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 30 年 7 月 12 日告示第 145 号）
この告示は、公示の日から施行する。
附 則（平成 31 年 3 月 20 日告示第 34 号）
この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条）

役職名
企画財政部企画政策課長
市民部市民活動推進課長
市民部国保年金課長
環境経済部農政課長
福祉部社会福祉課長
福祉部高齢者福祉課長
福祉部障がい福祉課長
健康子ども部子育て支援課長
健康子ども部保育課長
健康子ども部スポーツ振興課長
教育委員会教育部指導課長
教育委員会教育部生涯学習課長

○印西市健康生活コーディネーター事業実施要綱

平成16年9月30日告示第140号
改正

平成16年12月14日告示第164号
平成17年3月31日告示第70号
平成18年3月27日告示第37号
平成20年4月15日告示第76号
平成25年5月23日告示第111号
平成26年1月14日告示第1号
令和元年9月30日告示第45号

印西市健康生活コーディネーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民個人の健康状態のみならず、日常生活の具体的内容を把握した上で、一人ひとりの状況に応じた健康づくりの目標設定と目標達成に向けた行動等の提案をし、個人の継続的な健康づくりを支援する印西市健康生活コーディネーター事業（以下「事業」という。）を実施することにより、市民の健康増進を図り、健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間）を延伸させることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業の利用対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する35歳以上の者
- (2) その他市長が認める者

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人プログラム（情報システムを利用した運動、栄養及び精神保健の分野で構成される健康づくりの個人における計画をいう。以下同じ。）の提供、実施の支援、定期的な効果判定及び必要な修正
- (2) 個別プログラムを利用し、主に筋力トレーニング講習を実施する教室（以下「教室型」という。）の運営
- (3) 家庭で個別プログラムを利用する者の支援（以下「ライフスタイル型」という。）
- (4) その他事業の目的を達成するために必要と認めるもの

(実施日等)

第4条 教室型の実施日、実施時間、実施場所及び利用回数は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 実施日 原則として火曜日から土曜日までとする。ただし、その日が次に掲げる日に当たるときは、実施しないものとする。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月28日から翌年の1月4日まで

- (2) 実施時間 実施日の午前9時から午後5時まで
- (3) 実施場所 印西市草深ふれあい市民センター
- (4) 利用回数 原則として1人当たり月8回又は月4回を限度とする。

(申請及び決定)

第5条 事業を利用しようとする者は、印西市健康生活コーディネーター事業利用申請書兼誓約・同意書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、おおむね過去1年以内に受けた健康診断の結果の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用の可否を決定したときは、印西市健康生活コーディネーター事業利用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の更新を希望する場合は、印西市健康生活コーディネーター事業利用更新申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により更新申請のあった者の利用を承認したときは、印西市健康生活コーディネート事業利用承認通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用期間）

第6条 利用者が事業を利用できる期間は、次のとおりとする。

（1） 教室型 3か月を1単位とし、5単位を限度とする。

（2） ライフスタイル型 3か月を1単位とし、4単位を限度とする。ただし、継続を希望する場合においては、この期間を延長することができる。

（健康状態の届出）

第7条 利用者は、健康状態に変化が生じたときには、市長に申し出なければならない。

また、概ね1年ごとに健康診断等の結果の写しを提出しなければならない。

（利用承認の取消等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を一時停止し、又は取り消すことができる。

（1） 虚偽の申込み又は不正な手続きにより、利用の承認を受けたとき。

（2） 事業開始後、健康状態に変化が見られ、医師から運動不可の判定を受けたとき。

（3） 次条に定める費用を滞納したとき。

（4） その他市長が必要と認めるとき。

（費用負担）

第9条 利用者は、事業に必要な歩数計の代金を負担するものとする。ただし、市長は、当該利用者が事業に必要な歩数計と同一の歩数計を所有している場合は、当該代金の負担を免除することができる。

2 利用者は、次に定める費用を負担しなければならない。

区分	費用（1か月当たり）
教室型利用者（月8回）	2,610円
教室型利用者（月4回）	2,090円
ライフスタイル型利用者	1,310円

3 市長は、前項に定める費用を3か月単位で決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により費用を決定したときは、利用者に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた利用者は、指定された納入期限内に費用の納付をしなければならない。

6 前項の規定により納入された費用は、返金しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（遵守事項）

第10条 利用者は、運動による健康被害を防止するため、市又は医師による健診を定期的に受診し、自己の健康管理に努めなければならない。

（事業評価）

第11条 市長は、利用者の体力測定結果、健診結果及び国民健康保険の被保険者による受診状況を指標として、事業の評価を行うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、健康生活コーディネート事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月14日告示第164号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第70号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日告示第37号）

この告示中、第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成20年4月15日告示第76号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年5月23日告示第111号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年1月14日告示第1号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第45号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の印西市健康生活コーディネート事業実施要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示による改正後の印西市健康生活コーディネート事業実施要綱の規定によりなされたものとみなす。

3 この告示による改正後の印西市健康生活コーディネート事業実施要綱第10条第2項の規定は、令和元年10月1日以降の事業の利用にかかる費用の負担について適用する。

○印西市妊婦健康診査実施要綱

平成17年3月31日告示第67号

改正

平成20年3月31日告示第55号

平成21年3月31日告示第57号

平成22年3月23日告示第99号

平成23年3月31日告示第48号

平成24年7月9日告示第112号

平成29年3月30日告示第45号

平成30年3月30日告示第57号

平成31年3月29日告示第45号

令和2年3月27日告示第56号

令和3年3月31日告示第71号

令和4年3月31日告示第59号

印西市妊婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊婦に対し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施される妊婦健康診査（以下「健康診査」という。）に要する費用を負担し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。

(健康診査の対象者)

第2条 健康診査を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている妊婦とする。

(費用負担の限度)

第3条 市が健康診査に対し費用負担する限度は、対象者1人につき14回以内とする。

(健康診査の実施)

第4条 健康診査は、市が契約した医療機関（以下「委託医療機関」という。）に委託して行う。

2 健康診査の区分、回数、内容及び医療機関委託妊婦健康診査受診票（以下「受診票」という。）の様式は別表に掲げるとおりとする。

3 健康診査を受けようとする対象者は、母子健康手帳及び別表に掲げる健康診査の区分に応じた受診票を、市が契約した医療機関に提出して受診するものとする。

4 対象者は、病気のとときに健康診査を受診してはならない。

5 市長は、対象者が自らの責めに帰すべき事由により1回目から14回目までの健康診査に係る受診票の全部又は一部を紛失したときは、再発行を行わない。

(受診票の交付)

第5条 市長は、妊娠届出書を受理した際、当該届出書を提出した者に対し1回目から14回目までの健康診査に係る受診票を交付する。ただし、転入その他これにより難い理由がある場合にあつては、対象者に理由を明記させた上、第3条に定める範囲内において、当該対象者につき必要と認められる受診票を交付する。

(委託外医療機関における受診の特例)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、対象者が委託医療機関以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）において健康診査を受診した場合であつて、当該対象者が委託医療機関において健康診査を受診することが困難であると市長が認めるときは、当該対象者に対し当該受診に係る助成金を交付するものとする。

2 前項の規定により助成の対象とする健康診査の区分、回数及び内容は別表に規定する健康診査の区分、回数及び内容と同様とする。

3 第1項に規定する助成金の額は、前項に規定する健康診査の区分に応じ、別表助成金の額の欄に規定する額とする。ただし、対象者が健康診査の受診に係る費用として委託外医療機関に支払った額（同項の規定により助成の対象とする健康診査の内容に係る額

に限る。)が当該助成金の額に規定する額を下回る場合はその額とする。

- 4 対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、印西市妊婦健康診査助成金交付申請書(別記第5号様式)に健康診査に係る医療機関等が発行した領収書、母子健康手帳の写し及び使用しなかった受診票を添付し、1回の妊娠を事由とする健康診査を最後に受診した日から2年以内に市長に申請するものとする。
- 5 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。
- 6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、印西市妊婦健康診査助成金交付決定・却下通知書(別記第6号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。
- 8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、印西市妊婦健康診査助成金交付請求書(別記第7号様式)により市長に請求するものとする。
- 9 市長は、虚偽その他不正の行為により助成を受けた者がある場合は、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(対象者に対する指導)

第7条 市長は、必要に応じ対象者に対し家庭訪問等により生活上の助言、指導又は支援を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第55号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の印西市妊婦一般健康診査実施要綱の規定により医療機関委託妊婦一般健康診査受診票(1回目)及び医療機関委託妊婦一般健康診査受診票(2回目)の交付を受けた対象者は、その者の妊娠週数及び受診した妊婦一般健康診査の回数に応じ、この告示による改正後の印西市妊婦一般健康診査実施要綱の規定による医療機関委託妊婦一般健康診査受診票の全部又は一部の交付を受けることができる。

附 則(平成21年3月31日告示第57号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の印西市妊婦一般健康診査実施要綱の規定により医療機関委託妊婦一般健康診査受診票の交付を受けた対象者は、その者の妊娠週数及び受診した妊婦一般健康診査の回数に応じ、この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定による医療機関委託妊婦健康診査受診票の全部又は一部の交付を受けることができる。

附 則(平成22年3月23日告示第99号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の印西市妊婦健康診査実施要綱は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日以前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日告示第48号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。
附 則(平成24年7月9日告示第112号)
この告示は、公示の日から施行する。
附 則(平成29年3月30日告示第45号)
(施行期日)
- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。
附 則(平成30年3月30日告示第57号)
(施行期日)
- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の印西市妊婦健康診査実施要綱の様式については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。
附 則(平成31年3月29日告示第45号)
(施行期日)
- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の印西市妊婦健康診査実施要綱の様式については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。
附 則(令和2年3月27日告示第56号)
(施行期日)
- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。
附 則(令和3年3月31日告示第71号)
(施行期日)
- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。
附 則(令和4年3月31日告示第59号)
(施行期日)
- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の印西市妊婦健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受診した健康診査費用に対する助成について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の印西市妊婦健康診査実施要綱の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別表（第4条、第6条）

区分	回数	内容	助成金の額	受診票
A票	1回目	基本的な妊婦健康診査（診察、計測、血圧、尿検査及び保健指導をいう。以下同じ。）、血液検査：血液型（A B O血液型・R h血液型・赤血球不規則抗体）、血糖検査、貧血検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、H I V抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体検査	16,600円	別記第1号様式
		（選択検査）子宮頸がん検査	3,900円	
	合計	20,500円		
B票	2回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	別記第2号様式
		（選択検査）超音波検査	5,000円	
	合計	9,500円		
	4回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
		（選択検査）超音波検査	5,000円	
	合計	9,500円		
	9回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
		（選択検査）超音波検査	5,000円	
	合計	9,500円		
	12回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
（選択検査）超音波検査		5,000円		
合計	9,500円			
C-1票	3回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	別記第3号様式
	5回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
	7回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
	8回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
	10回目	基本的な妊婦健康診査、B群溶血性レンサ球菌検査	4,500円	
	11回目	基本的な妊婦健康診査、血液検査：貧血検査	4,500円	
	13回目	基本的な妊婦健康診査	4,500円	
C-2票	6回目	基本的な妊婦健康診査、クラミジア検査	9,500円 （助産所5,000円）	別記第4号様式
	14回目	基本的な妊婦健康診査、血液検査：貧血・血糖・H T L V - 1抗体検査	9,500円 （助産所5,000円）	

備考

- 1 超音波検査は、医師が実施するものに限る。
- 2 B群溶血性レンサ球菌検査は、助産所では実施できない。
- 3 6回目及び14回目の健康診查のうち助産所で実施できる健康診查は、基本的な妊婦健康診查に限る。

別記

- 第1号様式（第4条）
- 第2号様式（第4条）
- 第3号様式（第4条）
- 第4号様式（第4条）
- 第5号様式（第6条）
- 第6号様式（第6条）
- 第7号様式（第6条）

○印西市乳児健康診査実施要綱

平成17年3月31日告示第68号

改正

平成21年3月31日告示第58号
平成22年3月23日告示第100号
平成23年3月31日告示第49号
平成24年7月9日告示第112号
平成25年3月29日告示第75号
平成26年3月31日告示第69号の2
平成27年2月27日告示第21号
平成29年3月30日告示第46号
平成30年3月30日告示第58号
平成31年3月29日告示第53号
令和2年3月27日告示第57号
令和3年3月31日告示第72号

印西市乳児健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施される乳児健康診査（以下「健康診査」という。）の一層の徹底を図り、もって乳児の保健管理の向上を図ることを目的とする。

(健康診査の対象者)

第2条 健康診査を受けることができる者は、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている乳児（1歳未満の者をいう。以下同じ。）とする。

(費用負担の限度)

第3条 健康診査に対し費用負担する限度は、乳児1人につき2回以内とする。

(健康診査の実施)

第4条 健康診査は、市が契約した医療機関（以下「委託医療機関」という。）に委託して行う。

2 健康診査は、乳児が生後3か月から6か月までにある時期に1回及び生後9か月から11か月までにある時期に1回受診するものとする。

3 乳児の保護者は、次の各号に掲げる健康診査の区分に応じ、当該各号に定める様式による医療機関委託乳児健康診査票（以下「受診票」という。）を医療機関に提出して乳児を受診させるものとする。

(1) 乳児が生後3か月から6か月までにある時期に受診する健康診査 別記第1号様式

(2) 乳児が生後9か月から11か月までにある時期に受診する健康診査 別記第2号様式

4 乳児の保護者は、健康診査を受診するときは、母子健康手帳を持参しなければならない。

5 乳児の保護者は、健康診査の結果を母子健康手帳の予備欄に貼付するものとする。

6 乳児の保護者は、乳児が病気のとくに健康診査を受診させてはならない。

7 市長は、乳児の保護者の責めに帰すべき事由により受診票を紛失等したときは受診票の再発行は行わない。

(健康診査の内容)

第5条 この要綱に基づく健康診査の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診及び診察

(2) 尿化学検査（試験紙等による判定量検査）

(3) 血液検査

2 前項第2号及び第3号に掲げる内容については、医師が必要ないと認めたときは、こ

れを省略することができる。

(受診票の交付)

第6条 市長は、妊娠届出書を受理した際、当該届出書を提出した保護者に対し受診票を交付する。ただし、転入その他これにより難い理由がある場合にあっては、保護者に理由を明記させた上、第3条に定める範囲内において、当該保護者の乳児につき必要と認められる受診票を交付する。

(委託外医療機関における受診の特例)

第7条 第4条第1項の規定にかかわらず、乳児が委託医療機関以外の医療機関(以下「委託外医療機関」という。)において、健康診査を受診した場合であって、当該乳児の保護者が乳児に委託医療機関において健康診査を受診させることが困難であると市長が認めるときは、当該保護者に対し当該受診に係る助成金を交付するものとする。

2 前項の規定により助成の対象とする健康診査の受診の次期及び内容は、第4条の規定により委託医療機関に委託して行う健康診査と同様とする。

3 第1項に規定する助成金の額は1回の健康診査につき6,432円とする。ただし、保護者が健康診査の受診に係る費用として委託外医療機関に支払った額(前項の規定により助成の対象とする健康診査の内容に係る額に限る。)がこの項本文に規定する額を下回る場合は当該支払った額とする。

4 保護者は助成金の交付を受けようとするときは、印西市乳児健康診査助成金交付申請書(別記第3号様式)に健康診査に係る医療機関が発行した領収書、母子健康手帳の写し及び使用しなかった受診票を添付し、乳児が健康診査を最後に受診した日から2年以内に市長に申請するものとする。

5 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。

6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、印西市乳児健康診査助成金交付決定・却下通知書(別記様式第4号)により、保護者に通知するものとする。

7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。

8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、印西市乳児健康診査助成金交付請求書(別記第5号様式)により市長に請求するものとする。

9 市長は、虚偽その他不正な行為により助成を受けた者がある場合は、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(対象者に対する指導)

第8条 市長は、乳児の保護者に対し必要に応じ家庭訪問等により生活上の助言、指導又は支援を行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第58号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月23日告示第100号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日

(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日告示第49号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年7月9日告示第112号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第75号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日告示第69号の2)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年2月27日告示第21号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月30日告示第46号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日告示第58号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第53号)

この告示中、第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第57号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日

(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、この告示の施行日前に受診した健康診査については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日告示第72号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の印西市乳児健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受診した健康診査について適用し、施行日前に受診した健康診査費用に対する助成については、なお従前の例による。

印西市新生児聴覚スクリーニング検査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児聴覚スクリーニング検査（以下「聴覚検査」という。）受診の促進を図り、聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的に聴覚検査事業を実施し、予算の範囲内において聴覚検査に要する費用を助成することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 聴覚検査の対象者は、聴覚検査実施日当日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている妊婦が出産した生後50日以内の児又は住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている生後50日以内の児とする。

(受診票の交付)

第3条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出（以下「妊娠届出書」という。）を受理したときは、母子健康手帳の交付に併せて、新生児聴覚スクリーニング検査受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。ただし、転入その他これにより難い理由がある場合にあっては、対象者の保護者に理由を明記させた上、必要と認められる受診票を交付する。

2 市長は、対象者の保護者が自らの責めに帰すべき事由により受診票を紛失したときは、再発行を行わない。

(聴覚検査の実施方法等)

第4条 聴覚検査は、市が聴覚検査の実施を委託している医療機関（以下「委託医療機関」という。）において実施する。

2 対象者の保護者は、委託医療機関に受診票を提出するものとする。

3 委託医療機関は、自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)、聴性脳幹反応検査(ABR)、耳音響放射検査(OAE)のいずれかによる聴覚検査を実施するものとする。

(初回聴覚検査費用の公費負担)

第5条 市長は、前条に定める聴覚検査のうち、初めて受けた聴覚検査（初回聴覚検査）に要した費用について、対象者1人につき3,000円を公費負担するものとする。

(委託医療機関以外の医療機関における聴覚検査の特例)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、対象者が委託医療機関以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）において初めて受けた聴覚検査（初回聴覚検査）であって、当該対象者の保護者が対象者に委託医療機関において検査させることが困難であると市長が認めるときは、当該保護者に対し当該検査に係る助成金を交付するものとする。

2 前項の規定により助成の対象とする聴覚検査の内容は、第4条の規定により委託医療機関に委託して行う聴覚検査と同様とする。

3 第1項に規定する助成金の額は、保護者が聴覚検査に係る費用として委託外医療機関に支払った額とし、3,000円を限度とする。

4 保護者は、助成金の交付を受けようとするときは、新生児聴覚スクリーニング検査助成金交付申請書（別記第1号様式）に、聴覚検査に係る医療機関が発行した領収書、母子健康手帳の写し及び使用しなかった受診票を添付し、当該検査日から1年以内に市長に申請するものとする。

5 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。

6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、新生児聴覚スクリーニング検査助成金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により、当該保護者に通知するものとする。

7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。

8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、新生児聴覚スクリーニング検査助成金交付請求書（別記第3号様式）により、市長に請求するものとする。

9 市長は、虚偽その他不正な行為により助成を受けた者がある場合は、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（事後指導等）

第7条 聴覚検査実施機関は、聴覚検査の結果に基づき適切な指導を行うとともに、聴覚検査の結果、指導事項等を保護者へ説明し、同意の上、母子健康手帳に記入するものとする。

2 聴覚検査実施機関は、聴覚検査の結果が「要再検（リファー）」又は「難聴あるいは難聴疑い」であった児について、必要な支援が早期に受けられるよう、検査結果を速やかに市へ連絡するものとする。

3 市長は、聴覚検査実施機関からの連絡に基づき、指導を要する児については、必要に応じて訪問指導等事後指導の徹底を図るものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に出生した児へ実施した新生児聴覚スクリーニング検査について適用する。

印西市産婦健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律141号）第13条の規定に基づき、産後うつ病の予防や新生児への虐待予防を図ることを目的として行う産婦健康診査（以下「健康診査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(健康診査の対象者)

第2条 健康診査を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、健康診査を受診する日において、市の住民基本台帳に記録されている産婦とする。

(事業実施機関)

第3条 健康診査の実施は、市長が事業の実施を委託した医療機関又は助産所（以下「委託医療機関等」という。）において行う。

(健康診査の内容等)

第4条 健康診査の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等の問診
- (2) 子宮復古状況、悪露、乳房の状態等の診察
- (3) 体重及び血圧の測定
- (4) 尿化学検査（^{たんぱく}蛋白及び糖）
- (5) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を用いた産後うつ病スクリーニング
- (6) その他必要な事項

2 健康診査の回数は2回以内とし、実施時期はおおむね産後2週間又は産後1か月とする。

(受診票等の交付)

第5条 市長は、市の定める妊娠届出書を受理した際、当該届出書を提出した者に対し、受診票及び質問票（以下「受診票等」とする。）を交付する。ただし、転入その他これにより難い理由がある場合にあっては、対象者に理由を明記させた上、当該対象者につき必要と認められる受診票等を交付する。

(健康診査の結果の記入)

第6条 委託医療機関等は、受診票等及び母子健康手帳に健康診査の結果を記入するものとする。

(委託外医療機関における受診の特例)

第7条 第3条の規定にかかわらず、対象者が委託医療機関等以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）において健康診査を受診した場合であって、当該対象者が委託医療機関等において健康診査を受診することが困難であると市長が認めるときは、当該対象者（以下「特例対象者」という。）に対し当該受診に係る助成金を交付するものとする。

2 前項の規定により助成の対象とする健康診査の内容は、第4条第1項に規定する健康診査の内容と同様とする。

3 第1項に規定する助成金の額は、1回の健康診査につき5,000円とする。ただし、特例対象者が健康診査の受診に係る費用として委託外医療機関に支払った額（前項の規定により助成の対象とする健康診査の内容に係る額に限る。）が当該助成金の額に規定する額を下回る場合はその額とする。

4 特例対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、産婦健康診査助成金交付申請書（別記第1号様式）に健康診査に係る医療機関等が発行した領収書、母子健康手帳の写し及び使用しなかった受診票等を添付し、健康診査を最後に受診した日から1年以内に市長に申請するものとする。

5 前項の規定による申請をもって実績報告があったものとみなす。

6 市長は、第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の

可否を決定し、産婦健康診査助成金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。

8 第6項の規定による交付の決定を受けた者は、産婦健康診査助成金交付請求書（別記第3号様式）により市長に請求するものとする。

9 市長は、虚偽その他不正の行為により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（対象者に対する指導）

第8条 委託医療機関等は、健康診査の結果を受け、別に定める事後指導の要否の基準に基づき、事後指導が必要であると判定された者に対し、事後指導を行うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多胎児を妊娠した者（以下「多胎妊婦」という。）が、印西市妊婦健康診査実施要綱（平成17年告示第67号）に規定する妊婦健康診査に追加して妊婦健康診査を受診した場合、その追加した妊婦健康診査（以下「追加健康診査」という。）に要した費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた多胎妊婦であつて、追加健康診査を受診する日（以下「受診日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されているものとする。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、国内の医療機関等において実施された追加健康診査に当たり、助成対象者が負担した費用とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、1回の追加健康診査につき5,000円を上限とする。

2 助成の回数は、1回の妊娠につき5回を上限とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多胎妊婦健康診査費用助成申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 追加健康診査の診査項目及び対象費用の支払いを証する書類
- (2) 母子健康手帳に記載された健康診査の受診状況の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、追加健康診査を最後に受診した日の翌日から起算して1年以内に申請するものとする。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、審査の上、助成の可否を決定し、多胎妊婦健康診査費用助成決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の額を決定したときは、速やかに支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者に助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

○印西市高齢者インフルエンザ予防接種実施規則

平成18年3月31日規則第45号
改正

平成20年3月31日規則第33号

平成24年7月9日規則第35号

平成30年3月30日規則第28号

印西市高齢者インフルエンザ予防接種実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者に対するインフルエンザの予防接種の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において予防接種とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、高齢者に対し実施するインフルエンザの予防接種であって、その費用の全部又は一部を市が負担するものをいう。

(対象者)

第3条 予防接種を受けることができる者は、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号に該当するものとする。

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

(3) その他市長が必要と認めた者

(実施期間及び回数)

第4条 予防接種の実施期間は、市長が別に定める期間とし、接種回数は、1人につき1回とする。

(実施方法)

第5条 予防接種は、市と委託契約を締結した医療機関で個別に実施するものとする。

2 予防接種の接種者は、市（第3条第2号に規定する者にあつては市又は医療機関）から交付される予診票に記入し、提出しなければならない。

(自己負担金)

第6条 予防接種の接種者又はその者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）は、次項に定める金額を接種した医療機関に支払うものとする。

2 前項に規定する自己負担金の額は、1,000円とする。

(自己負担金の免除)

第7条 市長は、予防接種の接種者が次の各号のいずれかに該当するときは、予防接種の自己負担金を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者

(2) その他市長が必要と認めた者

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第33号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

○印西市健康診査実施規則

平成20年3月31日規則第34号

改正

平成22年3月17日規則第83号

平成24年7月9日規則第35号

平成25年3月29日規則第33号

平成28年3月31日規則第37号

平成29年3月22日規則第25号

令和2年2月4日規則第6号

令和2年4月30日規則第32号

令和3年3月16日規則第7号

印西市健康診査実施規則

印西市健康診査実施規則（平成18年規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、健康診査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「健康診査とは」、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項に規定する健康診断、その他疾病の早期発見のため、市が実施する健康診査等であつて、その費用の一部を市が負担するものをいう。

2 健康診査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 39歳以下健康診査
- (2) 40歳以上健康診査
- (3) 口腔疾患健診
- (4) 骨粗しょう症検診
- (5) 結核検診及び肺がん検診
- (6) 肝炎ウイルス検診
- (7) 胃がん検診
- (8) 大腸がん検診
- (9) 子宮頸がん検診
- (10) 乳がん検診
- (11) 前立腺がん検診
- (12) 在宅訪問歯科健診

（対象者）

第3条 健康診査を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 39歳以下健康診査にあつては、19歳以上40歳未満の者
- (2) 40歳以上健康診査にあつては、40歳以上の生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (3) 口腔疾患健診にあつては、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者
- (4) 骨粗しょう症検診にあつては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性
- (5) 結核検診及び肺がん検診にあつては、40歳以上の者
- (6) 肝炎ウイルス検診にあつては、40歳の者又は41歳以上の者で当該検診を受診していないもの

- (7) 胃がん検診及び大腸がん検診にあつては、40歳以上の者
- (8) 子宮頸がん検診にあつては、20歳以上の女性
- (9) 乳がん検診にあつては、30歳以上の女性
- (10) 前立腺がん検診にあつては、50歳以上の男性
- (11) 在宅訪問歯科健診にあつては、歩行等困難により通院による歯科健診の受診が困難な者

2 前項各号に規定する対象者の年齢は、当該年度の3月31日における年齢とする。

3 第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第10号までに規定する対象者で健康診査を受けようとするものは、事前に市に申込みを行い、登録されなければならない。ただし、2年続けて受診しなかった者は、登録から除外するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、健康診査を受診することができる。

(実施期間及び回数)

第4条 健康診査の実施期間は、市長が定める日とし、受診回数は、年1回とする。ただし、第3条第1項第11号に規定する在宅訪問歯科健診にあつては、この限りでない。

(実施機関)

第5条 健康診査を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。（1）市が健康診査を委託する病院、診療所等その他適当と認められる健診機関

(自己負担金)

第6条 健康診査の受診者は、次の表に定める金額を受診した実施機関に支払うものとする。

健康診査の区分	負担金の額
39歳以下健康診査（集団健診）	1,100円
39歳以下健康診査（個別健診）	1,500円
40歳以上健康診査（集団健診・個別健診）	無料
口腔疾患健診	500円
骨粗しょう症検診	1,000円
結核検診及び肺がん検診	300円
肝炎ウイルス検診（集団検診）	300円
肝炎ウイルス検診（個別検診）	600円
胃がん検診（集団検診）	1,000円
胃がん検診（個別検診）	2,000円
大腸がん検診	300円
子宮頸がん検診（集団検診）	1,000円

子宮頸がん検診（個別検診）	1,500円
乳がん検診（集団検診）	800円
乳がん検診（個別検診）	1,100円
前立腺がん検診	700円
在宅訪問歯科健診	1,000円

備考

- 1 「集団健診」とは、市が指定する会場において集団で受ける健診をいう。
- 2 「個別健診」とは、市が委託する医療機関において個別に受ける健診をいう。

（自己負担金の免除）

第7条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、健康診査の自己負担金を免除することができる。

- (1) 生活保護法による被保護世帯に属する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（印西市がん検診実施規則の廃止）
- 2 印西市がん検診実施規則（平成18年規則第46号）は、廃止する。
（本埜村の編入に伴う経過措置）
- 3 本埜村の編入日の前日までに、本埜村健康診査実施規則（平成21年本埜村規則第9号）の規定により実施された健康診査は、この規則の相当規定により実施された健康診査とみなす。

○がん検診推進事業の実施に伴う印西市健康診査実施規則の特例に関する規則

平成22年 6 月 1 日規則第112号

改正

平成23年 8 月16日規則第15号

平成26年 3 月28日規則第 7 号

がん検診推進事業の実施に伴う印西市健康診査実施規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子宮頸がん検診及び乳がん検診に係る受診者の自己負担金を無料とすることにより当該検診の受診率の向上を図るとともに、がんの早期発見並びに正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康の保持及び増進を実現するため、印西市健康診査実施規則（平成20年規則第34号。以下「健康診査規則」という。）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、健康診査規則の例による。

(自己負担金の無料化)

第3条 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている者で、次条第1項に定める年齢要件に該当する女性（以下「特例子宮頸がん検診対象者」という。）が健康診査規則第2条第2項第9号に規定する子宮頸がん検診（がん検診実施指針に定める検診に限る。）を受診した場合における自己負担金は、健康診査規則第6条の規定にかかわらず、無料とする。

2 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている者で、次条第2項に定める年齢要件に該当する女性（以下「特例乳がん検診対象者」という。）が健康診査規則第2条第2項第10号に規定する乳がん検診（がん検診実施指針に定める検診に限る。）を受診した場合における自己負担金は、健康診査規則第6条の規定にかかわらず、無料とする。

(対象者の年齢要件)

第4条 前条第1項の年齢要件は、子宮頸がん検診を受診する日が属する年度の前年度の3月31日における年齢が20歳又は30歳であることとする。

2 前条第2項の年齢要件は、乳がん検診を受診する日が属する年度の前年度の3月31日における年齢が40歳であることとする。

(クーポン券の発行等)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する特例子宮頸がん検診対象者に対しては子宮頸がん検診無料クーポン券（別記第1号様式）を、同条第2項に規定する特例乳がん検診対象者に対しては乳がん検診無料クーポン券（別記第2号様式）を発行する。

(クーポン券の有効期間)

第6条 子宮頸がん検診無料クーポン券及び乳がん検診無料クーポン券の有効期間は、おおむね8月とし、年度ごとに市長が定める。

(クーポン券の提出)

第7条 特例子宮頸がん検診対象者が子宮頸がん検診を受診する場合にあっては子宮頸がん検診無料クーポン券を、特例乳がん検診対象者が乳がん検診を受診する場合にあっては乳がん検診無料クーポン券を当該検診を実施する検診機関に提出し、及び健康保険証、運転免許証その他当該検診機関において特例子宮頸がん検診対象者又は特例乳がん検診対象者であることが確認できる書面等を提示するものとする。

(クーポン券の再発行)

第8条 特例子宮頸がん検診対象者又は特例乳がん検診対象者が子宮頸がん検診無料クーポン券又は乳がん検診無料クーポン券（以下これらを「クーポン券」という。）をき損、汚損又は紛失した場合は、がん検診無料クーポン券再発行申請書（別記第3号様式。以下「クーポン券再発行申請書」という。）を提出することによりクーポン券の再発行を受けることができる。

2 前項の規定による再発行の事由が、き損又は汚損である場合はクーポン券再交付申請書に当該き損又は汚損したクーポン券を添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりクーポン券再発行申請書の提出を受けたときは、健康保険証、運転免許証その他特例子宮頸がん検診対象者又は特例乳がん検診対象者であることが確認できる書面等の提示を受けることにより本人であることを確認した上、クーポン券を再発行するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年8月16日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後のがん検診推進事業の実施に伴う印西市健康診査実施規則の特例に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月28日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第38号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第5条—第8条)

第2号様式 (第5条—第8条)

第3号様式 (第5条—第8条)

○印西市予防接種実施要綱

平成19年3月29日告示第56号

改正

平成20年3月31日告示第57号
平成21年1月26日告示第5号
平成21年3月31日告示第48号
平成21年10月1日告示第110号
平成22年3月23日告示第102号
平成22年9月1日告示第176号
平成22年9月17日告示第189号
平成23年3月31日告示第50号
平成23年5月20日告示第96号
平成24年3月31日告示第53号
平成24年7月9日告示第112号
平成24年8月15日告示第120号
平成24年10月23日告示第143号
平成25年3月29日告示第76号
平成26年3月31日告示第69号の3
平成26年9月30日告示第118号の3

印西市予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、市が実施する予防接種に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防接種 市が実施する定期予防接種及び臨時予防接種並びに定期外予防接種をいう。
- (2) 定期予防接種 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による定期の個別接種をいう。
- (3) 臨時予防接種 法第6条第1項又は第3項の規定による臨時の個別接種をいう。
- (4) 定期外予防接種 法に基づく予防接種の対象者以外の者に対し、市自らの行政措置として行う個別接種をいう。

(対象者)

第3条 予防接種の対象者は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 定期予防接種 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3に規定する者
- (2) 臨時予防接種 法第6条第1項又は第3項の規定により指定された者
- (3) 定期外予防接種 印西市高齢者肺炎球菌ワクチン接種実施規則（平成23年規則第7号。以下「規則」という。）第2条に規定する者

(実施方法)

第4条 予防接種の実施方法は、定期予防接種及び臨時予防接種にあつては予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に、定期外予防接種にあつては規則に定めるところによるものとする。

(対象者への周知)

第5条 市長は、次に掲げる内容を予防接種の対象者に周知するものとする。

- (1) 予防接種の種類
- (2) 予防接種対象者の範囲

- (3) 予防接種を行う期日、期間及び場所
- (4) 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
- (5) その他必要な事項

2 市長は、予防接種を行う場合には、前項各号に掲げる事項を公告するほか、市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

(委託料の請求及び支払方法)

第6条 予防接種受託医療機関は、毎月末日を締切とし、実施報告書を添付の上、翌月10日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、受託医療機関から請求のあった場合は、請求のあった日から起算して30日以内に指定する口座に委託料を振り込むものとする。

(定期外の予防接種の事故に対する措置)

第7条 定期外の予防接種については、千葉県市町村予防接種事故補償等条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第19号）に基づき、救済の手続を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第57号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月26日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第55号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日告示第110号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第102号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月1日告示第176号）

この告示は、公示から施行する。

附 則（平成22年9月17日告示第189号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年5月20日告示第96号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第53号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年8月22日告示第120号）

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成24年10月23日告示第143号）

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第76号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第69号の3）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日告示第118号の3）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

○印西市保健専門部会設置要綱

平成19年3月29日告示第57号

改正

平成20年3月31日告示第53号

平成25年3月29日告示第73号

印西市保健専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、市が行う予防接種及び健(検)診等の方策を検討するとともに調整を行い、もって市民の健康の保持増進に資するため、印西市保健専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について、調査検討を行う。

(1) 母子保健予防接種専門部会 母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する母子保健及び予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する予防接種に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。

(2) 成人保健専門部会 健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する健康増進事業及び成人保健に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。

(3) 歯科保健専門部会 歯科保健に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 専門部会の委員は、別表に定める市医又は市歯科医及び健康福祉部健康増進課長をもって組織する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、必要に応じて市長が招集し、健康福祉部健康増進課長が会議の議長となる。

(関係人の出席等)

第6条 会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(印西市予防接種専門会議設置要綱の廃止)

2 印西市予防接種専門会議設置要綱(平成3年告示第30号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日告示第53号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第73号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第4条)

専門部会の名称	委員	人数
母子保健予防接種専門部会	市医	3人以内
成人保健専門部会	市医	3人以内
歯科保健専門部会	市歯科医	3人以内

○印西市健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例

平成22年3月17日条例第50号

改正

平成25年12月19日条例第49号

平成31年3月22日条例第13号

印西市健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、印西市健康づくりセンター(以下「健康づくりセンター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民の健康の増進の向上を図るため、健康づくりセンターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 健康づくりセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市健康づくりセンター	印西市美瀬一丁目25番地

(業務)

第4条 健康づくりセンターの業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 健康の維持及び増進に関する事業

(2) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(利用範囲)

第5条 健康づくりセンターを利用することができる者は、健康の維持及び増進に関する事業を実施するために利用する者とする。ただし、市長が必要と認めた者については、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 健康づくりセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、健康づくりセンターの利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とする興業その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めたとき。

(3) 健康づくりセンターの施設等を損傷するおそれのあるとき。

(4) その他健康づくりセンターの管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第8条 健康づくりセンターを利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付制限)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により、その利用が不能になったとき。

(2) 利用開始前に利用の取消しを申し出て、相当の理由があると認められるとき。

(利用の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、健康づくりセンターの

利用許可を取り消し、又は停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 災害その他の事故により健康づくりセンターの利用ができなくなったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、健康づくりセンターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、ふれあいセンターいんばの設置及び管理に関する条例（平成15年印旛村条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納める使用料について適用し、同日前に納める使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納める使用料について適用し、同日前に納める使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条）

区分		金額
一般	1人1回につき3時間までの利用	410円
	1人3か月間の定期利用	10,470円
学生及び65歳以上	1人1回につき3時間までの利用	210円
	1人3か月間の定期利用	3,140円

備考

- 1 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、高等専門学校及び大学、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条に規定する各種学校の生徒及び学生をいう。
- 2 市内に住所を有し、又は市内に勤務先のある者若しくは通学先のある者以外の者は、倍額とする。

○印西市健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成 22 年 3 月 17 日規則第 81 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日規則第 24 号
改正 平成 31 年 3 月 22 日規則第 15 号

印西市健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印西市健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年条例第 50 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第 2 条 印西市健康づくりセンター（以下「健康づくりセンター」という。）の開所時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。

(休所日)

第 3 条 健康づくりセンターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで（前 2 号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めたときは、臨時の休所日を定めることができる。

(使用の手続)

第 4 条 条例第 6 条の規定により健康づくりセンターを利用しようとする者は、事前に印西市健康づくりセンター利用許可申請書（別記第 1 号様式）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、印西市健康づくりセンター利用許可証（別記第 2 号様式。以下「許可証」という。）を申請者に交付する。この場合において、施設及び設備の利用頻度等については、申請者の健康の度合により医師及び係員の判断により作成された運動プログラムに基づき決定するものとする。

3 健康づくりセンターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に際し許可証を保有し、職員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

4 利用者は、健康づくりセンターの利用を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 利用者は、健康づくりセンターの利用に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

(使用料の減免等)

第 5 条 使用料は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを減免できるものとする。

(1) 市及び市教育委員会が主催で使用するとき。

(2) その他市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請の際に、印西市健康づくりセンター使用料減免申請書（別記第 3 号様式）により、市長に申請してその許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、印西市健康づくりセンター使用料減免決定通知書（別記第 4 号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補則)

第 6 条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日規則第 15 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

印西市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、市、歯科医師等の責務並びに教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、市民が日常生活において歯と口腔の疾患を予防し、早期に発見し、及び早期に治療を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組み、口腔機能の維持向上を図ることを促進するため、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 市民が、日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを推進すること。

(2) 市民が、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり、適切な歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を図ること。

(3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互の連携が確保されるように行うこと。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者(以下「歯科医師等」という。)は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、良質かつ適切な歯と口腔の保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第5条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、その保護する子どもの歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着その他の子どもの歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定により定める健康増進計画に定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針

(2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標

(3) 歯と口腔の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(基本的施策の推進)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的な施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療のためのかかりつけ歯科医による定期的な歯科健診及び歯科保健指導を受けることについての普及啓発に関すること。
- (3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。）に関する取組の推進、8029運動（80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動をいう。）の普及啓発、オーラルフレイル対策（加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し、及び改善するための取組をいう。）の推進その他年齢に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の推進に関すること。
- (5) 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 歯科医療を通して保護者による適切な口腔管理がなされていない子どもを早期発見することにより、被虐待児をはじめとした支援が必要な子どもに対する適切な支援につなぐ体制整備に関すること。
- (7) 障がい有者、介護を必要とする者、社会的養護を必要とする子ども等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

○印西市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施規則

平成 26 年 9 月 30 日規則第 1 3 号

印西市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者に対する肺炎球菌感染症の予防接種の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において予防接種とは、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条の規定により、高齢者に対し実施する肺炎球菌感染症の予防接種であって、その費用の全部又は一部を市が負担するものをいう。

(対象者)

第 3 条 予防接種を受けることができる者は、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 65 歳の者

(2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(3) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の予防接種を受けることができない。

(1) 平成 26 年 10 月 1 日前に 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを 1 回以上接種した者

(2) 印西市高齢者肺炎球菌ワクチン接種実施規則（平成 23 年規則第 7 号）に基づく予防接種を受けたことのある者

(回数)

第 4 条 予防接種の回数は、1 人につき 1 回とする。

(実施方法)

第 5 条 予防接種は、市と委託契約を締結した医療機関で個別に実施するものとする。

2 予防接種を受けようとする対象者は、市から交付される予診票に必要な事項を記入し、医療機関に提出しなければならない。

(費用負担)

第 6 条 予防接種の接種者（以下「接種者」という。）又はその者の扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者をいう。）は、予防接種を受けた医療機関に対し、予防接種の費用負担として 3,000 円を支払うものとする。

(費用負担の免除)

第 7 条 市長は、接種者が次の各号のいずれかに該当するときは、予防接種の費用負担を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受ける被保護世帯に属する者

(2) その他市長が必要と認めた者

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 3 条第 1 号の規定の適用については、同号中「65 歳の者」とあるのは「平成 26 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者及び同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者」とする。

- 3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における第3条第1号の規定の適用については、同号中「65歳の者」とあるのは「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。
(印西市高齢者肺炎球菌ワクチン接種実施規則の一部改正)
- 4 印西市高齢者肺炎球菌ワクチン接種実施規則(平成23年規則第7号)の一部を次のように改正する。
第2条に次の1項を加える。
 - 2 前項の規定にかかわらず、印西市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施規則(平成26年規則13号)に基づく予防接種を受けたことのある者は、同項の予防接種を受けることができない。

印西市特定不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定不妊治療」とは、不妊症と診断された者に対し、医師により行われる体外受精及び顕微授精をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
- (2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
- (3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、法律上の婚姻をしている夫婦で、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年12月1日児第934号。以下「県要綱」という。）による助成の決定を受けていること。
- (2) 夫婦が共に、助成の申請を行う日（以下「申請日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に1年以上記録されていること。
- (3) 申請日において、夫婦が共に市税の滞納がないこと。

(助成対象費用及び助成額)

第4条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、県要綱による助成対象となった特定不妊治療に要した費用から県要綱による助成額を控除した額とする。

2 助成額は、前項に規定する助成対象費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1回当たり7万5,000円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県要綱による助成の決定を受けた後、印西市特定不妊治療費助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉県特定不妊治療費助成承認決定通知書の写し
- (2) 千葉県特定不妊治療費助成申請書に添付した特定不妊治療受診等証明書の写し
- (3) 第3条第2号及び第3号に規定する要件を市長が公簿等により確認することの同意書（別記第2号様式）。ただし、市長が公簿等により確認することに同意しない場合は、同条第2号及び第3号に規定する要件に該当することを証する書類とする。

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、県要綱による助成の決定の日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、印西市特定不妊治療費助成決定（却下）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成の請求)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、助成の決定の通知が届いた日から起算して30日以内に、印西市特定不妊治療費助成請求書(別記第4号様式)により市長に請求しなければならない。

(助成の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があると認めるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に実施された特定不妊治療について適用する。

別記

第1号様式(第5条)

第2号様式(第5条)

第3号様式(第6条)

第4号様式(第7条)

○印西市公的病院等運営費補助金交付要綱

令和5年3月19日印西市告示第20号

印西市公的病院等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、印西市公的病院等運営費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、印西市補助金等交付規則(昭和53年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公的病院等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する医療機関

(2) 消防法(昭和23年法律第186号)第35条の5第1項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる事業のいずれかに参加する公的病院等とする。

(1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合第二次救急医療機関運営事業(病院群輪番制方式)実施要綱に基づく事業

(2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業(小児二次救急医療病院群輪番制方式)実施要綱に基づく事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、公的病院等が行う救急医療に係る事業(以下「対象事業」という。)に要する経費のうち救急患者の診療に要する医師、看護師等の人件費及び機器等の物件費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる対象事業に関する収入は補助対象経費から除くものとする。

(1) 診療報酬

(2) 国、千葉県等から交付される補助金

(3) 寄附金その他の収入

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。ただし、第3条第1号及び第2号のいずれの事業にも参加する場合にあっては3,000万円、第3条第1号又は第2号のいずれかの事業のみに参加する場合にあっては1,500万円を限度とする。

(1) 補助対象経費の額

(2) 医師の人件費に、当該補助対象者が受け入れた救急車台数のうち、印西市内から受け入れた救急車台数の割合を乗じて得た額の3分の1の額。この場合における印西市内から受け入れた救急車台数は、印西地区消防組合の統計によるものとし、割合の算出に当たっては小数点以下第3位未満を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第2項第5号に規定する書類は、補助金所要額調書(別記第1号様式)とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する市長の定める書類は、補助金所要額精算書(別記第2号様式)とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式(第6条)

第2号様式(第7条)

印西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、市内で開催される各種行事の主催者又は代表者に対して、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことにより、心肺停止者への迅速な救命活動に備えるとともに、市民に対する AED の普及啓発を促進し、もって市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

（貸出対象者）

第 2 条 AED の貸出対象者は、市内で開催する行事で、次の各号のいずれかに該当する行事の主催者又は代表者とする。

- （1）市が主催（共催を含む。）、後援又は協賛する行事
- （2）市民が主催し、かつ、営利を目的としない行事
- （3）前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める行事

（貸出条件）

第 3 条 AED の貸出しの条件は、次の各号のいずれかに該当する者を前条の行事の開催期間を通じてその会場に常時配置することとする。

- （1）医師等の医療従事者
- （2）消防署等による AED を使用した普通救命講習（これに相当する講習を含む。）を修了している者

（貸出期間）

第 4 条 AED の貸出期間は、貸出日及び返却日を含め 4 日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

（貸出申請）

第 5 条 AED の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の 3 か月前から 2 週間前までに、印西市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（別記第 1 号様式）により市長に申請しなければならない。

（貸出決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、印西市自動体外式除細動器（AED）貸出可否決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第 7 条 前条の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、AED を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 借受者は、AED を申請した目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

（費用負担）

第 8 条 AED の貸出しに係る費用は、無料とする。

2 貸出期間中における AED の運搬等に要する経費は、借受者が負担するものとする。ただし、AED を心肺停止者に対して使用した場合におけるパッド等の交換に係る経費は、AED の返却後、市が負担するものとする。

（返却）

第 9 条 借受者は、貸出期間の満了日までに AED を返却し、印西市自動体外式除細動器（AED）借用報告書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 10 条 市長は、借受者が故意又は過失により AED を亡失し、又は破損させた場合は、現品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

（損害賠償責任）

第 11 条 市長は、AED の誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

（貸出しの中止及び返還）

第 12 条 市長は、借受者がこの要綱の規定に違反したと認めるときは、A E D の貸出しを中止し、返還させることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 5 条)

第 2 号様式 (第 6 条)

第 3 号様式 (第 9 条)

○印西市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

平成30年3月30日告示第64号

印西市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、造血幹細胞移植のために骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供する者（以下「ドナー」という。）としての登録を促進し、造血幹細胞移植を受ける必要のある者がその機会を確保されるよう支援するための事業として、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、事業の適切な運用を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されているドナーであって、国又は他の地方公共団体から同様の趣旨による補助金等の交付を受けていない者
- (2) 前号に規定する者（個人事業主を除く。）が従事している国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）

(交付対象日数)

第3条 助成金の交付対象日数は、次に掲げる骨髄等の提供に必要な通院、入院及び面接に必要な日数とし、7日を限度とする。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) その他必要な通院、入院及び面接

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、ドナーにあつては1日当たり2万円、事業所にあつては1日当たり1万円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第1号様式）又は骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（別記第2号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請の期限は、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院をして退院した日の翌日から起算して1年以内とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに審査を行い、交付の可否を決定し、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（別記第3号様式）又は骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

(交付請求)

第7条 交付の決定を受けた者が、助成金の交付を請求しようとするときは、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（ドナー用）（別記第5号様式）又は骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（事業所用）（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に骨髄等の提供を完了した者について適用する。

○印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱

平成 30 年 10 月 26 日告示 175 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日告示第 46 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 60 号

印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、風しんワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンの接種（以下「風しん予防接種」という。）に係る経済的負担を軽減することにより、風しん予防接種の実施を促進し、先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しん予防接種に要する費用について、予算の範囲内において交付する助成金に関し、印西市補助金等交付規則（昭和 53 年規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、風しん予防接種の実施日において、市の住民基本台帳に記録されている 18 歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 妊娠を希望している女性

(2) 前号に規定する者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

(3) 妊婦の配偶者

ただし、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を除く。

(助成対象費用)

第 3 条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、国内の医療機関において実施された風しん予防接種に当たり、助成対象者が負担した費用（予診に係る費用を含む。）とする。ただし、風しん予防接種が実施されなかった場合における予診に係る費用は対象から除くものとする。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、助成対象費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000 円を上限とする。

2 助成の回数は、助成対象者 1 人につき 1 回とする。

(助成の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、印西市風しん予防接種費用助成申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 風しん予防接種の実施年月日及びワクチンの種類が確認できる書類

(2) 助成対象費用の支払いを証する書類

2 前項の申請は、風しん予防接種の実施日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(助成の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、助成の可否を決定し、印西市風しん予防接種費用助成決定（却下）通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 7 条 助成の決定を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、助成の決定日から起算して 30 日以内に、印西市風しん予防接種費用助成請求書（別記第 3 号様式）により市長に請求しなければならない。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成 30 年度予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 46 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成30年度予算に係る助成金から適用する。
(失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別記

第1号様式 (第5条)

第2号様式 (第6条)

第3号様式 (第7条)

○印西市予防接種費用の償還払に関する要綱

平成 31 年 4 月 25 日告示第 90 号

印西市予防接種費用の償還払に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、やむを得ない事由により委託医療機関以外の医療機関又は施設(以下「委託外医療機関」という。)において予防接種を受けた者に対する予防接種費用の償還払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防接種 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種をいう。
- (2) 委託医療機関 市が予防接種の実施を委託している医療機関(その会員及び千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業に参加する医療機関を含む。)をいう。

(対象者)

第 3 条 予防接種費用の償還払いを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当することにより、委託医療機関において予防接種を受けることが困難であると市長が認めるものとする。

- (1) 保護者の里帰り出産等に伴い、保護者とともに長期にわたり市外に居住する者
- (2) 病気等により委託外医療機関の管理の下で、予防接種を行う必要がある者
- (3) その他市長がやむを得ない事由があると認める者

(対象費用)

第 4 条 償還払いの対象となる費用は、予防接種に当たり対象者が負担した費用(風しんの予防接種(第 5 期)については、抗体検査に係る費用を含む。)とする。

(償還払いの限度額)

第 5 条 償還払い額は、接種日の属する年度における予防接種業務委託契約の 1 人当たりの委託料の額(消費税及び地方消費税を含む。)を限度とする。

(依頼書の交付申請)

第 6 条 対象者又はその保護者は、委託外医療機関において予防接種を受けようとするときは、あらかじめ予防接種実施依頼書交付申請書(別記第 1 号様式)により、市長に予防接種実施依頼書(別記第 2 号様式)の交付を申請しなければならない。

(依頼書の交付)

第 7 条 市長は、前条の申請があった場合において、第 3 条の規定に該当すると認めるときは、予防接種実施依頼書を交付するものとする。

(償還払いの請求)

第 8 条 予防接種実施依頼書の交付を受けた者が、予防接種費用の償還払いを受けようとするときは、予防接種を受けた日の翌日から起算して 2 年以内に、予防接種費用償還払申請書兼請求書(別記第 3 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象費用の支払いを証する書類
- (2) 予防接種の実施年月日、接種者及びワクチンの種類が確認できる書類
- (3) 生活保護受給者又は中国残留邦人等支援受給者(以下「生活保護受給者等」という。)であることを証する書類(生活保護受給者等であって高齢者インフルエンザ予防接種又は高齢者肺炎球菌予防接種を受けたものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(償還払い額の決定等)

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、償還払い額を決定し、予防接種費用償還払額決定通知書(別記第 4 号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により償還払い額を決定したときは、速やかに支払うものとする。

る。

(償還払い金の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により償還払いを受けた者があるときは、償還払い金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式 (第6条)

第2号様式 (第6条)

第3号様式 (第8条)

印西市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実施要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

印西市長 板倉 正直

印西市告示第116号

印西市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(償還払いの対象者)

第2条 償還払いを受けることができる者は次の各号の全てに該当する者とする。ただし、償還払いと同種のものであると市が認める措置による費用の助成を他の市区町村から受けた者については、この限りではない。

- (1) 令和4年4月1日時点で市に住民登録があること。
- (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。
- (3) 17歳となる日の属する年度の初日から、令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。
- (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。

(償還額の支給等)

第3条 市は、第6条第2項の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、前条第1項第3号の実費に相当する額と16,588円のいずれか低い額（以下、「償還額」という。）を支給するものとする。

- 2 償還額の支給は、最大で3回分までとする。
- 3 償還額は、接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、次条第1項に掲げる書類の発行に要した文書料等）は対象としない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、償還払いを受けようとする者が次条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合には、償還額は、令和4年度における市が定めるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る委託料の単価相当額とする。

(償還払いの申請及び支給の方式)

第4条 償還払いを受けようとする者は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書兼請求書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、償還払いを受けようとする者が第2号に掲げる書類等を添付することができない場合には、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書（別記第2号様式）又は市長が接種したと証明するに足ると認めた書類の提出をもって第2号に掲げる書類等に代えることができる。

- (1) 第2条第1項第3号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類（原本）
 - (2) 償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し
- 2 市長は、前項の規定により書類が提出された場合は、当該書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。この場合において、前項の規定により提出された書類等に不足があるときは、市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(申請期限)

第5条 償還払いの申請期限は、令和7年3月31日とする。

(審査及び支給決定等)

第6条 市長は、償還払いを受けようとする者から提出された書類等に基づき、償還払いの可否を審査するものとする。

2 市長は第4条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、償還払いを行うことの可否を決定したときは、その旨をヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成決定(却下)通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 償還払いは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書兼請求書(別記第1号様式)により指定された金融機関への口座振込により、支払うものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により償還払いを受けた者に対し、支給を行った償還払いの返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第9条 市は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

印西市健康都市宣言

豊かな自然に恵まれたわたしたちのまち
健康はまちの宝
いつまでも、自分の健康は自分でつくり
誰もが元気でいられることは、印西市民すべての願いです。

人と自然が笑顔でつながるまち「いんざい」
いきいきと楽しく健康づくりを実践しながら、
健やかなまちをつくりましょう。

わたしたちは、
「健康で明るく元気に生活できるまち」をめざし、
ここに「健康都市印西」を宣言します。

(平成16年11月20日)



保健業務運営指針

令和5年4月発行

[編集・発行] 印西市 健康子ども部 健康増進課